

目 次

転換期としての現代 - 序にかえて	1
第1章 本研究の目的と視角	3
1. 現代社会認識のパラダイム	3
2. 包括的分析フレームとしての「社会」	3
3. ニ - ズ概念の確定に向けて	4
4. 要件としてのニ - ズ	7
5. 「生活の質」とニ - ズ	8
6. 福祉達成要件の指標化と計画化	8
7. 現代社会の特質	9
第2章 神奈川をめぐる社会変動の現状と将来動向	11
1. 神奈川社会の構造変化の諸側面	11
(1) 高度経済成長とその終焉	11
(2) 変化する産業構造	12
(3) 人口の集中とその動向変化	14
(4) 年齢階層構成の特徴と高齢化の進行	16
(5) 核家族の増大	16
(6) 就業構造の変化	17
(7) 所得水準の上昇と労働時間の短縮	17
(8) 高学歴社会への指向	17
(9) 生活環境の変化	18
統計資料 表2・1～2・35	19
2. 社会変動の今後の動向	37
(1) 普遍(基本)的トレンド	39
(2) 過渡期の長期的トレンド	41
第3章 県民ニ - ズの変化と展望	44
1. 課題と方法	44
(1) ニ - ズのとらえ方	44
(2) 記述の対象と構成	45
2. 県民ニ - ズの動向	46
(1) 社会システムの変動と<生活構造><生活意識>	46
(2) 10年後の県民の<生活構造>	48
(3) 県民生活におけるニ - ズの動向	64

3. ニ - ズの変化と政策課題	100
(1) 県民ニ - ズと政策課題	100
(2) 県と国の計画からみた政策理念の変化	101
(3) 神奈川県政世論調査にみる県民の意識	107
(4) 神奈川の今後の政策課題を求めて	107
4. ニ - ズと行政需要 - まとめにかえて -	113
第4章 県民ニ - ズと行政対応	114
1. 行政と公共性判断	114
(1) 県民ニ - ズと行政対応の推移	114
(2) 公共性判断論の展開	117
2. 新規事業の動向分析 - 新規事業の立案に関する調査結果	123
(1) 定義・調査票及び調査項目	123
(2) 調査の仮説	124
(3) 回収結果	125
(4) 調査結果の概要	125
(5) 仮説の検証	129
(6) 調査の限界	129
3. 公共性判断の妥当性を確保するために	130
(1) 自治体の役割	130
(2) 公共性判断論の限界	132
4. 実施すべき諸課題	132
(1) 長期的課題	132
(2) 中期的・短期的課題	133
第5章 「ニ - ズ」研究における住民意識調査の役割	135
1. 「ニ - ズ」研究と住民意識調査	135
(1) 住民意識とは何か	135
(2) 住民意識調査の位置づけとその役割	135
2. 住民意識調査の現状と課題（要約のみ）	138
(1) 住民意識調査の実施状況	138
(2) 活用できる住民意識調査の要件	138
3. 神奈川における住民意識調査と今後の課題（要約のみ）	139
(1) これまでに実施された調査	139
(2) 今後の住民意識調査実施上の課題	139
あ と が き	140
附属資料 1. 新規事業についての調査（割愛、目次のみ）	143
附属資料 2. 神奈川県の組織の動向（割愛、目次のみ）	143
参考資料	144

転換期としての現代-----序にかえて

私たちは、今、一つの時代の転換期にいる。それは、ある場面では、終末期であり、またある場面では生成期である。それは文明史的にいうならば「産業社会」から「脱産業社会」への移行である。日本の歴史の中でとらえるならば、近代化百年の総括が問われていると言える。それは垂範的モデルとしての西欧近代を曲りなりにもキャッチ・アップしたが、達成に伴う目標喪失状態があり、また達成が急速になしとげられたため、西欧においては徐々に解決してきた問題を急激に顕在化せしめたため西欧近代化というかつてのモデルは今後の指針となりえない状況がある。また戦後という観点からとらえるならば、30年という1世代が経過しての問い直しがなされているともいえよう。さらに重なる転換は高度成長の終焉と減速経済過程への転換である。

状況は様々の問題を明らかにしたり、生じさせたりしている。それらは人間疎外であり、市場の失敗であり、高度成長の代償としての環境破壊であり、コミュニティの解体である。経済成長や都市化は生活様式の変化を生み出したが、未だ私たちは新たなる規範的生活様式をつくり出したとはいえない。

このような転換期における新たなる対応が求められているとあってよいだろう。そのためにはまず様々の方向からの把握が必要であるが、接近の仕方としては、実態面から、意識面から、あるいは理念面から等様々のアプローチが必要であろう。

私たちの眼前の現実の社会において何が生じており、どの方向に動いているか、いかなる行動と制御と誘導が必要であろうかを様々のアプローチによってとらえること、これが私たちの「ニーズ研究」に課せられたテーマであろう。

このような問題意識のもとに探究した結果が本報告書である。もとより非力ゆえの「意余ってことは足らず」は私たち自身が痛感しているところであるが、討論素材にいささかなりとも資すれば幸いである。

本報告書は次のように構成される。

第1章 本研究の目的と視角

なぜニ - ズが問題になるのか、様々な分野に「ニ - ズ」がどのようにとらえられているかを示す。

第2章 神奈川をめぐる社会変動の現状

社会変動に関するシステム論的アプローチとデータに基づいた様々の構造変化について論述する。

第3章 県民ニ - ズの変化と展望

前の章をうけて、そのような社会変動に伴って県民ニ - ズがどのような変化をみせるかとらえる。この相関をとらえる概念装置として<生活構造>を設定した。

第4章 県民ニ - ズと行政対応

県民ニ - ズに対する行政対応を「公共性」判断と対応と、推移の実態を分析する。さらに公共性判断の妥当性を確保するための条件を追究する。

第5章 「ニ - ズ」研究における住民意識調査の役割

住民意識調査に焦点をあて、住民意識とは何か、「ニ - ズ」研究、「生活の質」研究における「主観的な、ソフトなデ - タ」としての住民意識調査の役割、現状、問題点を論じ、かつ神奈川における今後の実証的研究の方向を模索する。

第 1 章 本研究の目的と視角

1 現代社会認識のパラダイム

ニ - ズ分析を行う上で不可欠なことは、社会体系あるいは現代社会に関するパラダイム（認識枠）の確立であろう。

ダニエル・ベルは「脱工業社会の到来」（注1）や「資本主義の文化的矛盾」（注2）において、社会を3つの領域、即ち、社会経済構造（主として技術、経済の秩序）、政治形態（行政はその下位システム）、および文化の複合体として捉えている。社会のそれぞれの領域は、それぞれ相異なる中軸的な原理によって支配されており、経済は機能性、政治は平等性、そして文化は自己実現を原則としているが、これらの原則は、相互に矛盾する要素をもち、この矛盾は時とともに次第に大きくなっていく傾向があるという。ベルはさらに、文化が、社会変化を起す力として、社会の矛盾の主要な原因となっているとしている。

脱工業社会（注3）については、ベルはその中軸原理は「理論的知識」であり、脱工業社会とともに社会的意思決定様式が「経済(学)化様式」から次第に「社会(学)化」していき、資源（諸財とサービス）の配分と分配に関する新しい公準設定が問題化するという。さらに脱産業社会とは同時に「共同社会」communal societyであり、その原基には「共同倫理」の開発と定着が不可欠とされ、社会を一つの家計として捉えること、公共家計概念Public Householdを提唱している。

このような「社会」認識を本質的なしうるためのパラダイムが今求められているとあってよい。

2 包括的分析フレームとしての「社会」

経済企画庁総合社会政策基本問題研究会の報告書「総合社会政策を求めて」は、これまでの産業経済主導型の発展パターンを基本的に改め、経済・社会・文化などのシステムを包含した広い意味での社会システムの調和のとれた発展を重視すべきであるとして、「経済の論理」から「社会の論理」への転換を強調しているが、これも、ダニエル・ベルのいう社会的意思決定様式の「社会(学)化」という指摘と同様の文脈で提出されているとあってよい。「経済の論理」および「経済化」の意味することは、競合する目的の間で乏しい資源を効率的に配分する方法のことである。それは目標を定義する必要、もしくは一連の目標の中で優先順位を確立する必要を感ずることなく、手段の合理性を追究することによって目的の充足をしようという考え方である。即ち市場機構を通じて資源が最適配分されるという考え方に他ならない。

しかし、経済化様式は3つの弱点を露わにしてきた。第1に、それは「経済財」しか計測しないが、空気や水あるいは満足等の自由財を考慮に入れる必要がある。第2に「外部費用」「社会的費用」のように企業がつける価格は企業の真の費用を反映しないことである。そして第3に個々人の私的消費

の充足を強調する結果、公共財と私的財の間に不均衡が生じることである。

これらは「経済化様式」が、個々人を計算する単位にしているからである。従って、社会の必要をもっと意識的なやり方で判断する努力、および「公益」Public Interestという概念を基礎にした「社会(学)化様式」が要請される。

これがベルのいう「社会(学)化」の論点である。

栗原彬氏は、「経済の論理」を「達成価値」とし、「社会の論理」を「連帯価値」として捉え、右のような対比をしている。(注4)

達成価値	連帯価値
隔差の拡大・維持 進歩 合理性 達成・業績 生産力 能率 中央集中 競争 統治	隔差の縮少 存在 全体性 連帯・共同性 生活力 総合的効果 地方分散 共存 自治

日本の近代化過程は、達成原理がつぎつぎと連帯原理を蚕食してきた過程であると栗原氏はいう。

社会科学における概念図式・モデル・理論・用具が最近とみに政策科学的色彩を帯びてきているのもこのような時代背景と無縁ではないだろう。それらは社会指標であったり、社会ダイナミクス(SD)であったり、選好度意識調査であったり、また社会計画であったりするだろう。また社会システム論における資源論をめきにしたこれまでのパラダイムが、環境や資源問題を分析しえない限界を有していたとして、社会システム論におけるパラダイム革新として「情報-資源処理パラダイム」の提起も、現実有用性をめざした問題意識のもとに出されているとあってよいだろう。

われわれの課題とは、このような社会全体を包括するような概念装置によって、現代社会を捉え、その要件(ニ-ズ)を具体的に確定し、社会構造の改善の方向を探り出すことに他ならないであろう。

3 ニーズ概念の確定に向けて

最近様々の分野で「ニ-ズ」なる言葉が頻繁に使われている。しかしながら、それぞれの分野での用法はそれぞれ異っているように思われる。とりあえず各分野での定義、用法を探ってみたい。

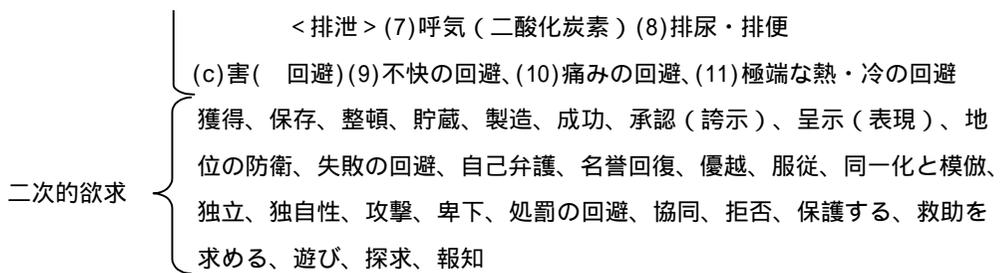
(1) 心理学的アプロ-チ

ニ-ズ needs 概念はもともとは心理学の領域で使われ出した概念である。辞典によれば、「欲求または要求を意味し、有機体内部の何らかの欠乏または過剰に起因するものである。有機体は、環境への適応や生命維持のために動的平衡(ホメオスタシスHomeostasis)を保つ必要があり、外的適応と同時に内的均衡を維持するためには、生物学的衝動を満たすことが重要となる。」(注5)

その欲求(ニ-ズ)に関する内容分類は様々のものが提出されている。(注6)

マレ-は、欲求を一次的ないし臓器因的と、二次的ないし心理因的とに分類している。

- 一次的欲求
- (a) 欠乏(摂取)(1)吸気、(2)水分、(3)食物、(4)感覚の満足
 - (b) 緊張(放出)
- <分泌>(5)性、(6)乳分泌



クラインバ - グは、(a)系統発生上の連続性、(b)生理的な土台、(c)普遍性の三つを基準として、欲求をつぎの四種に分類している。

絶対に確かなもの.....飢え、渇き、休息と睡眠の欲求など

確定した生理的土台のあるもの.....性欲、母性愛など

間接の生理的土台のあるもの.....攻撃性、逃走など

生理的土台のないもの.....集合の欲求、父性愛、所有欲など

このような分類で最も一般的に知られているものはマズロ - の分類であろう。彼は「基本的欲求」をヒエラルキ - 化して、より「低次」の欲求が充足されてはじめて、そのつぎのより「高次」の欲求が活性化するものとして次のように分類している。(注7)

生理的欲求

安全の欲求

所属と愛情の欲求

尊敬の欲求

自己実現の欲求

これらの欲求分類は、人間を個体として捉えてのものであり、人間の欲求が人間の社会的存在からくる社会性を刻印されたものとして捉える視点を欠いているといつてよいであろう。

R. E. レインは社会学的分類を意図して次のようにまとめている。(注8)

認知的欲求

持続と均衡をもとめる欲求

社会的参加の欲求

道徳的承認をもとめる欲求

評価 (esteem) をもとめる欲求

パ - ソナリティの統合と存在証明の形成をもとめる欲求

攻撃性の発出をもとめる欲求

自律性と自由をもとめる欲求

自己実現 (self - actualization) の欲求

経済的生活手段をもとめる欲求

(2) 経済学的アプローチ

経済学においてはニ - ズneedsとウォントwants及びデマンドdemandを区別している。

- (a) ニーズ 意識されていない欲求 = 必要
- (b) ウォント 意識されている欲求 = 欲望
- (c) デマンド 代価を支払う意思と能力を伴った欲求 = 需要

財政学においては、財政活動の目的の第一として、公共サービスの提供による社会的必要の充足があげられる。マズグレイブはそれを「公共欲求」public wantsとして捉え、さらに「社会欲求」social wantsと「価値欲求」merit wantsとにわけている。社会欲求とは公共財により充足されるべき欲求であり、価値欲求は政府の家父長的温情主義の観点から長所（merit）ありと認められるかぎり、財政をつうじて充足され、それ以上は市場機構をつうじて個人により直接に充足されることになる。（注9）

(3) 社会学的アプローチ

特に社会学というディシプリンに分類することは適当でないかも知れないが、社会学者見田宗介氏の「人間的欲求の理論」が包括的に捉えた整理をしている。（注10）

欲求を、必要requisite、要求need-disposition、および欲望desireの層位として捉え、次のような区分をしている。

- (a) 必要requisite 人間が人間として存立しつづけるために不可欠の絶対的な要件であり人間的な欲求の基盤をなしている。
- (b) 要求need-disposition 必要を充足するために人間が発達させてきた諸機能がいわば自立的に要求する一般的な傾向性。
- (c) 欲望desire 要求の一般的傾向性の上で、主体が選択する特定の具体的な対象に向けられた志向性。

具体的な人間の欲求は、これらの重層構造と相互の規定、逆規定のダイナミズムとしてとらえられる。

(4) システム論的アプローチ

社会学におけるシステム理論である、構造 機能分析において社会システムの存続（survival）・繁栄（welfare）・発展（development）するための諸条件を機能的要件（必要）としている。小室直樹氏はさらに、社会システムの機能的要件と、その社会システムの＜欲求＞である、としている。（注11）

周知の如く、T.パーソンズは社会システムの機能的要件として4つを上げたAGIL理論を展開している。

適応 Adaptation

目標達成 Goal attainment

統合連帯 Integration

パターン維持と緊張処理 Latent pattern maintenance and Tension relaxation

(5) 行政学的アプローチ

行政学または行政において頻用されるニ - ズの類似語として「行政需要」という用語がある。これは、西尾勝氏によれば、わが国で生成した独自の新造語であり、その概念用法は論者によって多様に使われている。」西尾氏は、行政需要と行政ニ - ズを区別し、行政需要を「市民が政治体系にその充足を期待する充たされていない効用のこと」とし、行政ニ - ズについては、「政策決定機構の側で、政治体系が対応すべき行政需要として認定したもの」をよぶとしている。（注12）

4 要件としてのニーズ

さて、私たちは様々の分野におけるニ - ズの用法を見てきた。それぞれの分野毎に異ってはいるが、共通の意味あいを読みとれるであろう。私たちは、ここで各分野に通じる定義が必要となる。

そのようなものとして、吉田民人氏のいう、生命以後の進化段階にあるシステム、即ち自己組織系を対象にする要件論的アプローチにおける「自己保存系が所与の環境の下で存続（survival）・繁栄（welfare）・発展（development）するための諸条件」とすることが最も一般的たりうるのであろう。この定義に従うならば、心理学にいう「欲求」も「自己保存系としての生物あるいは人間の存立要件」ということになる。要件とは、それが充足されなければ、その体系は衰退・解体あるいは消滅することになるものをいう。（注13）

では、自己保存系としての社会にとっての要件は何か。根本的要件として2つをあげることができるだろう。それは、環境への適応と成員の欲求充足という機能的要件である。生物の「社会」は「個体ニーズ」を充足しつつしかも同時に「全体ニ - ズ」をも充足しうる能力をもつシステムであらねばならないのである。

社会システムの要件を確定するには、まず社会とは何かが明確にされなければならない。吉田民人氏は社会システムの再定義を試み、「情報 - 資源処理パラダイム」として提出している。

吉田氏はこれまでの社会システムの定義が資源の観点を含まないものであったが為に公害問題、環境問題を視野に収めることができない憾みがあったとし、資源論をも射程にいられた新たなパラダイムを提出したわけである。

このパラダイムについて若干紹介しよう。社会システムは「情報空間」と「資源空間」から構成される。「情報」ならびに「資源」は社会システムのストック面を、そして「情報処理」ならびに「資源処理」はそのフロ - 一面を意味する。「情報」は制御機能を果たす人間レベルの有意味の記号集合であり、中枢的な制御機能として「意思決定」がある。「資源」は、物的資源と情動的資源を基本要素にして、この両者を人体化した人的資源、それに一定の物的、情動的、人的資源にいたる一定の「所有」ないし「制御能」を社会的に保障する関係的資源という4つのタイプからなる。例示すると次のようになる。（注14）

物的資源.....自然（生態）環境、土地、建物、材料、原動伝動・作業用具、物的消費的、動力、

熱電磁気など、各種の物質的 = エネルギー的資源

情動的資源.....人類レベルの外記号集合、コンピュータをはじめとする各種の情報処理用具

人的資源.....筋骨的 = 臓器的 = 脈管的資源、神経的資源

関係的資源.....貨幣、権利、地位、権限、権力、威信、連帯、信用、のれん、自由、平和など

このような社会システムの成立・存続・発展に必要な各種の情報 - 資源処理の量的ならびに質的なストック水準ないしフロー水準が社会システムの「要件」とされる。また社会システムの「要件充足状態」が社会システムの「福祉」(well-being)とされる。

このような発想によって始めて社会はトータルに捉えられていくであろう。これと同様の発想をもって提唱されているのが社会システム会計という考え方である。

5 「生活の質」とニーズ

福祉達成に関する要件を、量的、経済的な生活の豊かさあるいはハ・ドウェアとしてだけとらえるのではなく、精神的な豊かさやソフトウェアも含んだ質的なものとしてとらえようという問題意識からでてきたものが、いわゆる「生活の質」quality of life である。アメリカの環境保護庁の定義によれば「人々（集団および個人）の良好な状態、ならびに人々が生活している環境そのものの良好な状態」が「生活の質」である。またランド研究所は「個人の福祉感（sense of well-being）、生活上の満足感・不満足感、あるいは幸福・不幸感が生活の質である」としている。

質が提起される場合において「量」は単なる対立概念としてとらえられてはならず、質に包摂され、質の観点から再構成されるものとしてとらえられなければならない。

福祉あるいは厚生を表示するものとしてこれまで代表的に使われてきたのが経済指標としての国民所得統計である。それが表わす経済成長率が社会的目標であるかのように論じられ位置づけられてきた。しかし貨幣的表示による経済的「豊かさ」が上昇しているにもかかわらず、様々の社会問題 都市、環境等々 を促進し、経済指標による社会の状態や活動水準の把握の限界が明らかになった。そこで貨幣量に還元しえない社会の状態や活動水準をとらえ、生活のしやすさ、即ち「生活の質」についてあたらしく正確に捉え、評価する用具の開発が試みられるようになった。それが社会指標である。

6 福祉達成要件の指標化と計画化

社会システムを把握するのに経済指標を用いたのでは、前に述べたように<経済化様式>による限界がある。そこで非貨幣的指標によって社会システムの状態を記述するための用具が社会指標である。

社会指標は、次の機能をもつ。第1に、社会の状態を認識する。第2に、社会の将来を予測する。第3に、何らかの基準に従ってその状態を評価する。第4に、これらに基づいて社会計画または制御を行う。

現代社会における福祉達成のためには、社会のさまざまな分野からの把握が必要であるが、社会指標は、社会を、フロー - とストック、パフォーマンスと構造の各側面から把握するので、政策の体系化、

総合化が求められている現在、社会指標の開発は急務といえよう。

また政策の計画化が求められているが、まず社会システムの構造を構成している要素が明確にとらえられる必要があり、その意味からも社会指標の体系化が求められるわけである。

7 現代社会の特質

私たちの関心対象である二・ズを論ずる場合、現代社会の特質に関する認識が必要であろう。

稲上毅氏は、現代社会の特質として次のような項目をあげている（注15）

＜生活関連の汎社会化＞生産の社会化を通して生活の社会化が進み、最近では家族機能の社会化といわれる状態がある。

社会発展「与件」の内生化。産業社会の進展は、環境や資源といった、これまで暗黙の与件とみなされてきたものが、制約条件として意識されるようになった。

社会的意思決定様式の直接化。貨幣、間接代議制、定型化された役割等の媒体を通じた人間と社会との結節を間接化する方式に対する反発・異和が強まっている。

社会的意思決定の規範革新と新しい公準設計。資源配分や分配に関する利害関係を調整していく機構や運用準則が問われることになる。

垂範的モデルの不在と「自生的漂流」driftの克服。西欧近代にモデルをとることは不可能であり、社会計画化の必要性が高まる。

情報問題の先鋭化。社会の構造と機能を認識し診断するための情報の生産の意義が高まる。

現代社会の特質は最もよく社会問題に現われるといえるだろう。梶田孝道氏は次のような10項目を指摘している。（注16）

社会問題がマクロ化し、問題連関が拡大する。

機能連関が多層的である。一つの問題が複数の正・逆機能をもつ。

相互共犯性。

加害が複数主体によって分有される。

加害が迂回的にあらわれる。

社会集団が分節化し、利害が多様化する。

従来のシェ・マにあてはまらない対立紛争が生起する。

複数の問題を発生させる主体は単一・強力であっても、それぞれの問題を被る主体は分化・分散している場合がある。

加害～被害の発現パターンが多様化する。

～によって社会紛争が錯綜化し、既存の調整メカニズムが機能不全に陥る。

私たちはこのような現実から出発しなければならないのである。現代社会における要件を具体的に確定していく困難さはこのような現実そのものからくるのである。

<注>

- (注1) ダニエル・ベル「脱工業社会の到来」ダイヤモンド社1975
- (注2) ダニエル・ベル「資本主義の文化的矛盾」林雄二郎訳、講談社学術文庫 1976
- (注3) 脱産業社会と脱工業社会の相異については、松原洋三「産業化の発展段階」社会学講座8「経済社会学」所収1974
- (注4) 栗原彬「日本近代化の価値標識」神島二郎編『近代化の精神構造』評論社所収 1974
- (注5) 浜島朗他編「社会学辞典」有斐閣1976
- (注6) 見田宗介「価値意識の理論」弘文堂1971
- (注7) A・H・マズロ - 「人間性の心理学」産業能率短大1971
- (注8) 佐藤毅編「社会心理学」有斐閣双書1971
- (注9) マスグレイブ「財政理論」有斐閣1977
- (注10) 真木悠介「人間解放の理論をめざして」筑摩書房1971
- (注11) 社会学講座「理論社会学」東大出版会1974
- (注12) 日本行政学会編「社会変動と行政対応」ぎょうせい1976
- (注13) 吉田民人「社会科学における情報論的視座」『講座情報社会科学』5学習研究社1973
- (注14) 吉田民人「社会システム論における情報 - 資源処理パラダイムの構想」『現代社会学』VOL.1、No.1、1974
- (注15) 稲上毅「社会計画と社会学」『社会科学への招待 社会学』1978 所収
- (注16) 梶田孝道「社会問題の新しい特質と対抗的分業」『現代社会学』1976VOL.3、No.2

第 2 章 神奈川をめぐる

社会変動の現状と将来動向

この章は、県民ニ・ズ形成要因の一つとなる地域の社会的・経済的基礎構造の変化・社会変動の今後の動向を明らかにすることを目的としている。

1 神奈川社会の構造変化の諸側面

(1) 高度経済成長とその終焉

ア 低成長経済への移行

神奈川県経済は、日本経済の発展とともに急速に成長し、特に、所得倍増計画が実施に移された昭和30年代の後半以降、重化学工業を中心にきわだった発展をとげた。

しかし、昭和46年のドル・ショックにより停滞の兆しを見せはじめた本県経済は、昭和48年の石油ショックにより決定的な影響を受け大きく後退した。

イ 経済成長がもたらしたもの

高度成長は日本の社会にさまざまな変化をもたらした。その一つは所得水準の向上、大量生産・大量消費体制の確立による「豊かな社会」の実現である。

所得水準の上昇は、家庭電化製品、自動車などの耐久消費財ブームを呼び起し、大量生産がコスト・ダウンをもたらして新たな需要をつくりだすことになった。その結果、使い捨て時代といわれる大量生産・大量消費のシステムがつくられた。

経済の発展は産業構造にも大きな変化をもたらす。第一次産業の後退と第二次・第三次産業の発展、第2次産業内部における構成の変化、すなわち、重化学工業化の進行など産業構造の高度化が進んだ。

経済の高度成長は国民生活にある「豊かさ」をもたらしたが、同時に多くのひずみを発生させた。都市への産業と人口の集中に伴い都市は急膨脹し、地価の高騰、住宅難、通勤・通学難、交通事故の増加など都市問題が激化することとなった。逆に地方都市や農村においては、経済の衰退と人口の流出で地域社会の崩壊がすすんだ。

環境破壊もまた深刻である。生産と消費の拡大に伴って大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害も増大し、地域開発の進行につれて、国土と自然の破壊も進んでいる。

本県においては、都市問題の激化や環境破壊が、県民生活上大きな障害となっている。また、高度経済成長による所得水準の向上、大量生産・大量消費体制の成立は、国民の価値観を大きく転換させた。

一方において、物質的指向への傾斜、消費指向の高まり、勤儉精神の低下、余暇の重視がみられるようになり、他面において、経済成長や技術進歩に対する信仰の崩壊、人間の内面生活の重視などの傾向も現われている。また、権利意識や環境保護優先思想の高まりもみられ、豊かさが人間の幸福につながっているかという反省も生まれている。

ウ 神奈川県経済の将来

昭和40年代の後半以降、国際的にはIMF・GATT体制の動揺、開発途上国の国際社会における発言力の増大、国際政治における多極化の進行、日本の経済大国化に伴う国際的摩擦の増大等国際環境の不安定性が強まっており、わが国の経済的発展に対する制約条件が増しつつある。

国内的条件についても、前述のように成長「信仰」の崩壊、人間の精神面の重視など国民の価値観の変化、また、日本の技術水準が先進国にキャッチ・アップしたことに伴い技術進歩による経済的発展というファクターも消えさるうとしている。資源や環境問題も成長を制約する要因となる可能性が大である。

本県経済も、このような国際的・国内的条件の制約を受けて、低成長を余儀なくされるものと思われる。

(2) 変化する産業構造

ア 産業構造の変化

経済が発展し、所得水準が上がるにつれて、第1次産業（農林漁業）の比率が低下し、第2次産業（鉱業、製造業、建設業）及び第3次産業（商業、金融、運輸・通信、電気・ガス・水道、サービス業、公務等）のウエイトが高くなっていく傾向がある（クラークの法則）が、日本の産業構造もまたそういう変化を示している。そして、この傾向は、神奈川県においていっそう激しいかたちで現われている。

産業別就業者数あるいは産業別県内純生産の構成の推移はこれらのことをよく示している。

イ 重化学工業化の進行

高度経済成長の過程を通じて、産業の重化学工業化、産業構造の高度化が急速に進んでいる。

本県工業における重化学工業化率を、工業出荷額でみると、昭和30年にすでに70%に達していたが、全国の場合と同じく、30年代の前半に一段と高まり35年には78.6%となり、その後も引き続き上昇し45年には80%を突破した。45年以降は横ばい状態にあるが、80%台を保っている。

ウ 産業構造変化の方向

県内産業構造の長期展望については、昭和53年6月に神奈川県商工部から委託を受けた（財）国民経済研究協会の調査報告書『神奈川県の産業構造の変化と方向』のなかで検討がなされている。

これによると、昭和60年における神奈川県純生産額の見通しは第1次産業が0.5～0.6%

(ケースIとIIがある。以下同じ)、第2次産業が47.5%または50.2%、第3次産業が51.9%または49.3%となっており、第1次及び第2次産業の後退、第3次産業の発展が予測されている。

また、工業については、重化学工業化率の頭打ち傾向と、機械工業化率の高い伸びが見込まれている。

エ 本県主要産業の動向

(ア) 工業

本県工業の特性を明らかにしてみよう。

重化学工業化率のずば抜けた高さについてはすでに指摘したところであるが、神奈川県工業の特徴の第1は広義の機械工業(一般機械、電機、輸送機、精機、武器)が圧倒的なウエイトをもっていることである。

特徴の第2は石油・化学工業の比重が高いことである。

製造品出荷額の地域別構成の推移をみると、昭和35年以降、横浜・川崎地区のウエイトが急激に低下し、県央地域が著しい伸びを示している。これは、県央地域における激しい工場進出を反映したものである。

本県工業の内部構造は今後どのような変化をたどるであろうか。

日本の産業全体については、資源・エネルギー - 供給の制約や発展途上国の力の増大など国際経済環境の変化のもとで、資源・エネルギー - 多消費型産業から知識集約度の高い産業への転換が見込まれているが、本県産業も基本的にはそのような方向をたどるものとみられ、高付加価値型、省資源型産業である電気機械、一般機械、輸送用機械、精密機械など従来から本県工業のなかで高い比率を占めていた広義の機械工業のウエイトが一段と高まるものと考えられる。

(イ) 商業

神奈川県流通業界は首都圏経済の一部として東京都圏に組みこまれており、特に卸売機能が著しく立ち遅れているところにその特徴がある。

小売業については、昭和40年代以降、小売業界を激しく揺り動かしている問題に大型小売店の進出がある。スーパー・ストア形式の大資本系列大型小売店の進出はこの10年めざましいものがあり、地元商店街との間でさまざまなあつれきをひきおこしている。

本県商業は今後どのような方向へ発展していくのであろうか。最近、卸売業の急速な伸びが目立っているが、この動向の背景には、小売業店舗の増加による卸売業店舗の必要性、本県のおもな仕入先である東京都への交通事情の悪化及び卸売団地の増設など行政施策の効果などによる影響があるとされている。このような指摘があたっているとすれば、県内卸売業は引続き発展をしていくものと考えられる。しかし、神奈川県流通業界の歴史的、地理的事情による制約もあるので、現在のような最終卸が主体となっている業態が変わらなければ大きな発展は期待できない。

小売業においては、大都市周辺と県央各市など人口増加の著しい地域を中心に発展が見

込まれる。

飲食店も都市化の進行と生活水準の向上、外食性向の強まり、奢侈的消費性向の増大、喫茶の普及などにより増勢を続けており、販売額の伸びもきわだっている。今後も高い成長をとげるものと考えられる。

(ウ) 農 業

わが国農業は、高度経済成長の過程を通じて後退の一途をたどり、国民経済に占める地位を低下させてきた。特に、本県は都市化が激しく、農業労働力の他産業への流出、また、大量の農地が住宅地や工場用地に転用され、農家、農業就業者、経営耕地等の減少が急激に進んでいる。

農業生産は、農業人口の減少にもかかわらず、機械化、省力化を通じて水準を維持しており、10ア - ル当たり生産所得は、50年度、全国第1位を占めており、本県農業の生産性の高さを示している。

しかし、都市化の進行に伴い農業をとりまく環境は悪化しており、政策的誘導がないかぎり、長期的には後退していかざるをえないと思われる。

(3) 人口の集中とその動向変化

ア 高度「人口」成長

第2次世界大戦後の本県の社会経済変動のきわだった特徴の1つは人口の著しい増加である。

いま、昭和30年以降の人口の増加状況を5年ごとの国勢調査の結果でみると、次のとおりである。

30年から35年へかけての5年間で17.9%

35年から40年へかけての5年間で28.7%

40年から45年へかけての5年間で23.5%

45年から50年へかけての5年間で16.9%

戦後、わが国の人口は、一貫して、南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）、西近畿（京都、大阪、兵庫）のいわゆる3大都市地域に集中してきており、その集中率は、50年国勢調査の時点で49.6%に達しているが、中でも、本県への人口の集中にはきわだったものがあつたのである。

イ 人口増加と社会増の比重

このような著しい人口の増加は、いうまでもなく、出生と死亡との差で生ずるいわゆる自然増だけでは実現しえない。転入と転出との差で生ずるいわゆる社会増が重要な役割を果たしてきたのである。

ウ 人口流入の背景

本県における30年代及び40年代前半を中心とする高い経済成長及び大幅な雇用増さらに東京への通勤・通学者の激増等の状況とあわせ考えるとき、本県への激しい人口流入の背景と

して、本県における雇用の機会の増大及び東京へも通勤・通学できる地理的利便さがまず考えられるが、さらに一般的に、都市的生活の利便さ、自然的、文化的等の生活環境の良好さ等も影響力があったのではないかと考えられる。

エ 激しい社会移動

本県の人口増を、転入増 社会増 人口増の脈絡でとらえてきたが、実は本県は転出者数も多い。社会増が大きいのは、転入者数が転出者数をさらに上回って多いためである。

オ 東京への通勤・通学者の実状

50年10月1日現在、東京への通勤者が本県全就業者に占める割合は19.8%（574,287人 / 2,897,375人）、東京への通学者が本県全通学者に占める割合は28.7%（118,990人 / 415,022人）にも達しており、東京への産業中枢機能、文化中枢機能の集中と、本県のベッド・タウン的性格との一端を示している。

カ 一様でない県内各地の人口動態

これまで、神奈川の人口の動きを全体としてみてきたが、面積の狭い県とはいえ、県内の地域によりその動きは必ずしも一様でない。むしろ、地域により、人口の動態はきわだった対照を示してさえいる。景気変動や開発規制等共通の因子により共通の影響を受けながらも、なお、地域の特性により相当の差を生じているのである。

人口の動きを増加率でみた場合、人口増加の波は横浜、川崎ではすでにおさまり、部分的には人口減の現象すらおきている。これに対し、湘南地区及び県央地区は、35～40年ごろから人口著増期にはいり、特に県央地区は次第に西部へ人口著増地域を拡大している、小田急線沿線の諸市について、それぞれの市が県平均を上回る人口増加率を示すようになった時点を調べてみると、海老名36年、厚木38年、伊勢原40年、秦野42年となっており、人口増加の波が、順次、東方から西方へと押し寄せていることがよくわかる。

県内の地域による人口増加のこのような態様の相違は、本社機能、生産機能、流通機能、文化機能等が集中している東京、横浜、川崎への利便さ、人口受容余力、生活環境等の諸要因の合成力の地域による差及びその変化によるものであろう。

キ 時間差のある首都圏各都県の人口動態

戦後、わが国の人口は一貫して南関東、東海、西近畿の3大都市地域に集中してきているが、中でも南関東への人口の集中が著しい。南関東4県（埼玉、千葉、東京、神奈川）の人口が全国の総人口に占める割合は、20年12.9%、30年17.0%、40年21.2%と比率を高め、50年にはついに24.1%と1/4に近づいている。

南関東4県は、通勤・通学の状況のみならず、東京を中心に相互に深く関連しあっており、全体としてわが国の首都圏を構成しつつ発展を続けてきたが、その過程でも、人口増にいわば時差が認められる。人口増の波は、まず東京へ、やがて神奈川へ、そして今や埼玉と千葉に押し寄せている。このことは、経済の復興が東京を中心に行われ、経済の成長が神奈川を拠点として進行し、やがてそれが埼玉や千葉に波及していきつつある、とみることもできるが、また、広域社会圏の中心“東京”への利便さ、環境条件等のすぐれているとこ

ろから開発が進められ、キャパシティの縮小、過密の顕現等により、順次、開発が次の地域に重心を移していく、とみることもできるのではないだろうか。

ク 人口増加の急速な鈍化

人口の著しい増加は本県の社会変動の主要なトレンドの1つであったが、47年には人口増が20万人を割り、社会増のウエイトも50%を割った。その後、人口増の減少と社会増比率の低落は加速度的に進行しており、51年には、人口増は11万9千人、社会増比率は27.1%、52年には、人口増は11万8千人、社会増比率は31.2%となった。

本県への人口流入は、すでに48年の石油ショック以前から、徐々に基調を変えつつあったといえる。それは、本県のいわば人口受容キャパシティが次第に小さくなってきたこと、法によりあるいは住民運動等により大規模な団地開発に規制がかけられるようになったこと等が原因であったと考えられる。

そして、低成長時代への突入は、本県経済にマイナス成長、雇用減等のきわめて厳しい影響をもたらすこととなり、このことが、徐々に始まっていた人口流入の基調変化に拍車をかけ、その傾向を決定的にしたといえることができるだろう。

(4) 年齢階層構成の特徴と高齢化の進行

本県への人口の流入が、基本的には、本県における超高度経済成長と東京への産業文化中枢機能の集中に起因するとすれば、これらの転入人口は青年層、壮年層及びその家族が中核であると考えられる。

実際、本県は、労働能力に富んでいる中間年齢階層の人口が多く、老齢階層の人口は少ない。また、年少人口比率も高い。

20代を中心に30代と40代で構成する本県労働力人口の中核は、やがて人口の“かたまり”を高年齢階層へ押し上げていくことになるだろう。

高度成長期に急増した青年・壮年層とその子供達の2つの人口の“かたまり”が将来も神奈川の人口構成を特徴づけていくだろう。

近い将来、神奈川社会が急速に高齢化するであろうことと、新規学卒者が大幅にふえていくであろうこととは間違いのないことである。

(5) 核家族の増大

国勢調査が核家族の概念を使用して調査を始めたのは比較的新しいので、統計上、急激な核家族化の過程を確かめることはできないが、核家族が、35年当時、すでに全体の69.5%に達していたこと、その後、少しずつではあるがさらにウエイトを高め、50年には71.1%に達したこと、逆に、核家族でない親族世帯は、35年の25.5%から50年の13.9%へと大きく比重を低下させていること、一方、単独世帯が35年の4.7%から50年の14.8%へと比率を急増させていること、などを読みとることができる。

(6) 就業構造の変化

就業者の年齢階層構成をみてみると、24歳以下の階層が急激にウエイトを減じ、25歳以上の階層が全般にウエイトを大きくしている。特に、40歳以上の階層では、30年から40年へかけていったんウエイトを減じたのち、50年に再び比率を高めていることが注目される。

次に、就業者の従業上の地位別をみてみると、雇用者が比重をまし、業主と家族従業者がウエイトを低くしている。

さらに、就業者の職業別をみてみると、20年前と比較して、比率を高めているのは、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売職業、運輸通信職業などで、逆に比率を低めているのは、農林漁業職業、技能・生産工程・単純労務職業、サービス職業などである。

これらを総合すると、

世帯の種類	核家族
世帯主の年齢	20代～40代
彼の産業	2次産業または3次産業
彼の職業	ホワイト・カラ-
彼の従業上の地位	サラリ-マン

といった標準的県民（世帯）像が浮かんでくる。

(7) 所得水準の上昇と労働時間の短縮

これまでに述べてきた、本県における経済成長、産業構造変化、人口増大と同じように、本県における賃金の上昇も、今日からふりかえてみると、きわめて異常なスピードであった。

所得の増大、生活水準の向上を県民生活を彩る1つの主要なトレンドとして認めないわけにはいかない。

しかしながら、今日、先進技術の導入も一段落し、また、世界的に新たな技術革新も停滞している。加えて、世界的な不況で、企業の業績は伸びなやんでいる。永く続いた実質賃金の上昇も、成長路線の終焉とともに足ぶみ状態にはいった。

一方、高度成長期を通じて、労働時間にも顕著な傾向がみとめられた。それは、所定内労働時間のほぼ一貫した短縮傾向と、所定外労働時間の不況突入後の大幅な減少傾向とである。

産業界は、不況下、減量経営に徹しているものと考えられるので、景気回復の兆しがみえた場合など、一時的に労働時間の増大が招来されることはありうるとしても、所得水準が欧米水準にキャッチ・アップした現在、次にキャッチ・アップすべきものは、財産の形成とともに、余暇の拡大である、という見方も有力であり、基本的には、労働時間短縮の方向は逆もどりはしないのではないかと考えられる。

(8) 高学歴社会への指向

所得の増大は、一方において、電気機械器具 乗用車 マイホ-ムという一連の耐久消費財

所有あるいは財産形成への指向を強めたが、他方において、教養・娯楽あるいは教育・文化に対する指向を強める結果ともなった。

特に、義務教育終了後の高等学校への進学率の上昇、さらに高等学校卒業後の大学・短大への進学率の上昇には目をみはるものがある。

神奈川社会の県民の学歴構成は、やがて年が進むに従い、最近の進学率の向上を反映する形になるはずである。このことは、学歴と職業の関係、学歴と組織内のポストの関係等の労働問題を提起するとともに、家庭における主婦あるいは母親としての女性の学歴向上は、その変化が激しいだけに、社会に相当のインパクトを与えることになるのではなからうか。

(9) 生活環境の変化

ア 公害の概況

(ア) 大気汚染

大気汚染は、工場・事業所から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排気ガスによってひきおこされており、県内陸部への工場進出、道路網の整備・発達により県域全体へと広がりがつある。

(イ) 水質汚濁

水質汚濁は、生産活動に伴う排水と一般家庭からの生活排水とによってひきおこされており、とくに都市近郊小河川の水質汚濁が進んでいる。

(ウ) 騒音・振動

騒音規制法の規制対象となっている特定施設を持つ工場は6,996、施設は40,946（昭和52年3月末現在）で、年々増加の一途をたどっている。

振動については、工場、建設工事、道路、鉄道等騒音と重複する場合が多く、工場では、鍛造、プレス、シャ・リング、合成樹脂成型などによるものが多い。

また、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、一般家庭からのク・ラ・、ピアノ等生活騒音に対する苦情の発生件数も高くなっている。

(エ) 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することにより起るとみられている。県内では、横浜・川崎の臨海部から横浜の内陸部、海老名市等の県央地域、平塚市等の湘南地区で生じている。

(オ) 廃棄物

廃棄物は、生産の拡大、都市人口の増加、消費水準の向上等によって年々増大している。この処理・処分方法によっては、水質汚濁、土壌汚染等をひきおこすことになる。

イ 自然環境

本県は南は海に面し、北西は山地をひかえ、均衡のとれた自然、風土条件下にあるが、高度成長期における産業と人口の急激な集中に伴い、都市周辺の無秩序な宅地開発、工場進出により、自然環境保全上重要な機能を果していた森林や農地の大幅な減少をもたらした。ま

た、東京湾岸はほとんど埋め立てられ、自然の海岸線は姿を消そうとしている。

しかし、箱根や丹沢など貴重な自然が残っている地域があり、都市近郊にも自然が残されており、その保護が求められている。

ウ 石油化学・危険物施設

日本経済の高度成長過程において、本県の石油コンビナートは驚異的な成長を遂げ、その能力は世界第一級といわれている。このような巨大規模に達している石油コンビナートの安全確保は県民生活上重大な課題となっている。

産業活動の活発化に伴い、高圧ガスも多量に貯蔵あるいは利用されるようになってきている。液化石油ガスの普及も著しく、それに伴う事故も年々大型化する傾向にある。ガソリンスタンドなど引火性物品等危険物の貯蔵・取扱量も年々増加の一途をたどっている。こうした状況のもとで、本県は東京湾沿岸部を中心に全国でも有数の危険物地帯となっている。

表 2.1 県内純生産年平均増加率(%)

区分	県内純生産			第2次産業			第3次産業		
	40~45	45~50	40~50	40~45	45~50	40~50	40~45	45~50	40~50
神奈川	21.6	13.1	17.2	23.1	8.5	15.5	20.8	18.4	19.4
大阪	18.2	15.6	16.5	19.5	10.0	15.3	17.2	19.7	17.5
愛知	20.8	16.0	18.4	22.1	14.1	18.1	20.3	18.0	19.2
国内純生産	17.2	16.9	17.2	19.1	15.6	17.3	18.1	18.1	18.1

(資料)「昭和50年代型行財政へ向かって」(行財政構造研究会)15ページ

表 2.2 国民総生産と県内総生産(名目・実質)の推移

区分		昭和41年度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
名目	実数	県	24,495	28,856	35,405	42,513	51,053	55,696	62,902	79,157	89,660	93,763	107,056
	(億円)	国	386,846	455,100	533,640	630,550	728,222	812,484	967,069	1,259,971	1,398,260	1,509,689	1,717,975
	対前年度増加率(%)	県	19.1	17.8	22.7	20.1	20.1	9.1	10.9	25.8	13.3	4.6	14.2
		国	17.3	17.6	17.3	18.2	15.5	11.6	19.0	30.3	11.0	8.0	13.8
	対全国シェア(%)	県	6.3	6.3	6.6	6.7	7.0	6.9	6.5	6.3	6.4	6.2	6.2
	対国民総生産弾性値	県	1.104	1.011	1.312	1.104	1.297	0.784	0.679	0.851	1.209	0.575	1.029
実質	実数	県	29,127	33,060	39,014	44,326	50,566	53,250	56,425	59,573	56,508	55,451	58,674
	(億円)	国	464,702	525,222	589,957	660,592	719,723	772,365	868,787	969,169	924,309	941,979	1,002,130
	対前年度増加率(%)	県	12.6	13.5	18.0	13.6	14.1	5.3	6.0	5.6	5.1	1.9	5.8
		国	11.1	13.1	12.7	11.0	9.0	7.3	12.5	11.6	4.6	1.9	6.4
	対全国シェア(%)	県	6.3	6.3	6.6	6.7	7.0	6.9	6.5	6.1	6.1	5.9	5.9
	対国民総生産弾性値	県	1.135	1.031	1.417	1.236	1.567	0.726	0.480	0.483	-	-	0.906

(資料)企画部統計管理課調べ(在庫品評価調整前)

表 2.3 国および主要都府県別、県内(国民)総生産の推移

主体別		倍率			年平均増加率(%)			対全国シェア(%)				
		46年 41年	51年 46年	51年 41年	41~46 年 度	46~51 年 度	41~51 年 度	41年度	44年度	46年度	49年度	51年度
名 目	神奈川県	2.25	1.93	4.35	17.6	14.1	15.8	6.3	6.7	6.8	6.3	6.2
	東京都	2.11	2.14	4.51	16.1	16.4	16.3	18.3	18.4	18.4	18.1	18.6
	大阪府	2.32	1.96	4.22	18.3	14.4	15.5	9.6	9.8	9.9	9.7	9.1
	愛知県	2.32	2.07	4.80	18.3	15.7	17.0	5.7	6.2	6.3	6.3	6.2
	国	2.10	2.11	4.44	16.0	16.1	16.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実 質	神奈川県	1.81	1.11	2.00	12.6	2.1	7.2	6.3	6.7	6.8	6.0	5.8
	東京都	1.62	1.24	2.00	10.1	4.9	7.2	18.9	18.5	18.4	17.4	17.6
	大阪府	1.75	1.14	1.99	11.8	2.7	7.1	9.5	9.8	10.0	9.6	8.8
	愛知県	1.62	1.17	1.91	10.1	3.2	6.7	6.6	6.2	6.5	6.3	5.8
	国	1.66	1.30	2.16	10.7	5.4	8.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 「51年度所得推計結果速報」(各都府県) 「在庫品評価調整前の国民所得」(経済企画庁)

「県民所得の推計に用いる国民所得関係指標」(経済企画庁)

「昭和52年度統計からみた神奈川県経済の動向」(企画部統計管理課)13ページ

表 2.4 神奈川県就業者数の推移

区 分		総 数	第1次産業	第2次産業	(左のうち製造業)	第3次産業
実 数	年	人	人	人	人	人
		30	1,089,109	183,246	342,808	275,278
	35	1,402,270	155,129	596,090	482,727	650,829
	40	1,890,932	128,632	868,507	707,309	893,079
	45	2,315,304	104,332	1,082,585	881,478	1,126,681
	50	2,449,258	74,339	1,043,883	806,938	1,317,093
構 成 比	年	%	%	%	%	%
	30	100.0	16.8	31.5	25.3	51.7
	35	100.0	11.1	42.5	34.4	46.4
	40	100.0	6.8	45.9	37.4	47.2
	45	100.0	4.5	46.8	38.1	48.7
	50	100.0	3.0	42.6	32.9	53.8
増 加 率	年	%	%	%	%	%
	30~35年	28.8	15.3	73.9	75.4	15.6
	35~40年	34.8	17.1	45.7	46.5	37.2
	40~45年	22.4	18.9	24.6	24.6	26.2
	45~50年	5.8	28.7	3.6	8.5	16.9

(注)1 従業地による数字である。

2 総数には「分類不能」を含む。

(資料) 「国勢調査」(総理府統計局)

表 2.5 産業別純生産構成比の推移

区 分		昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度
神 奈 川	県内純生産	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	2.3	1.2	0.9
	第2次産業	53.1	56.8	45.3
	(うち製造業)	(44.4)	(47.9)	(37.7)
	第3次産業	44.6	42.0	53.8
大 阪	府内純生産	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	0.8	0.4	0.3
	第2次産業	43.6	45.4	39.2
	(うち製造業)	(36.3)	(38.2)	(33.0)
	第3次産業	55.6	54.2	60.5
愛 知	県内純生産	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	4.5	2.9	2.0
	第2次産業	46.4	49.0	45.1
	(うち製造業)	(40.2)	(40.6)	(37.6)
	第3次産業	49.1	48.1	52.3
国	国内純生産	100.0	100.0	100.0
	第1次産業	11.2	7.5	6.8
	第2次産業	35.7	37.9	36.1
	(うち製造業)	(27.8)	(30.6)	(26.9)
	第3次産業	53.0	54.6	57.1

(資料)「昭和50年代型行財政へ向かって」(行財政構造研究会)P23 から作成

表 2.6 重化学工業の比率(全国)

区 分	30年	35年	40年	45年	50年
出荷額による	45.7%	56.4%	56.6%	62.3%	61.2%
従業者数による	40.0	43.9	44.9	49.6	49.4

(資料)「工業統計表」(通産省)

表 2.7 重化学工業の比率(神奈川県)

区 分	35年	40年	45年	48年	50年	51年
出荷額による	78.6%	79.4%	81.4%	80.3%	80.5%	80.5%
従業者数による	73.6	75.8	78.3	78.1	77.2	77.3

(資料)「神奈川県工業統計調査結果報告」(企画部統計調査課)

表 2.8 主要製造業の生産額の推移

区 分	生 産 額		対 全 国 比	
	45年	60年	45年	60年
鉄 鋼	35,920 ^{億円}	70,780 ^{億円}	31.8 [%]	30.8 [%]
化 学	22,230	44,610	42.8	33.6
紙 ・ パ ル プ	9,690	20,820	37.0	34.6
織 維	15,050	25,150	28.1	30.7
一 般 機 械	34,650	81,260	41.6	36.4
電 気 機 械	46,890	116,050	61.4	44.1
輸 送 機	36,380	65,460	47.6	39.5
精 密 機 械	8,370	17,450	75.9	59.0

(資料)「関東甲信越静地域の産業構造ビジョン」(産業構造審議会総合部会基本政策小委員会
関東甲信越静地域産業構造分科会)

表 2.9 県下の工場進出状況

区 分		県計	横浜北部	横浜内陸	川崎	三浦半島	湘南	県西	県央	県北
工場数	計	1,749	101	358	33	93	260	91	791	22
	昭和 年	403	25	134	13	24	76	13	116	2
	31~35	(100.0)	(6.2)	(33.3)	(3.2)	(6.0)	(18.9)	(3.2)	(28.8)	(0.5)
	36~40	788	13	150	11	30	115	45	418	6
	41~45	(100.0)	(1.6)	(19.0)	(1.4)	(3.8)	(14.6)	(5.7)	(53.0)	(0.8)
敷地面積	計	558	63	74	9	39	69	33	257	14
	昭和 年	(100.0)	(11.3)	(13.3)	(1.6)	(7.0)	(12.4)	(5.9)	(46.1)	(2.5)
	計	35,300	4,664	2,695	1,160	1,901	6,891	2,640	15,165	183
	昭和 年	12,733	3,008	1,222	208	1,347	3,334	332	3,272	10
	31~35	(100.0)	(23.6)	(9.6)	(1.6)	(10.6)	(26.2)	(2.6)	(25.7)	(0.1)
36~40	15,805	1,234	1,008	271	295	2,804	2,057	8,103	31	
41~45	(100.0)	(7.8)	(6.4)	(1.7)	(1.9)	(17.7)	(13.0)	(51.3)	(0.2)	
41~45	6,762	422	465	681	259	753	251	3,790	142	
	(100.0)	(6.2)	(6.9)	(10.1)	(3.8)	(11.1)	(3.7)	(56.0)	(2.1)	

(注)敷地面積が内訳と累計が一致しないのは端数処理の関係である。

(資料)「神奈川県における工場立地の推移」(企画調査部企画課)

表 2.10 神奈川県工業の動向

年次	工場数	従業者数	製造品出荷額(名目)		製造品出荷額(実質)	
			出荷額	35年=100	出荷額	35年=100
昭和35年	9,615	443,025	1,405,569	100.0	1,405,569	100.0
" 36年	9,929	507,727	1,790,829	127.4	1,773,098	126.1
" 37年	10,219	548,471	2,148,510	152.9	2,163,656	153.9
" 38年	11,993	592,484	2,471,973	175.9	2,445,077	174.0
" 39年	12,077	618,629	2,909,052	207.0	2,868,888	204.1
" 40年	12,331	624,354	3,049,220	216.9	2,989,431	212.7
" 41年	14,758	662,034	3,446,715	245.2	3,298,292	234.7
" 42年	14,820	696,605	4,275,272	304.2	4,014,340	285.6
" 43年	15,257	722,432	5,068,460	360.6	4,719,236	335.8
" 44年	17,495	768,414	5,997,964	426.7	5,467,606	389.0
" 45年	17,971	788,509	7,130,598	507.3	6,276,935	446.6
" 46年	18,143	779,819	7,492,208	533.0	6,647,922	473.0
" 47年	20,895	782,149	8,153,044	580.1	7,176,975	510.6
" 48年	21,164	786,056	9,631,014	685.2	7,312,843	520.3
" 49年	20,869	743,080	12,090,285	860.2	6,988,604	497.2
" 50年	22,550	714,593	12,032,948	856.1	6,752,496	480.4
" 51年	22,226	703,460	13,615,139	968.7	7,242,095	515.2

(注) 実質出荷額は卸売物価(総合)によりデフレ-ト算出した。

(資料)昭和52年版「統計からみた神奈川県経済の動向」(企画部統計管理課)

表 2.11 産業別出荷額の増減率

区分	48~51年増減()率	
	名目	実質
計	41.4%	0.9%
食料品	52.4	1.7
繊維	3.7	2.5
衣服用	55.5	46.5
木製品	7.7	2.0
家具	10.8	4.9
紙製品	53.0	7.6
印刷	16.9	29.8
化学	61.2	3.2
石油	173.1	9.6
ゴム	23.4	21.8
皮革	36.4	11.4
窯業	24.3	17.0
鉄鋼	24.5	12.2
非金属	1.7	7.2
金属製品	19.9	15.4
機械	24.4	1.9
電気機械	21.8	1.4
輸送機	38.3	7.8
精密機	7.8	12.6
その他	36.6	13.4

(資料) 昭和52年版

「統計からみた神奈川県経済の動向」

(企画部統計管理課)

表 2.12 産業別製造品出荷額(昭和50年)

通商産業省「工業統計表」(割愛)

表 2.13 製造品出荷額の地域別構成

区 分	35年	40年	45年	50年	増 減 (50年-35年)
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	- %
横 浜	38.0	34.0	29.9	28.9	9.1
川 崎	38.3	32.5	29.9	29.7	8.6
三浦半島	6.2	6.7	8.8	8.0	1.8
湘 南	8.0	9.8	10.7	11.8	3.8
県 西	5.1	4.7	3.9	4.3	0.8
県 央	3.9	12.1	16.7	17.2	13.3
県 北	0.5	0.2	0.1	0.1	0.4

(資料)「神奈川県工業統計調査結果報告」(企画部統計調査課)

表 2.15 商店数、従業者数、

区 分		全 国		神 奈 川 県	
		実 数	比 率	実 数	比 率
商店数	総 数	2,570,012	100%	112,481	44%
	卸売業	340,430	100	12,069	35
	小売業	1,613,810	100	69,125	43
	飲食店	615,772	100	31,287	51
従業者数 (人)	総 数	11,358,887	100	493,176	43
	卸売業			103,296	
	小売業			267,060	
	飲食店			122,190	
(百万円) 販売額	総 数	285,443,189	100	7,903,757	28
	卸売業	222,634,702	100	4,427,540	20
	小売業	55,987,974	100	3,088,478	55
	飲食店	6,820,513	100	387,739	57

(資料)「神奈川県の商業(昭和51年商業統計調査結果報告)」(企画部統計調査課)

表 2.14 商店数、従業者数、年間販売額等の推移

区分	商店数		従業者数		年間販売額		売場面積	
	実数	指数 (35年=100)	実数	指数 (35年=100)	実数	指数 (35年=100)	実数	指数 (35年=100)
全商業	年	店	人		千万円			
	35	58,283	100.0	227,191	100.0	69,639	100.0	
	45	88,737	152.3	394,683	173.7	294,936	423.5	
	47	96,454	165.5	430,226	189.4	390,455	560.7	
	49	102,991	176.7	454,350	200.0	555,343	797.5	
51	112,481	193.0	493,176	217.1	790,376	1,135.0		
卸売業	年							
	35	5,881	100.0	49,483	100.0	46,596	100.0	
	45	7,685	130.7	76,614	154.8	157,819	338.7	
	47	8,429	143.3	83,005	167.7	209,288	449.2	
	49	9,614	163.5	91,740	185.4	307,322	659.5	
51	12,069	205.2	103,926	210.0	442,754	950.2		
小売業	年						千m ²	
	35	42,815	100.0	136,635	100.0	20,992	100.0	1,035
	45	59,762	139.6	228,437	167.2	123,469	588.2	2,849
	47	63,061	147.3	245,180	179.4	162,535	774.3	3,411
	49	65,556	153.1	254,309	186.1	221,107	1,053.3	2,984
51	69,125	161.5	267,060	195.5	308,848	1,471.3	3,437	
飲食店	年							
	35	9,587	100.0	41,073	100.0	2,051	100.0	
	45	21,290	222.1	89,632	218.2	13,647	665.3	
	47	24,964	260.4	102,041	248.4	18,632	908.3	
	49	27,821	290.2	108,301	263.7	26,914	1,312.1	
51	31,287	326.3	122,190	297.5	38,774	1,890.2		

(注) 49、51年はガソリンステーションの売場面積は調査していない。

(資料) 「商業統計調査」(企画部統計調査課)

年間商品販売額(昭和51年)

東京都		大阪府		愛知県	
実数	比率	実数	比率	実数	比率
	%		%		%
307,189	12.0	214,357	8.3	138,192	5.4
60,484	17.8	37,220	10.9	22,745	6.7
153,209	9.5	118,543	7.3	80,937	5.0
93,496	15.2	58,594	9.5	34,510	5.6
1,845,666	16.2	1,115,932	9.8	666,315	5.9
86,716,089	30.4	45,411,363	15.9	22,616,258	4.3
77,481,466	34.8	40,168,587	18.0	19,185,726	8.6
7,617,970	13.6	4,538,946	8.1	3,031,368	5.4
1,616,653	23.7	703,830	10.3	399,164	5.9

表2.16 大型小売店の動向

調査年	店舗数		従業者数		売場面積		年間商品販売額	
	店舗数	41年=100	従業者数	41年=100	面積	41年=100	販売額	41年=100
	店		人		m ²		万円	
昭和41年	148	100.0	14,044	100.0	209,608	100.0	8,737,445	100.0
" 43年	255	172.3	18,155	129.3	323,929	154.5	14,402,680	164.8
" 45年	320	216.2	20,444	145.6	494,867	236.1	23,849,111	273.0
" 47年	386	260.8	23,304	165.9	625,620	298.5	34,903,209	399.5
" 49年	421	284.5	23,581	167.9	793,101	378.4	56,303,372	644.4
" 51年	490	331.1	31,530	224.5	966,605	461.1	82,554,270	944.8

(注) 大型小売店とは売場面積300m²以上の小売店で自動車、家具等の単品販売店を除いたもの。
 時点は商業統計調査実施時である。

(資料) 商業統計調査からの特別集計(41.43年) } (企画部統計調査課)
 大型小売店統計調査(45年以降)

表 2.19 農 家 数

年 次	農家総数		専業農家		兼	
	農家数	指 数	農家数	指 数	農家数	指 数
	戸		戸		戸	
昭和30年	69,940	100	27,252	100	42,688	100
35	73,873	106	20,733	76	53,140	124
40	66,738	95	14,476	53	52,262	122
45	58,949	84	9,843	36	49,106	115
50	51,661	74	6,478	24	45,183	106

(資料)「農業センサス」(農林水産省)

表 2.20 農業粗生産

年 次	農業粗生産額		経 営 耕			
			計		田	
	生産額	指数	面積	指数	面積	指数
昭和30年	百万円		ha		ha	
	53.180	100	17,044	100
35	33,205	100	52.514	99	16,805	99
40	47,396	143	44.223	83	14,370	84
45	65,626	198	36.883	69	11,406	67
50	100,362	302	29.515	56	7,946	47

(資料)「農業センサス」(農林水産省)

表2.17 大型小売店と全小売店との比較

年次	小売店の中での占有率		従業者1人当たり販売額		売場1m ² 当たり販売額	
	売場面積	販売額	小売業平均	大型店平均	小売業平均	大型店平均
	%	%	万円	万円	万円	万円
43	17.2	18.9	394.6	793.3	40.5	44.5
45	21.6	22.9	504.7	1,166.6	45.6	48.2
47	23.7	25.2	625.5	1,497.7	52.6	55.8
49	27.1	29.6	821.6	2,387.7	64.8	71.0
51	28.9	26.7	1,156.5	2,618.3	79.0	85.4

(資料)「商業統計調査」(企画部統計調査課)

表2.18 県内食料自給率

(昭和50年)

項目	人口	(昭和50.10.1)					6,397,619人
	品目	米	野菜	果物	卵	牛乳及乳製品	豚肉
1人当り消費量(粗食料Kg)		97.2	127.0	59.9	15.8	53.3	9.3
県内需要量(100t)		6,218.5	8,125.0	3,832.2	1,010.8	3,409.9	595.0
〃生産量(〃)		268.0	3,907.0	1,110.8	359.6	1,160.8	243.5
〃自給率(%)		4.3	48.1	28.9	35.6	34.0	40.9
全国自給率(%)		110	99	84	97	82	84

(資料)神奈川県農林漁業動向年報

農業就業者数

業農家				農業就業者数			
1種兼業		2種兼業		就業者総数		左のうち農事を主とするもの	
農家数	指数	農家数	指数	就業者数	指数	就業者数	指数
戸		戸		人		人	
23,937	100	18,751	100	220,110	100	135,063	100
24,914	104	28,226	151	177,518	81	122,853	91
20,537	86	31,725	169	137,283	62	91,591	68
15,565	65	33,541	179	122,205	56	70,158	52
11,822	49	33,361	178	98,517	45	51,451	38

額・経営耕地面積

地 面 積				休耕地及び耕作放棄地			
畑		樹園地		計	休耕地		耕作放棄地
面積	指数	面積	指数		田	畑	
ha		ha		ha	ha	ha	ha
31,361	100	4,774	100
30,672	98	5,036	105
24,295	77	5,557	116
19,336	62	6,140	129	2,789	602	2,187	...
14,800	47	6,167	129	4,178	965	2,065	1,148

表 2.21 全国平均以上に人口増加率の高かった都道府県の
人口指数の推移(大正9年 = 100)

年次	全国	神奈川	埼玉	大阪	東京	千葉	愛知	北海道	兵庫	静岡	宮城
20	130	141	155	108	94	147	137	149	123	143	152
25	150	188	163	149	170	160	162	182	144	159	173
30	161	221	171	178	217	165	180	202	157	171	180
35	169	260	184	213	262	173	201	214	170	178	181
40	177	335	228	257	294	202	230	219	187	188	182
45	187	414	293	294	308	252	258	220	203	199	189
50	200	483	365	320	316	311	283	226	217	213	203

(注) 50年の指数値の高い順に配列した。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2.22 主要都府県の人口の推移

区分		神奈川	東京	大阪	愛知	兵庫	国
人口	年	人	人	人	人	人	人
	30	2,919,497	8,037,084	4,618,308	3,769,209	3,620,947	90,076,594
	35	3,443,176	9,683,802	5,504,746	4,206,313	3,906,487	94,301,623
	40	4,430,743	10,869,244	6,657,189	4,798,653	4,309,944	99,209,137
	45	5,472,247	11,408,071	7,620,480	5,386,163	4,667,928	104,665,171
50	6,397,748	11,673,554	8,278,925	5,923,569	4,992,140	111,939,643	
増加数	年	人	人	人	人	人	人
	30~35	523,679	1,646,718	886,438	437,104	285,540	4,225,029
	35~40	987,567	1,185,442	1,152,443	592,340	403,457	4,907,514
	40~45	1,041,504	538,827	963,291	587,510	357,984	5,456,034
45~50	925,501	265,483	658,445	537,406	324,212	7,274,472	
増加率	年	%	%	%	%	%	%
	30~35	17.9	20.5	19.2	11.6	7.9	4.7
	35~40	28.7	12.2	20.9	14.1	10.3	5.2
	40~45	23.5	5.0	14.5	12.2	8.3	5.5
45~50	16.9	2.3	8.6	10.0	6.9	7.0	

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2.23 増加人口の推移

年次	増加人口		自然増		社会増	
	人	(%)	人	(%)	人	(%)
30	69,256	(100.0)	32,073	(46.3)	37,183	(53.7)
31	70,758	(100.0)	30,135	(42.6)	40,623	(57.4)
32	91,065	(100.0)	28,899	(31.7)	62,166	(68.3)
33	109,184	(100.0)	35,708	(32.7)	73,476	(67.3)
34	123,782	(100.0)	38,423	(31.0)	85,359	(69.0)
30～34	464,045	(100.0)	165,238	(35.6)	298,807	(64.4)
35	145,393	(100.0)	40,148	(27.6)	105,245	(72.4)
36	165,890	(100.0)	44,449	(26.8)	121,441	(73.2)
37	192,971	(100.0)	47,778	(24.8)	145,193	(75.2)
38	187,535	(100.0)	54,670	(29.2)	132,865	(70.8)
39	230,897	(100.0)	63,494	(27.5)	167,403	(72.5)
35～39	922,686	(100.0)	250,539	(27.2)	672,147	(72.8)
40	219,486	(100.0)	73,843	(33.6)	145,643	(66.4)
41	164,190	(100.0)	55,394	(33.7)	108,796	(66.3)
42	207,214	(100.0)	85,699	(41.4)	121,515	(58.6)
43	227,639	(100.0)	86,018	(37.8)	141,621	(62.2)
44	219,526	(100.0)	90,246	(41.1)	129,280	(58.9)
40～44	1,038,055	(100.0)	391,200	(37.7)	646,855	(62.3)
45	231,476	(100.0)	97,696	(42.2)	133,780	(57.8)
46	233,876	(100.0)	102,700	(43.9)	131,176	(56.1)
47	199,934	(100.0)	106,384	(53.2)	93,550	(46.8)
48	179,906	(100.0)	108,371	(60.2)	71,535	(39.8)
49	157,902	(100.0)	101,799	(64.5)	56,103	(35.5)
45～49	1,003,094	(100.0)	516,950	(51.5)	486,144	(48.5)
50	126,836	(100.0)	90,784	(71.6)	36,052	(28.4)
51	119,438	(100.0)	87,123	(72.9)	32,315	(27.1)
52	118,265	(100.0)	81,332	(68.8)	36,933	(31.2)

(注) 1 数値は各暦年中の増加数を示す。()の数値は構成比を示す。

2 自然増 = 出生数 - 死亡数、社会増 = 転入数 - 転出数

(資料) 「神奈川県人口統計調査」(企画部統計管理課)

表 2.24 県下地域別にみた住民の入居時期及び前居住地

区分	現住居 入居時期	県 計	横浜市	川崎市	三浦半島 地 区	湘南地区	県西地区	県央地区	県北地区
		人	人	人	人	人	人	人	人
実 数	総 数	5,472,247	2,238,264	973,486	600,208	593,020	297,969	730,329	38,971
	出生時から	1,134,920	393,274	171,143	140,952	143,660	97,051	171,092	17,748
	3 4 年 以 前	1,017,467	432,261	173,884	140,287	106,596	61,531	94,272	8,636
	3 5 年 ~ 3 9 年	696,642	296,024	133,453	72,287	77,177	35,618	78,742	3,341
	4 0 年 以 降	2,617,350	1,114,128	493,975	245,900	264,862	103,493	385,780	9,212
	自市区町 村内から	1,058,978	530,797	195,240	110,954	82,445	45,419	90,818	3,305
	県内他市 区町村から	480,586	148,905	51,412	53,924	81,425	25,991	116,472	2,457
	他県から	1,070,920	430,348	246,322	80,304	100,499	31,986	178,020	3,441
国外から	6,866	4,078	1,001	718	493	97	470	9	
構 成 比	総 数	%	%	%	%	%	%	%	%
	出生時から	20.7	17.6	17.6	23.5	24.2	32.6	23.4	45.5
	3 4 年 以 前	18.6	19.3	17.9	23.4	18.0	20.7	12.9	22.2
	3 5 年 ~ 3 9 年	12.7	13.2	13.7	12.0	13.0	12.0	10.8	8.6
	4 0 年 以 降	47.8	49.8	50.7	41.0	44.7	34.7	52.8	23.6
	自市区町 村内から	19.4	23.7	20.1	18.5	13.9	15.2	12.4	8.5
	県内他市 区町村から	8.8	6.7	5.3	9.0	13.7	8.7	15.9	6.3
	他県から	19.6	19.2	25.3	13.4	16.9	10.7	24.4	8.8
国外から	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	

(注) 1 昭和 45 年国勢調査の対象者についての調べである。

2 「自市区町村内から」は「自市内他区から」を含む。

3 総数は転居時期不詳を含む。

(資料) 「国勢調査」(総理府統計局)

表2・25 市郡別人口増加数及び人口増加率

地 域	人 口 増 加 数 (下段は増加率)				
	25～30年	30～35年	35～40年	40～45年	45～50年
県 計	431,832人 17.4%	523,679人 17.9%	987,567人 28.7%	1,041,504人 23.5%	925,501人 16.9%
横 浜 市	192,498 20.2	232,023 20.3	413,205 30.0	449,338 25.1	383,518 17.1
川 崎 市	126,294 39.6	187,455 42.1	221,891 35.1	118,631 13.9	41,454 4.3
横 須 賀 市	28,599 11.4	8,177 2.9	30,102 10.5	30,165 9.5	41,981 12.1
平 塚 市	12,226 14.1	9,073 9.1	26,652 24.6	28,740 21.3	31,964 19.5
鎌 倉 市	5,937 7.0	7,289 8.0	19,712 20.0	20,920 17.7	26,303 18.9
藤 沢 市	12,221 12.6	15,500 14.2	50,582 40.6	53,795 30.7	36,997 16.2
小 田 原 市	8,418 7.4	9,310 7.6	18,859 14.4	13,406 8.9	9,888 6.0
茅 ヶ 崎 市	6,783 13.5	11,159 19.6	32,027 47.1	29,540 29.5	22,402 17.3
逗 子 市	2,183 6.1	1,480 3.9	3,640 9.2	5,031 11.6	8,056 16.7
相 模 原 市	14,943 21.7	17,814 21.2	61,726 60.7	114,945 70.4	99,072 35.6
三 浦 市	3,933 12.1	3,453 9.5	2,790 7.0	2,931 6.9	2,356 5.2
秦 野 市	1,109 2.2	538 1.1	6,645 13.0	17,296 29.9	28,437 37.8
厚 木 市	1,360 3.1	1,688 3.8	15,144 32.8	21,511 35.0	26,061 31.4
大 和 市	8,049 36.1	10,600 34.9	24,016 58.6	37,769 58.1	43,121 42.0
伊 勢 原 市	569 2.1	133 0.5	5,029 18.6	11,738 36.7	17,865 40.8
海 老 名 市	986 6.3	1,403 8.5	10,977 61.2	15,577 53.9	15,291 34.4
座 間 市	1,387 11.7	2,205 16.7	14,546 94.4	26,779 89.4	23,835 42.0
南 足 柄 市	1,111 6.3	971 5.2	3,467 17.6	7,107 30.7	6,691 22.1
三 浦 郡	255 1.6	533 3.5	1,855 11.8	1,992 11.3	4,417 22.5
高 座 郡	17 0.1	464 2.4	8,972 45.2	19,066 66.1	33,157 69.2
中 郡	1,167 3.4	444 1.3	4,385 12.2	7,534 18.7	4,921 103
足 柄 上 郡	298 0.7	986 2.2	2,289 5.3	3,654 8.0	4,982 101
足 柄 下 郡	4,105 10.2	5,623 12.7	6,277 12.6	1,251 2.2	485 0.9
愛 甲 郡	559 3.1	885 5.1	851 5.1	3,706 21.2	6,625 31.3
津 久 井 郡	951 2.5	1,519 4.1	1,928 5.4	1,584 4.2	5,622 14.4

(注) アンダーラインは20%以上の増加を示した場合を示す。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・26 首都圏4都県の人口の推移

区 分		神奈川	東 京	埼 玉	千 葉
人 口	30年	2,919,497人	8,037,084人	2,262,623人	2,205,060人
	35	3,443,176	9,683,802	2,430,871	2,306,010
	40	4,430,743	10,869,244	3,014,983	2,701,770
	45	5,472,247	11,408,071	3,866,472	3,366,624
	50	6,397,748	11,673,554	4,821,340	4,149,147
増 加 数	30～35年	523,679人	1,646,718人	168,248人	100,950人
	35～40	987,567	1,185,442	584,112	395,760
	40～45	1,041,504	538,827	851,489	664,854
	45～50	925,501	265,483	954,868	782,523
増 加 率	30～35年	17.9%	20.5%	7.4%	4.6%
	35～40	28.7	12.2	24.0	17.2
	40～45	23.5	5.0	28.2	24.6
	45～50	16.9	2.3	24.7	23.2

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・27 人口の年齢階層構成の推移

区 分		30年	35年	40年	45年	50年(50年/30年×100)
人 口	総数	2,919,497人	3,443,176人	4,430,743人	5,472,247人	6,397,748人(219.1)
	0～9歳	629,543	576,689	715,581	970,836	1,191,809(189.3)
	10～19	574,214	737,833	820,644	788,398	854,008(148.7)
	20～29	588,079	712,420	1,007,286	1,273,175	1,285,637(218.6)
	30～39	409,660	550,011	786,458	994,366	1,183,793(289.0)
	40～49	310,019	365,938	461,400	640,906	856,484(276.3)
	50～59	214,762	258,555	329,252	404,183	496,049(231.0)
	60～69	125,849	155,284	200,349	254,158	327,075(259.9)
	70～79	56,122	70,080	88,353	116,027	157,507(280.7)
	80～89	10,750	15,657	20,080	28,257	39,052(363.3)
	90～ 不詳	462 37	709 0	1,340 0	1,941 0	2,684 () 3,650
構 成 比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～9歳	21.6	16.7	16.2	17.7	18.6
	10～19	19.7	21.4	18.5	14.4	13.3
	20～29	20.1	20.7	22.7	23.3	20.1
	30～39	14.0	16.0	17.8	18.2	18.5
	40～49	10.6	10.6	10.4	11.7	13.4
	50～59	7.4	7.5	7.4	7.4	7.8
	60～69	4.3	4.5	4.5	4.6	5.1
	70～79	1.9	2.0	2.0	2.1	2.5
	80～89	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6
	90～ 不詳	0.0 0.0	0.0 -	0.0 -	0.0 -	0.0 0.1

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・28 家族類型別世帯数(普通世帯)の推移

区分	年	総数	親 族 世 帯						非親 族 世帯	単独 世帯
			総数	核 家 族 世 帯			その他			
				総数	夫婦のみ	夫婦と 子供		片親と 子供		
実 数	35	754,800	716,700	524,300	78,000	380,500	65,800	192,400	2,900	35,200
	40	1,095,870	992,960	773,720	132,515	567,345	73,860	219,240	5,025	97,885
	45	1,476,803	1,289,411	1,047,262	173,770	788,750	84,742	242,149	6,579	180,813
	50	1,859,030	1,579,512	1,320,913	225,732	997,366	97,815	258,599	4,537	274,981
	構成 比	35年	100.0%	95.0%	69.5%	10.3%	50.4%	8.7%	25.5%	0.4%
	40	100.0	90.6	70.6	12.1	51.8	6.7	20.0	0.5	8.9
	45	100.0	87.3	70.9	11.8	53.4	5.7	16.4	0.4	12.2
	50	100.0	85.0	71.1	12.1	53.6	5.3	13.9	0.2	14.8

(注) 昭和35年は1%抽出集計、40年は20%抽出集計による。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・29 就業者の年齢階層構成の推移

区分		30年	40年	50年(50年/30年×100)	
実 数	総数	1,144,926人	2,114,808人	2,897,375人	(253.1)
	15～19歳	124,890	215,715	101,787	(81.5)
	20～24	209,985	403,561	396,239	(188.7)
	25～29	181,446	321,703	471,504	(259.9)
	30～34	131,252	280,115	409,792	(312.2)
	35～39	111,238	243,065	375,638	(337.7)
	40～44	109,238	178,500	340,198	(311.4)
	45～49	87,956	140,380	277,821	(315.9)
	50～54	73,068	124,648	191,989	(262.8)
	55～59	52,064	90,282	137,851	(264.8)
	60～64	33,109	61,403	100,078	(302.3)
	65～69	} 30,680	} 55,436	55,803	(307.9)
	70～			38,675	
構 成 比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	
	15～19歳	10.9	10.2	3.5	
	20～24	18.3	19.1	13.7	
	25～29	15.8	15.2	16.3	
	30～34	11.5	13.2	14.1	
	35～39	9.7	11.5	13.0	
	40～44	9.5	8.4	11.7	
	45～49	7.7	6.6	9.6	
	50～54	6.4	5.9	6.6	
	55～59	4.5	4.3	4.8	
	60～64	2.9	2.9	3.5	
	65～69	} 2.7	} 2.6	1.9	
	70～			1.3	

(注) 常住地による数字である。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・30 就業者数(従業上の地位による)の推移

区 分		総 数	雇 用 者	役 員	雇 人 の 有 る 業 主	雇 人 の 無 い 業 主	家 族 従 業 者	不 詳
年		人	人	人	人	人	人	人
実 数	30	1,144,926	808,915		32,180	150,059	153,761	11
	40	2,114,808	1,736,983		217,654		158,013	2,158
	50	2,897,375	2,264,392	153,655	90,441	215,019	168,231	5,637
年		%	%	%	%	%	%	%
構 成 比	30	100.0	70.7		2.8	13.1	13.4	0.0
	40	100.0	82.1		10.3		7.5	0.1
	50	100.0	78.2	5.3	3.1	7.4	5.8	0.2
年		%	%		%		%	%
増 加 率	30~40	84.7	114.7		19.4		2.8	-
	40~50	37.0	39.2		40.3		6.5	-

(注) 常住地による数字である。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2・31 就業者数(職業による)の推移

区 分		総 数	専 門 的 技 術 的	管 理 的	事 務	販 売	農 林 漁 業	採 鉱 採 石	運 輸 通 信	技 能 生 産 工 程 単 純 労 働	サ ー ビ ス	分 類 不 能
年		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
実 数	30	1,144,926	76,586	35,192	158,671	142,045	179,885	1,199	44,307	391,541	115,488	12
	40	2,114,808	121,058	76,588	373,487	251,202	127,443	664	116,500	858,845	188,376	645
	50	2,889,900	277,200	169,100	630,000	374,000	74,500	300	132,600	948,000	265,800	18,400
年		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構 成 比	30	100.0	6.7	3.1	13.9	12.4	15.7	0.1	3.9	34.2	10.1	0.0
	40	100.0	5.7	3.6	17.7	11.9	6.0	0.0	5.5	40.6	8.9	0.0
	50	100.0	9.6	5.9	21.8	12.9	2.6	0.0	4.6	32.8	9.2	0.6
年		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
増 加 率	30~40	84.7	58.1	117.6	135.4	76.8	29.2	44.6	162.9	119.3	63.1	-
	40~50	36.7	129.0	120.8	68.7	48.9	41.5	54.8	13.8	10.4	41.1	-

(注) 昭和50年は1%抽出集計による。

(資料)「国勢調査」(総理府統計局)

表2.32 平均給与額(職層別)の推移

年次	事務課長			事務係長			事務主任			事務係員		
	平均年齢	きまって支給する給与	指数(40年=100)									
	歳	円		歳	円		歳	円		歳	円	
30	41.6	46,063	67.2	40.2	33,860	62.6	36.6	29,141	65.0	27.7	17,433	59.3
35	43.7	52,078	75.9	38.9	41,308	76.4	36.2	34,198	76.3	28.2	20,731	70.5
40	41.3	68,594	100.0	36.7	54,092	100.0	33.7	44,843	100.0	26.6	29,398	100.0
45	42.3	106,387	155.1	37.0	87,989	162.7	34.6	79,972	178.3	27.0	52,553	178.8
46	41.9	122,211	178.2	37.2	98,430	182.0	35.1	92,912	207.2	27.6	60,226	204.9
47	42.3	141,789	206.7	37.0	114,387	211.5	35.1	102,859	229.4	27.0	66,517	226.3
48	42.6	158,404	230.9	36.7	123,843	228.9	35.3	119,828	267.2	27.1	78,095	265.6
49	42.9	192,911	281.2	36.7	162,803	301.0	35.3	154,769	345.1	28.0	97,463	331.5
50	42.0	233,998	341.1	37.0	188,848	349.1	35.0	169,567	378.1	27.7	120,192	408.8
51	43.0	264,639	385.8	38.2	218,810	404.5	36.6	199,464	444.8	28.0	135,684	461.5
52	42.5	284,356	414.5	37.6	240,317	444.3	35.5	217,238	484.4	28.4	150,754	512.8

(資料)「職種別民間給与実態調査」(人事委員会)

(注) 1 各年4月現在の給与。ただし、30年は総務部の3月分給与。

2 調査対象 事業所規模50人以上の事業所。ただし、40年以降は、企業規模100人以上で、事業所規模50人以上の事業所。

表2・33 常用労働者1人当たり月平均実労働時間の推移

年次	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	実数	指数(40年=100)	実数	指数(40年=100)	実数	指数(40年=100)
	時間		時間		時間	
30	196.9	102.8	174.9	102.2	22.0	107.8
35	204.9	106.9	176.5	103.1	28.4	139.2
40	191.6	100.0	171.2	100.0	20.4	100.0
41	192.0	100.2	170.0	99.3	22.0	107.8
42	193.8	101.1	169.5	99.0	24.3	119.1
43	193.4	100.9	168.7	98.5	24.7	121.1
44	191.0	99.7	166.0	97.0	25.0	122.5
45	181.4	94.7	162.3	94.8	19.1	93.6
46	175.3	91.5	160.8	93.9	14.5	71.1
47	183.4	95.7	163.2	95.3	20.2	99.0
48	181.2	94.6	161.1	94.1	20.1	98.5
49	174.7	91.2	158.4	92.5	16.3	79.9
50	169.9	88.7	156.9	91.6	13.0	63.7
51	174.2	90.9	159.0	92.9	15.2	74.5
52	175.1	91.4	158.8	92.8	16.3	79.9

(資料)「毎月勤労統計調査」(労働省)

表2・34 中学校から高等学校等への進学率の推移

年次	「進学者」のみの場合		「進学者+就職進学者」の場合	
	男	女	男	女
年月	%	%	%	%
30 3	56.1	54.3	62.8	56.4
35 3	60.6	62.4	65.1	64.6
40 3	77.7	78.0	81.0	80.5
45 3	89.6	89.7	91.1	91.0
46 3	91.8	91.7	92.9	92.8
47 3	92.6	92.8	93.7	93.7
48 3	93.1	93.7	94.2	94.5
49 3	93.4	94.6	94.7	95.2
50 3	91.5	94.6	93.3	95.2
51 3	91.3	93.6	92.9	94.0
52 3	93.0	93.8	95.1	94.5

(資料)「卒業後の状況調査」(文部省)

表 2.35 高等学校から大学・短大等への進学率の推移

年次	「進学者」のみの場合		「進学者+就職進学者」の場合	
	男	女	男	女
年月	%	%	%	%
30 3	26.0	13.9	29.0	14.4
35 3	29.1	14.6	31.1	14.8
40 3	42.2	23.0	44.8	23.4
45 3	31.9	27.0	33.3	28.0
46 3	34.6	29.9	35.8	30.8
47 3	36.8	34.4	38.1	35.7
48 3	38.6	36.6	40.0	37.0
49 3	37.5	38.6	39.1	39.3
50 3	39.0	41.0	40.4	41.4
51 3	37.7	41.7	38.6	42.0
52 3	36.6	41.2	37.5	41.5

(資料)「卒業後の状況調査」(文部省)

2 社会変動の今後の動向

アメリカの社会学者ダニエル・ベルによれば、現代は、工業社会から脱工業社会への過渡期として位置づけられる。そして、その脱工業社会は、次の5つの構成要素について明らかにすれば、その意味は簡単に理解できるはずだという。その5つの構成要素とは、

経済部門:財貨生産経済からサービス経済への変遷、

職業分布:専門職・技術職階層の優位、

中軸原則:技術革新と政策決定の根幹としての理論的知識の社会にとっての中心性、

将来の方向づけ:技術管理と技術評価、

意思決定:新しい「知的技術」の創造、

である。

これに対して、工業社会とは、いうまでもなく財貨の製造のための生産と機械という基軸の周辺に組織されていった社会である。また、前工業社会とは、なまの労働力と自然からの第1次資源の抽出とに依存していた社会である。工業社会は、その生活のリズムや作業の組織面で、社会構造的にきわ立った特徴を示している。それは、生産に関して極度にその効率性を追求していった結果としての産物といえる。

さらに、工業社会は、社会のシステムとしてのフローの一部にすぎない財貨の面にスポットをあて、その点から、社会システムの成長を目指していた社会である。もちろん、サービスや情報などのフローを考えていなかったということではなく、財貨とのバランスを欠いていたり、あるいは物的に扱われていたということである。バランスの欠如という点は社会システムの全体構造のなかにも現れており、システムの成長がそのおかれている環境との間に次第に歪みを増長させていき、それが許容限界を越えることによって、現象的に、公害問題をはじめとする、都市、過密・過疎、格差などの様々な社会問題をひき起してきたといえる。

ところで、社会システムの発展の過程は、栗原彬氏の表現をかりるならば、社会システムの価値・規範としての連帯価値と、各成員の基本的な価値基準ないし行動原理としての達成価値とを同化させていく歩みとして考えることができるが、それは同時に、それを保障し促進する社会システムの便益（技術・経済）体系の機能的要件が充されることである。

しかしながら、現実的には、システムの機能的要件が的確かつ速かに変更されていくことはまれである。特に、現代のように社会システムが成員の手から離れて一人歩きしているような状況にあっては、そこでうみ出される技術・経済的なアウトプットは、往々にして社会成員の意向にそわないものであったりするが、それにポテンシャルがある限り、社会システムの均衡化の営みとして構造的に組み込まれ、社会的な革新、すなわち社会変動をひき起こすことになる。したがって、社会変動のパターンとして、便宜的に、価値・規範システムの構造変動主導のものと、技術・経済システムの構造変動主導のもの2つが考えられる。

このような次元から、あらためて現代社会の構造変化の特徴をとらえるならば、先に指摘したよう

に工業社会から脱工業社会への移行期という点を反映して、先行してしまった技術・経済システムの構造変化に対して、遅れている価値・規範システムが、機能水準的にキャッチアップしていく変動過程であるといえる。

以上のような社会全体としての変動の方向性が、社会システムの各側面にどのようなかたちで現れているのか、以下で概観してみたい。先般、総合研究開発機構（通称NIRA）から事典「日本の課題」が出版された。この中で、21世紀へ向けての現代日本が抱えている21の課題が示されているが、それはまた、現代社会に対して継続的なインパクトを及ぼす社会変動要因としての21のトレンドでもある。ここでは、それらをもとに、神奈川社会の未来を左右すると考えられる次のような、現代社会の特徴的な21のトレンドを抽出した。

情報化の進行

技術進歩

産業の構造変化

高学歴化

都市化

環境の重視

エネルギー供給の不安

安定成長への移行

価値意識の多様化

余暇時代に向けての文化の大衆化

政治の多元化

社会の多層構造化

高まる地域の役割

人口の地方分散

婦人の役割変化

国際政治の多極化

福祉の充実

重要性を増す公的調整

参加の重視

相互依存の世界

②高齡化の進行

これらについて社会変動の理論的な枠組みにしたがって、現代の社会変動の特徴を体系的に示すこととする。

社会変動の理論的枠組みが指し示す法則性は、たえず内外からもたらされる不均衡化のインパクトに対して、より広い範囲での均衡化の営みを実現することによって、より安定的な均衡状態を実現させていくことであるといえる。したがって、この世界に働いている機能は本質的にはこれ1つであるといってよいが、これが、個別具体の場合において、その状況に対して特有な現れ方をすることから、

一見この世界には種々雑多な機能があると思っ込んでいるのである。もちろん、現れ方の違いによって便宜的にいくつかに分類しておくことは意味があるが、人間の最大の特徴であるシンボル操作を行う主体にとって、このような分類が、状況に対して相対的にすぎない機能を絶対的なものと見誤らせる危険性をもっている。

この意味から、一口にトレンドといっても、それは状況と相対的であり、いわば、その状況が存在する限りにおいて継続することになる。

以上のような点をふまえて、各トレンドのコメントを交えながら、社会の今後の動向を展望することにする。

(1) 普遍(基本)的トレンド

システムの成長・発展にとって欠くことのできないのが情報である。システムは自己制御的な機能を内在化することによって、恒常的な均衡を維持することができるが、その自己制御とは、実は情報をフィードバックすることによって行われる。

システムがより広範な空間において安定的に維持されるよう動的均衡を達成していく過程は、必要な情報処理量を増大していくことであり、また種々の情報のフィードバック回路を組み込むことなのである。

ところで、社会システムの成長は、財貨などの物の量的な拡大再生産によるものであり、そのことが直接的に成員間の相互行為を促進するというものではなく、したがって、システム全体の均衡化を図るものでもない。すなわち、成長は決して目的ではなく手段であって、実はシステムの発展ということが目的であるといえる。それは、財貨の消費やサービス・情報の交換を通じて、動態的な均衡化の営みの結果として実現される。

人間の進化は、その物質的な面よりも精神的な面に特徴があり、したがって、そこにあつては物質的なものより情報的なものの役割が比重を増してきている。そして、これらの交換を促進する情報体系として、社会システムは機能しているといえる。これらの点から考えれば、社会の情報化は人間社会の動態的な均衡化を推進していく根源的なトレンドであるといえる。これに対して、他の20のトレンドは、この根源的なトレンドが、それぞれの状況にあつて特有なかたちで現れたといえる。

この根源的な社会の情報化というトレンドは、特徴的には現代社会においてどのような現れ方をしているのであろうか。それは、情報洪水の病理ということで端的に表現でき、情報の正確な意味を読みとれない「せっかち」人間や、大量の断片的な情報をつめこむあまり体系的分析や創造的思考の能力が退行しつつある人間を生み出している。また、情報洪水は人々に不安感を起したり、その圧力が、大量の情報に対して抵抗力をもたない地域の風俗や文化を破壊している。一方、情報化に伴いマス・メディアの社会的な影響力がますます増大するなかで、その位置づけやあり方が問題化してきている。

一般的にマイナスの面が目立つが、その点は工業社会の特徴である、財貨の生産面での効率性の追求の結果としてもたらされている。すなわち、そこでは、情報の有効性や的確性そのも

のは軽視され、その物的な面に主眼がおかれているために、情報が社会システムの均衡化を促進する機能を果たさず、むしろ不均衡を助長したりしていることによっている。

ところで、この情報化のトレンドは社会システムの適応機能にインパクトを及ぼすことにより、その機能水準を上昇させるべく技術進歩のトレンドを起すことになる。従来、技術進歩は、主として社会システムの成長という観点から、財貨生産における効率性の向上という面での革新がなされてきた。確かに、食料の安定的な供給体制の確立や利便性の改善、そして自然をある程度克服する能力を獲得するといった点に関しては、さしあたって解決すべき課題としてとり組まれてきた。

しかしながら、それらも一定程度達成しえた現在、むしろシステムの発展を進めていく意味から、それにとって不可欠な、有効かつ的確な情報の生産に関わる技術進歩が切望されてきている。このことは、その表面的な理由は別として、既存の技術革新の停滞傾向や開発技術の再評価に対する要求の高まりとして現れてきている。結局、技術革新の主流は、財貨生産に関わるハードの技術から、広義の情報処理に関わるソフト的技術へ移行していくと考えられる。いわば、この開発ペースが今後の社会のくらし易さを大きく左右するものといえる。

一方、情報化が成員の生活スタイルにインパクトを及ぼすことにより、都市化のトレンドを生じている。現象的には、都市居住人口の増大というかたちで現れているが、その本質は生活手段システムの情報化にある。農村的な生活は、主として物財の所有に支えられていたのに対して、都市生活は、それらの公共的な提供をはじめとする共有的な面に支えられている。あるいは、他の成員の行為によってもたらされる反射的利益を内部化することであるともいえる。いわば、その波及効果のプラス面に動機づけられて起っているトレンドである。前述のように、情報処理に関わるソフト面の技術の遅れから近年反射的不利益の増大傾向がみられるものの、依然として情報量（機会、可能性）の豊富さに支えられた都市生活の利便性は保持されている。したがって、従来のような大都市一点集中型の都市化傾向は鈍化するものの、地方都市や大都市周辺地域での都市化の進行は顕著になっていくであろう。

また、社会の情報化は、成員レベルの情報化を強要し、制度的な枠組みと結びついて高学歴化を押し進め、そして高学歴社会をもたらしている。それは、工業社会の進展の過程で、職業教育の必要性と教育の商品化が結びついて急速に達せられたものであるが、高度産業社会を迎えた現代、当初目的としていた機能を失いつつある。そして、その効果は、生産の場から消費の場へ、発現の場所を移そうとしている。

以上の高学歴化、技術進歩、都市化の3つのトレンドは、社会システムの成員の生活システムの基本的な面にインパクトを及ぼしたものであった。そして、これらのトレンドが一層情報化を押し進めるかたちで、社会全体の変動の速度を加速してきたといえる。

一方、これらのトレンドは、手段システムの一部である産業に対してインパクトを及ぼし、その産出物を次第に高度化させている。産業分類的には、産出物のウェイトを第1次から順次、第2次、第3次へと移し、産出形態的には、財貨からサービスや情動的なものへと移行させている。

社会変動に関して、継続的にインパクトを及ぼし、しかも普遍的なトレンドとして認められるものとしては、情報化という根源的なトレンドを含めて、以上の5つに集約することができる。

(2) 過渡期の長期的トレンド

工業社会の進展に伴って、技術進歩は著しく社会の便益システムの機能水準を高めたが、それはシステムの全体的なバランスを欠いたものであるために、機能水準の改善が遅れている部分に社会的な歪みが集中している。そして、そのことが、成員の生活レベルにおける実質的な達成価値の水準を著しく低下させている。

このような状況に対して、その改善のための手立てや技術進歩が著しく遅れていて、あまり速かな改善が期待できないことが、成員の内的レベルにアンバランスを生じ、それが社会的に不満として表出して社会問題化していることはすでに記したとおりである。そして、オイル・ショックを契機として大転換が確実に始まっているが、以上のような時代状況を反映して、変動内容の性格は主に次の3つに分類することができる。

資源の制約化（有限性の自覚）

集権（集中、拘束）から分権（分散、開放）へ

新たな統合機能（原理）の確立

このうち、は大転換をひき起す直接の契機となったものであり、エネルギー・鉱物資源の様々なかたちを通じて有限性を自覚させられたこと、そして我々がおかれている環境そのものの有限性、すなわち生態系であることを自覚したことである。これらの他の部門へのインパクトは想像以上に大きなものと考えられ、現実ですでに経済分野で高度成長から安定成長への転換をもたらしている。

環境の重視、エネルギー供給の不安、安定成長への移行という3つのトレンドは、我々の活動を何かと規制するイメージが強い制約要因として及んできている。確かにこのような側面を否定できないが、むしろ、これによって我々に忘れていたものを気づかせ、より質的に高い新たな豊かさへ我々を向わしめている点に着目すべきである。現時点では多分に試行錯誤的な感はあるが、成員の内的レベルから社会レベルへと、そのきざしは現れつつある。

この分権、分散、開放への指向は、によってもたらされた問題状況を反映して起ってきている。今や、我々は物質的な豊かさだけが真の豊かさではないことを知り、生活の質や心の豊かさを求めるようになってきている。しかしながら、社会構造的にそれ程変化していない状況にあって、社会システムの各種の成員は社会的な規制を少しでものがれることにより、それを実現しようとしている。それは、同時に社会運動化され、社会システムの構造変革を求める声となっている。端的には、各人の価値欲求の達成水準の最適化を保障させつつ、社会全体の達成水準の改善を図ろうとするものである。

それは、価値観の多様化、余暇時代の向けての文化の大衆化、政治の多元化、社会の多層構造化、高まる地域の役割、人口の地方分散、婦人の役割変化、そして国際政治の多極化として

現れている。

まず、価値観の多様化は、個人の生活行動面での多様化あるいは個別化につながり、社会全体の価値達成水準を高めつつ必然的に、集権的な体制から分権的な体制へ社会形態を変えようとしている。

また、価値観の多様化と並行して、余暇時代に向けての文化の大衆化が進行している。物質的豊かさがある程度まで達成して、生産性の向上が就業時間の短縮を促しているが、これを1つの契機として、生活意識の二極分解や疎外などが進行するなかで、余暇時間を文化活動に充てる人々が多くなっている。現在はまだわずかに傾向が現れてきたというにすぎないが、生活の質や心の豊かさが求められる状況にあって、今後この傾向は顕著になると考えられる。

ところで、政治・社会構造的に1つの変化が現れている。政治の多元化であり、価値観の多様化を反映して強まる傾向にある。その結果、欧州世界ですでに起っているような政治的な不安定性や不確実性が増大することになるが、一面で脱イデオロギーの進行も予想され、結論としては、将来的にこのような面から社会的緊張が極度に高まることはまずないと考えられる。

一方、集権化から分権化への転換という傾向は、一面において社会システムの機能水準の低下を反映したものといえ、多種多様な成員のニーズに対応できるように、機能回復措置として多層構造のシステムづくりが進行している。

また、就業時間の短縮などが進むなかで、生活空間としての地域の役割が次第に高まることが予想される。このことは、生活優先思想の普及にその一端が現れており、生活空間としての住みやすい地域づくりということに関心が高まっている。その特徴的な現象が、従来からの人口の大都市集中傾向が一転して地方分散に変わりつつあることである。もっとも、生活スタイルの都市化傾向は普遍的なトレンドであり、このような状況のなかで、地方分散のパターンは、地方中核都市への人口のJターン現象が中心を占めると考えられる。

次に、近年特に目立ってきた婦人の役割の変化の傾向は、その背景として、家事労働の軽減や保育所の拡充、さらに高学歴化を反映しての価値観の多様化があげられる。これらの要因が、従来からの伝統的な、ある意味では旧式の婦人に対する規定を急速にとり去りつつある。この結果は、家庭の中での役割変化をはじめとして、社会の様々な局面に複次的な影響を及ぼしていくと考えられる。

一方、国際政治の面でも、集権から分権へという傾向がみられ、その多極化が顕著になってきている。すなわち、従来の米ソ二極型の政治構造は大きく揺らぎ、それに対して、OPEC諸国、中国などのいわゆるAA諸国の台頭が目立ってきている。

このことは、一面で経済力格差の面での南北問題を複雑にしており、このような面からも、日本のおかれている立場を考えると、日本が将来的に担うべき役割は極めて重要であるといえる。

以上の8つのトレンドは、社会システムにとって一面で解体化につながるものである。永遠の願いである人類の繁栄という点からすれば、社会システムの発展は動機づけられているといえ、この意味で、社会システムの構造変化に関して、上記の8つのトレンドを補完し、社会シ

ステムの発展を保障するトレンドが他に存在することになる。

このような性格を持ったトレンドが、以下に取りあげる の新たな統合機能（原理）の確立である。先に指摘したように、多層構造の社会システム化が進行するなかで、これに関連した様々のタイプのトレンドが社会システムの諸側面において進行している。

その典型的なものが、福祉の充実化である。福祉そのものについては以前からあるが、その概念をはじめとして、性格や内容などに関してかなりの変ぼうをとげながらその充実が図られてきており、大局的な社会システムの変動方向を考えたとき、今後とも一層の質的充実が進んでいくと考えられる。この場合、福祉概念は、従来の保険的、ミニマム保障的な狭いものから、社会的公正を図る1つのメカニズムとして広義にとらえられるようになり、活性化が進むと考えられる。

次に、高度経済成長の終焉という大転換期を迎えて、現代社会は将来的に激しい構造変動を起していくと予測されるが、社会システムの均衡維持の面からも、機能水準を高めていく適切な派生的、均衡促進的な構造変化を誘導していく必要がある。

このような状況のなかで、当面の地域社会の実情を眺めると、是非とも地方自治体などの公的機関の積極的な調整行為が望まれる。ただ、その場合、自治体側の発想の転換は不可欠である。この点は、住民の持つ情報と公的機関が持つ情報が、質的にも内容的にも異なっていることを双方がよく認識して、相互に情報を積極的に提供しつつ吸収するかたちでの参加の重視の傾向が顕著になっていく可能性がある。これは、住民と自治体という関係に留まらず、広く企業経営や地域活動の面でも活発化すると予想される。

以上が、現代社会をとりまく構造変化要因としての20のトレンドであった。

これらは、程度の差こそあれ大勢としてほぼ確実に起ると考えられるトレンドであるが、さらに具体的に、どの程度の強さでどの位の期間にわたって続くかという点については、社会的レベルに成員の内的レベルの不確実性が影響を及ぼすため、それらの点について明らかにすることは原理的に不可能なのである。このような意味から、本章の客観性を維持すべく、意識的に具体レベルの予測を回避してきた。

これに対して、社会変動の時間的な激しさによってもたらされた、人口の年齢構成（人口ピラミッド）上の歪みは、将来的に確実に高齢化していくことを予測させる。それは、今までの20のトレンドが人間の情動的側面に大きく依存し、フィードバックがかかり易いものであったのに対して、その物質的、肉体的側面に支えられているためである。

第 3 章 県民ニーズの変化と展望

1 課題と方法

(1) ニーズのとらえ方

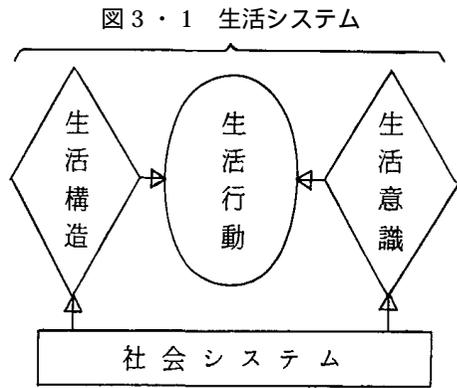
この章で扱うのは、2章でみた社会システムの変動と関連して、ニーズがどのように発生し変化してゆくかということである。その場合、我々は県民ニーズの適確な予測による先取りのな行政対応を考えるという課題意識から、ここでは県民の抱くさまざまな「欲求」そのものを「ニーズ」としてとらえるのではなく、そのような「欲求」に機制されながら、あるいはそのような「欲求」を充足するために生じる生活上のさまざまな問題をニーズとしてとらえることにしたい。言い換えれば、県民が日々生活をくり返すうえで生じるさまざまな問題、あるいは県民が主観的に抱く生活目標ないし生活水準を達成するために生じるさまざまな生活問題をニーズとしてとらえることにしたい。

このようないわば生活上の機能不全としてのニーズは、具体的には<生活者>としての県民が、その生活を維持し、あるいは生活目標ないし生活水準に向けて生活行動をくり返してゆく際に生じるさまざまな「問題」を認知、評価＝自覚し、社会的な解決を求めて社会レベルへ表出し、さらに社会的に認容された場合に、生活問題として、即ちここでいうニーズとして発生するものと定義をしておきたい。

こうした定義からすれば、以下この章で述べるニーズは、社会的に一応の認容をされているという前提に立つものであるが、一般的にいても、今日の、とりわけ都市における社会化された生活様式は、多かれ少なかれ生活上のさまざまな問題を社会化せざるを得ない構造をビルトインしている。しかし、この社会化された生活問題としてのニーズは、後に4章でみるであろうように、即行政需要とか行政ニーズを形成するものではなく、社会的にみて粗需要的性格をもつものといってよい。

さて、以上のような定義に拠って、ニーズ把握の方法論的枠組みを明らかにする必要があるが、この場合、ニーズの定義に加えて、社会システムの変動とニーズの変化の相関を考察するというこの章の課題から、次のような方法論的枠組みを設定することにした。即ち、我々は、社会システムの変動によるニーズの長期的構造的変化を把握しようとする訳であるが、こうした問題論的構成から生活問題としてのニーズの変化をとらえるためには、社会システムとニーズの変化の間に、「橋渡しの概念装置」を設定する必要がある、ここではその媒介装置として、<生活構造>を設定することにした。この<生活構造>については、詳しくは後の2の(1)で述べることにするが、ここで必要な限り説明しておけば、<生活構造>は<生活システム>の

1つのサブシステムであり、〈生活者〉としての県民が〈生活行動〉を営むための構造的枠組み、言い換えれば〈生活行動〉の場を構成するものと考えられ、〈生活行動〉の主体は、この〈生活構造〉に枠付けられながら、ある場合にはこの〈生活構造〉の枠組みを変えるべく、〈生活行動〉を営むことになる。この場合、〈生活行動〉の主体は、一方で〈生活意識〉に機制されながら〈生活行動〉を営むことになるが、この〈生活意識〉が内



(は変動の波及の方向。本章では、反対方向の変動の波及は扱わない。)

から〈生活行動〉を規定し方向付けるとすれば、〈生活構造〉は外から規定するものと考えてよい。このような考え方を図示すれば図3・1のようになる。

以上述べた媒介装置としての〈生活構造〉の設定により、社会システムの変動とニーズの長期的構造的変化の相関については次のように説明しうる。即ち、既に述べたように、社会変動は生活システムのサブシステムである〈生活構造〉の構造的枠組みにインパクトを与え、〈生活行動〉におけるニーズ発生の構造的客観的条件を準備することになるが、こうした全体的構成に基づけば、まず社会変動によって将来の(この章では一応10年後)県民の〈生活構造〉がどうなるか、言い換えれば将来のある時点の変化した〈生活構造〉を設定し、その変化した〈生活構造〉の構造的枠組みと〈生活意識〉の変化のなかで営まれる〈生活行動〉がどのような影響を受け、どのような内容を持ち、どのような問題を孕むかを記述することによって、ニーズの動向を把握するという方法論的枠組みを設定しうるであろう。こうした方法論に抛り、具体的な手法について述べておけば、社会システムの変動については主として2章で記述されたトレンドを設定することにし、〈生活構造〉の変動については、その社会変動のトレンドと〈生活構造〉の構造軸とのマトリックスを作成することによって、将来の〈生活構造〉の枠組みを記述し、そのうえで各調査における〈生活意識〉の動向をみながら、〈生活行動〉、具体的には各生活領域を設定することによって、そこに生じると考えられるさまざまな生活問題をニーズとして記述することにしたい。

(2) 記述の対象と構成

さて、(1)で述べたニーズの定義と方法論的枠組みに基づいて、我々の記述はまず10年後の県民の〈生活構造〉について、その概要を明らかにすることにしたい。

この〈生活構造〉の設定を受けて、次に〈生活行動〉論的に5つの代表的な生活領域について、〈生活意識〉の動向と組み合わせて、生活問題としてのニーズの動向について記述することにする。それらの生活領域については以下のとおりである。

職業生活

消費生活
余暇生活
地域生活
教育生活

これらの生活領域は、生活システムを維持発展させるための主要な〈生活行動〉より形成されているものである。

次に、我々は今後21世紀に向けて、神奈川県の主要な行政課題となると考えられる次の3つの福祉政策領域について記述することにしたい。

健康、医療
社会福祉
生活環境

ここでは、単に生活問題としてのニーズを取り上げ、その内容や変化を記述することにとどまらず、それをふまえながら、今後の長期的な社会システムの変動と関連させて、神奈川県において政策課題化すると考えられる問題群を明らかにし、記述することにしたいと思う。

2 県民ニーズの動向

(1) 社会システムの変動と〈生活構造〉、〈生活意識〉

〈生活構造〉とは何か

ここで改めて〈生活構造〉について明らかにしておきたい。〈生活構造〉は、図3・1でみたように、生活システムの1つのサブ・システムということになるが、この生活システムは端的にいえば「生活の再生産」の過程で創り出されるものであり、このことをより詳しく述べれば、「主体が、ある価値や目標の成就を、あるいは生命や生活それ自体の再生産を、めざす過程で創りだすものであり、4つの機能的諸領域（すなわち、適応 目標達成 統合連帯 パターン維持と緊張処理）および3つの構成次元（すなわち、生活構造 生活意識 生活行動）との相互依存的なサブ・システムから構成される複合体であって、周期的に反復される安定したリズムをもち、日々、週、月、年あるいは一生を通じてのサイクルとなつてあらわれる均衡持続の傾向を示すシステム」（井関利明）であり、このサブ・システムである〈生活構造〉は、「人間の生活機能や再生産活動が循環し、維持されてゆくパターン」（松原治郎）をさし、また「比較的安定的な、客観的に観察可能な諸要因のパターン」（井関）を意味している。

このような〈生活構造〉の定義に従って、ここでは次の7つの構造軸を設定することにしたい。

家族構造
家計構造

生活手段構造

生活関係構造

生活規範構造

生活時間構造

生活空間構造

これらの構造軸は、「生活の再生産」の主体、方法、手段、状況的枠組みであり、社会システムの変動は、まずこれら<生活構造>の構造軸にインパクトを与えて<生活構造>を変化させ、<生活行動>に外から枠付ける形で変化をもたらすことになる。(もちろん、反対に<生活行動>が<生活構造>を変化させてゆく場面があるのだが、その点についてはここでは扱わない)

さて、<生活構造>の構造軸は、具体的にはいくつかの構造内容から成っており、それらはさらに具体的な指標としておきかえることができる。このような考え方からすれば、<生活構造>の変動は、具体的にはその構造軸の構成内容の説明指標への社会システムの変動のインパクトを推し計ることによって、観察可能となるであろう。

このような理論的枠組みに基づいて、<生活構造>を表わしたのが表3・1である。ここでは、ごく簡略した形で<生活構造>を描いており、とくに説明指標については、後の<生活行動>を記述するうえで必要と考えられる最低限のものをあげた。

<生活意識>とは何か

次に、<生活意識>について若干の説明を加えておくことにしたい。<生活意識>とは、「主体が、客観的、実在的な生活環境に対してもつ『主観的な知覚や認知』(すなわち、主体環境イメージ)を中核に、価値観、生活目標、集団、階級準拠、消費、購売意識などの心的要素の複合体」(井関利明)であり、ここではとくに、生活の諸側面に対する意識であって、<生活行動>を内側から機制する役割を担うところの価値、態度、目標、関心等を総称するものとして位置づけることにする。即ち、社会変動との関係でニーズの変化を把握しようとする目的からは、<生活構造>の構造的枠組みの変動との関連で、<生活行動>を方向づけ、あるいは生活上の機能不全を問題化するうえで<生活意識>の役割があるといえるのであり、具体的には、生活目標、価値意識、生活態度、生活満足感、充足感等が<生活行動>を内側から機制し、<生活構造>の水準との相関でさまざまなニーズを発生させる役割を果たすことになる。

実は、この<生活意識>それ自体についても、いわば従属変数としての<生活意識>については、社会変動と相関しており、<生活意識>の規定要因を因子分解して、その変化を社会変動と相関させて解析する必要がある。しかし、この章では、<生活意識>の変化の把握の理論的枠組みの設定の困難さと、意識調査を実施することができなかった等の制約から、現在までの関連する意識調査結果を社会変動のトレンドと相関させて、<生活意識>とその変化を記述することとしたい。

表3・1 <生活構造>の構成内容

構造軸	構成内容	説明指標
Ⅰ.家族構造	1.世帯構成	ア.類型別世帯比率 イ.高齢者のいる世帯比率
	2.年齢構成	ア.年齢別人口
	3.職業構成	ア.職業構成
	4.就業構成	ア.就業構成
	5.健康水準	ア.死亡率 イ.自殺率(死因別)
	6.教育水準	ア.進学率
.家計構造	1.世帯収入	ア.月平均実収入
	2.世帯資産	ア.貯蓄現在高 イ.持ち家率
	3.家計支出	ア.消費支出(消費性向)
.生活手段構造	1.住居形態	ア.持ち家率 イ.住居の広さ
	2.耐久消費財	ア.耐久消費財の普及率
	3.交通通信手段	ア.電話普及率 イ.自動車保有台数
.生活関係構造	1.夫妻関係	ア.離婚率
	2.世代関係	ア.家出少年保護人員指数 イ.子との同居率
	3.近隣関係	ア.公民館、市民センター利用状況
	4.職場関係	ア.労働争議件数
Ⅴ.生活規範構造	1.生活行事	ア.(意識調査)
	2.家族制度	ア.(")
	3.情報機会	ア.テレビ視聴時間
.生活時間構造	1.労働時間	ア.労働時間
	2.余暇時間	ア.余暇時間
	3.家事時間	ア.家事時間
.生活空間構造	1.通勤距離	ア.通勤距離
	2.通学距離	ア.遠距離通学者比率
	3.買物距離	ア.大型小売店数

(2) 10年後の県民の<生活構造>

さて、(1)で述べたような理論的枠組みを前提として、まず10年後の県民の<生活構造>を設定することとしたい。ここで、「10年後」というのは、社会変動自体に不確定の要素が多い

という事実のほか、外挿法及び資料的制約によるものである。

別に掲げた表3・2「<生活構造>と社会変動のマトリックス」は、表3・1を受けて、今後10年位の単位で社会変動の主要なトレンドと組み合わせて、とりわけ<生活構造>の代表的な指標の動向をにらみながら、各構造軸の構成内容ごとに、その動向ないし変化について事実的な記述を行ったものである。家族構造のように、それ自体ですでに問題化する内容を抱えているものもあるが、問題抽出については後の(3)の生活領域の記述のなかで行なうこととし、以下ではこの表3・2の説明指標をみることによって素描的に<生活行動>の場たる<生活構造>の10年後の変化について述べることにしたい。

なお、さきにも断ったように、説明指標は最低限のものを代表的に拾っているもので、以下の説明においては極めて単純化した形で<生活構造>を描いていることを了め断っておきたい。

家族構造はどうか

まず第1に、「生活の再生産」の主体たる家族の構造の変化について、以下6つの側面について述べることによってとらえてみることにする。

ア．世帯構成の変化

10年後の神奈川県の子家庭の世帯構成は、一層の世帯規模の小型化と核家族化が進行すると考えられ、また他方老人を抱えた世帯と単独世帯が増加するということができる。

(第2章統計資料参照)

イ．年齢構成の変化

年齢階層の主力は20代から30代、さらに40代に推移してゆくことともに、それら世代を軸として自然増として生まれてくる10才未満階層の比率と、平均余命の伸び等によって、高年齢層が全体としては低くとも、その構成比が高まると考えられる。

(第2章統計資料参照)

ウ．職業構成の変化

職業構成の変化については、専門的、管理的、事務的職業が構成比を高め、今まで神奈川の工業を支えてきた技能的労働者、生産工程従事者、単純労働者等の構成比が相対的に低くなり、ますますホワイトカラー化し、知識労働者が増加することになると思われる。

(第2章統計資料参照)

エ．就業構造の変化

就業形態は、従業上の地位からすれば、サラリーマンが主であり、また年齢的には30代後半から40代、50代にかかる中高年労働者を中心とするものと考えられる。

(第2章統計資料参照)

オ．健康水準の変化

ここで健康水準を家族構造の1構成内容とするのは、主体たる家族のエネルギーのストックを表わすために設定するものである。

神奈川の健康水準は、その精神的健康については問題を孕みながらも、今後ともなお高い水準を維持してゆくものと考えられる。(表3・3参照)

カ．教育水準の変化

ここでは、主体たる家族の情報ストックを表わすものとして設定する。

現在高校進学率全国第19位、大学進学率同8位と高い水準にある神奈川の家族構造における教育水準は、一時的に低落することはあっても、今後とも高い水準で維持され、高等教育を受けた者の割合が高まると考えられる。また、核家族化と10才未満人口階層の伸び、また高学歴化志向の強化によって、幼児教育の水準が高まってくると考えられる。(表3・4参照)

表3・3 死亡率及び自殺率
厚生省「人口動態統計」

都道府県名	死亡率 (0/00)		自殺 (百万分比)	
	45	50	45	50
東京都	4.92	4.74	130.43	157.19
神奈川県	4.72	4.27	105.45	137.07
愛知県	5.70	5.23	141.48	174.88
大阪府	5.31	4.99	162.60	190.97
兵庫県	6.48	6.10	154.03	194.71
平均値	7.76	7.08	156.23	181.80
標準偏差	1.27	1.20	27.81	27.71

総理府『社会生活統計指標』から

表3・4 進学率

県企画部『統計で知るかながわ』から(割愛、表2・34参照)

資料:学校基本調査 各年3月末日現在

今まで述べてきた家族構造の構成内容の変化をふまえて、ここで総括的に、家族構造全体の変化と、それ自体ですでに孕む問題について、簡単に述べておきたい。

神奈川県における今後の家族構造は、30～40代のホワイトカラーを職種とする核家族世帯が主流を形成するが、その世帯人員は少なく小型化し、また高令者を抱えている世帯の割合が高まってくると考えられる。しかし、家族の教育水準や健康水準は高く、きわめて活動力のある家族を形成してゆくと考えられる。

このような神奈川の家族構造はしかし、老人世帯や単独世帯の増加を招くものであり、そこに健康や雇用、生きがい、人間的(とくに家族的)関係の回復等の問題を惹起し、また30～40代の年令階層が主流になることにより、その子弟の教育の問題、住宅の問題、再教育訓練の問題、あるいは主婦の社会参加の問題、余暇、レジャーの問題等々が強く社会問題化する可能性を孕んでいるといえよう。これらの立ち入った内容については、後の各生活領域について記述するときに触れることとしたい。

家計構造はどうか

ここでは、<生活構造>の主たる手段である金銭をめぐる構造を、家計構造としてとらえ、その変化をみとめることにする。

表3・2 <生活構造>と社会変動のマトリクス

社会変動の主要トレンド 生活構造の構成軸、内容、指標			経済成長の純化	産業構造の変化 (サービス経済化、 知識集約化)	人口の増加 (自然増)	人口構成の 高令化の進行	都市化の進展 (職任分離、生活の 社会化)	情報社会化・管理 (社会化の進展)	技術革新の純化 (職場の合理化)	高学歴化	婦人の役割の増大	余暇の増大	その他のトレンド	
I. 家族構造	1. 世帯構成	ア. 類型別世帯比率 イ. 高齢者のいる世帯比率				老人世帯の増加	核家族化の進行、単身者世帯の増加	核家族化の進行		単身世帯の増加	核家族化の進行			
	2. 年令構成	ア. 年令別人口			義務教育児童の増加	30～40代世帯の増加、 老人層の比率増大								
	3. 職業構造	ア. 職業構造	離転職の増加	専門的・技術的、事務的の従事者の増加				テクノクラート層の増加	単純・管理労働者の増加					
	4. 就業構造	ア. 就業構増	雇用の増大、共稼ぎの増加				就業人口の高令化 中高年労働の過剰				高学歴労働者の増加	婦人労働者の進出、共稼ぎの増加		
	5. 健康水準	ア. 死亡率 イ. 自殺率(死因別)			平均余命の伸び	成人病の増加	自殺率の増大、精神的緊張の増大	精神的疲労の増大	精神的疲労の増大			食生活の合理化		
	6. 教育水準	ア. 進学率	教育投資費用の伸び悩み、進学率の頭打ち	専門教育就学者の増加	就学前義務教育児童の増加	高校教育就学者の増大、進学率の上昇	進学率の上昇	進学率の上昇			高等教育就学者の増加	高学歴主婦の増加、女子進学率の上昇		
II. 家計構造	1. 世帯収入	ア. 月平均実収入	収入の伸び悩み											
	2. 世帯資産	ア. 貯蓄現在高 イ. 持ち家率	貯蓄率の相対的上昇持ち家率の低下							貯蓄率の相対的上昇				
	3. 家計支出	ア. 消費支出(消費性向)	消費支出の伸び悩み	余暇、レジャー関連支出の増加	教育関係支出の増加	健康関連サービス支出の増加	余暇、レジャー関連支出の増加、交通通信費用の増大	余暇レジャー情報関連支出の増加	余暇レジャー関連支出の増加	情報関連支出の増加教育支出の増加	交際費の増加	余暇レジャー関連支出の増加		
III. 生活手段構造	1. 住居形態	ア. 持ち家率 イ. 住居の広さ	集合住宅比率の増大		住居の広さの頭打ち		集合住宅比率の増加							
	2. 耐久消費財	ア. 耐久消費財の普及率	耐久消費財の飽和	情報機器の普及		健康機器の増加		情報機器の普及		教育機器の普及	家事補助的消費財の飽和	余暇レジャー関連財の普及		
	3. 交通通信手段	ア. 電話普及率 イ. 自動車保有台数	自動車保有台数の伸び悩み				電話、自動車保有台数の増加	情報伝達手段の革新				モータリゼーションの進行		
IV. 生活関係構造	1. 夫妻関係	ア. 離婚率					離婚率の増加			離婚率の増大	離婚率の増大、主婦の地位の向上			
	2. 世代関係	ア. 家出少年保護人員指数 イ. 子どもの同居率					青少年の家出の増加老人自殺率の増加	青少年の家出、非行等の増加、世代ギャップの増大		青少年の家出、非行等の増加	主婦の地位の向上	青少年の非行増加		
	3. 近隣関係	ア. 公民館、市民センター利用状況					近隣組織への参加の高まり				主婦の役割の増大			
	4. 職場関係	ア. 労働争議件数	労働争議件数の増加	職務構成の変化		私生活優先の高まり	近隣関係の重視	管理的作業部門での労使紛争の増加	近代的能力主義管理の強化	大卒労働者の不満の増大	婦人進出職場の労使紛争の増加	余暇の労務管理化、近隣関係の重視		
V. 生活規範構造	1. 生活行事	ア. (意識調査)						生活行事の商業化		伝統的生活行事の後退	生活行事の合理化	生活行事のレジャー化		
	2. 家族制度	ア. (")				家族主義の強化	私生活優先主義の強化	生活目標の画一化		生活目標の合理主義化	主婦の役割の強化、私生活優先主義の強化	私生活優先主義の強化、勤労意欲の減退		
	3. 情報機会	ア. テレビ視聴時間						マスコミの影響力の増大・規範の画一化		世代間の情報伝達の縮小	主婦の発言力の増大	テレビ、ラジオ視聴時間の増加		
VI. 生活時間構造	1. 労働時間	ア. 労働時間	所定内労働時間の短縮				通勤距離の拡大(時間)		労働密度の増加					
	2. 余暇時間	ア. 余暇時間									余暇時間の増大	労働・家事時間の短縮と余暇時間の増大		
	3. 家事時間	ア. 家事時間								教育への時間投資の増大	生活の合理化と家事時間の減少	耐久消費財の普及と家事時間の縮小		
VII. 生活空間構造	1. 通勤距離	ア. 通勤距離					通勤距離の拡大							
	2. 通学距離	ア. 遠距離通学者比率					遠距離通学者の増大			遠距離通学者の増大				
	3. 買物距離	ア. 大型小売店数					買物距離の拡大				買物のレジャー化による距離の拡大			

適当な指標なし

ア．世帯収入の変化

神奈川の世界の家計構造は、全国的には高い水準にあるものの、全体的には地位を低め、世帯収入の伸び悩みが続くと考えられる。（表3・5参照）

イ．世帯資産の変化

神奈川における世帯資産は、今後その大きな増加が望めず、むしろ全国で第44位（昭和48年）である持ち家率はさらに低下し、資産としてのマイホームは容易でなく、全体として世帯資産は低水準をぬけ出せないと考えられる。（表3・6、7参照）

ウ．家計支出の変化

全国で第3位（昭和51年）であった神奈川の世界の消費支出は、全国的には高い水準を維持しながらも、経済成長の鈍化のもとで、伸び悩みを続けると考えられ、また伸び悩む消費支出のなかでも、余暇、レジャー、文化関連支出がその費目構成比を高めると考えられる。（表3・5、表3・7参照）

以上を総括的に述べれば、神奈川県における家計構造は、まず世帯収入については今後とも全国的にみれば高い水準を維持するが、相対的には地位を低めると考えられる。即ち、今後神奈川県においては、産業構造の転換が容易に進まないと考えられるため、経済成長の鈍化のなかで、第2次産業下の雇用者を中心として賃金の伸びが頭打ちとなり、全体的に世帯収入の伸び悩みが続くと考えられる。

また、これと相関して、インフレ持続の下で世帯資産の伸びが期待できず、とりわけ持ち家については土地利用規制の要因も働き、その比率は低下してゆくと考えられる。また、貯蓄性

向は上昇気味で推移するが、内容的には実物投資や契約貯蓄率が高まると考えられる。

消費支出については、世帯収入の伸び悩みのなかで、消費性向が低下し、伸び悩みを続けると考えられるが、費目構成比の変化については、余暇レジャー関連支出が相対的に増加するものと考えられる。

表 3.5 世帯収入及び消費支出

〔資料：総理府統計局「家計調査」〕
横浜市勤労者世帯

年別	調査世帯		実収入			消費支出			平均消費性向
	平均世帯人員	有業者	金額	増加率		金額	増加率		
				名目	実質		名目	実質	
昭和45年	4.02	1.59	135,295	27.3	17.8	100,193	27.7	18.1	80.4
" 46年	3.96	1.59	146,368	8.2	1.0	103,552	3.4	3.5	76.5
" 47年	3.85	1.53	156,129	6.7	0.9	109,816	6.0	0.3	76.4
" 48年	3.84	1.50	191,763	22.8	9.4	131,543	19.8	6.8	74.8
" 49年	3.98	1.48	232,608	21.3	1.9	159,993	21.6	1.7	74.7
" 50年	3.80	1.47	266,721	14.7	3.1	180,670	12.9	1.4	72.9
" 51年	3.91	1.46	291,310	9.2	0.1	204,636	13.3	3.7	77.5

前出『統計で知のかながわ』から

表3・6 貯蓄現在高 総理府統計局「全国消費実態調査」

都道府県名	1世帯当たり貯蓄現在高 (百万円)	
	45	50
東京都	1.70	3.14
神奈川県	1.48	2.79
愛知県	1.54	2.89
大阪府	1.74	2.97
兵庫県	1.78	2.83
平均値 MEAN	1.22	2.36
標準偏差 S.D.	0.29	0.55

総理府統計局『社会生活統計指標』から

表3・7 住宅の所有別住宅数及び構成比 総理府「住宅統計調査」

調査年	住宅の所有別住宅数						
	住宅総数	持家	借家				給与住宅
			小計	公営・公社・ 公団	民営 (設備共用)	民営 (設備共用)	
昭和33年	627,000	410,000	217,000	27,000	150,000	40,000	
“ 38年	881,000	476,000	405,000	55,500	179,000	70,000	
“ 43年	1,275,870	630,000	645,870	87,410	332,800	99,840	
“ 48年	1,663,100	798,800	864,300	127,400	513,300	134,800	

同 構 成 比						
住宅総数	持家	借家				給与住宅
		小計	公営・公社・ 公団	民営 (設備共用)	民営 (設備共用)	
100.0	65.4	34.6	4.3	23.9		6.4
100.0	54.0	46.0	6.2	20.3	11.5	7.9
100.0	49.4	50.6	6.8	26.1	9.9	7.3
100.0	48.0	52.0	7.7	30.9	5.3	8.1

表3・8 消費支出費目構成比 総理府統計局「家計調査」(横浜市)

年別	消費支出額	支出構成比				
		食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費
昭和45年	100.0	31.2	11.1	3.1	10.6	44.0
“ 46年	100.0	31.1	10.9	3.3	10.0	44.5
“ 47年	100.0	30.7	11.5	3.4	9.9	44.5
“ 48年	100.0	29.8	10.5	3.2	10.6	45.8
“ 49年	100.0	31.6	10.5	3.2	10.5	44.3
“ 50年	100.0	30.7	8.6	3.6	9.7	47.4
“ 51年	100.0	29.4	9.2	3.5	10.2	47.8

前出『統計で知るかながわ』から

生活手段構造はど 表3・9 1住宅当り居住室と畳数

うなるか

次に、主として金
銭以外の生活手段の
構造について、住居
耐久消費財、交通通
信手段についてみる
ことにしたい。

ア．住居形態の変化

全国的に低い水
準にある神奈川の

住居形態は、高度経済成長期の激しい都市化・産業化の影響を受けて、今後ともその低水準を容易には脱しきれないと思われるが、ただ住居の広さ等は確実に改善されてゆくものと考えられる。(表3・9参照)

総理府「住宅統計調査」

所有区分	1住宅当り居住室数			1住宅当り畳数		
	昭38	昭43	昭48	昭38	昭43	昭48
総平均	3.03	3.07	3.42	16.43	17.05	19.30
持家	3.86	4.10	4.62	21.41	23.38	27.18
借家	...	2.06	2.31	...	10.87	12.02
公営・公社・公団	2.49	2.66	2.87	12.33	13.50	14.42
民営(設備専用)	2.19	2.05	2.19	11.17	10.82	11.42
(設備共用)	1.17	1.18	1.23	6.04	6.23	6.32
給与住宅	2.61	2.69	2.91	14.28	14.50	15.78

イ．耐久消費財の普

久の変化

全国と同じよう

な水準を示す神奈

川の生活のなか

における耐久消費財

は、今後とも飽和

状態が続き、内容

的には家事補助的

な消費財から、学

習、情報、健康、

余暇、レジャー関

連財の普及へと重

点に移って、この

面で生活の合理化

から生活の享受へ

と構造的変化を示

すと考えられる。

(表3・10参照)

ウ．交通通信手段の

変化

現時点で全国的

表3・10 耐久消費財普及率

〔資料：経済企画庁「消費者動向予測調査」
100世帯当り、各年2月末現在〕

品目	神奈川				全国平均			
	48年	49年	50年	51年	48年	49年	50年	51年
電気洗たく機	96.2	95.5	97.7	96.6	97.5	97.5	97.6	98.1
電気・ガス冷蔵庫	93.9	95.8	97.3	98.1	94.7	96.5	96.7	97.9
電気そうじ機	90.2	90.5	92.0	93.6	85.2	89.6	91.2	92.7
ガス湯わかし器	66.3	66.7	71.0	72.0	57.9	63.4	67.2	69.1
ステンレス流し台	69.7	72.0	76.0	69.7	64.4	69.0	72.8	75.1
かん気せん	54.2	60.6	63.0	59.8	46.7	53.9	59.2	61.9
せん風機	93.2	92.4	95.4	94.3	91.8	93.3	94.3	94.0
電気こたつ	93.2	93.2	93.9	93.9	90.0	91.2	91.3	91.2
石油ストーブ	89.4	81.8	85.5	88.3	87.7	89.6	89.0	89.5
ルーム・クーラー	9.8	6.8	15.6	12.9	12.9	12.4	17.2	19.5
白黒テレビ	62.5	48.1	43.5	41.3	65.4	55.7	48.7	42.2
カラーテレビ	75.0	87.1	87.4	92.0	75.8	85.9	90.3	93.7
ラジオ	71.6	74.6	76.7	81.4	72.4	75.6	77.4	78.0
ステレオ	49.2	50.4	53.1	52.7	44.4	47.0	52.1	53.8
カメラ	79.2	79.5	84.0	84.1	72.7	75.6	77.4	78.1
オルガン	18.2	22.3	21.4	23.1	22.8	24.0	22.9	25.3
ミシン	80.3	79.5	77.5	83.0	84.6	84.2	84.7	84.7
乗用車	28.0	36.0	30.9	37.5	36.7	39.8	41.2	44.0
自転車	53.8	55.7	58.4	61.7	71.3	75.4	77.0	78.1
加入電話	79.9	81.8	84.4	89.8	69.8	75.0	80.8	86.0

前出『統計で知るかながわ』から

にみて必ずしも高いとはいえない神奈川の交通通信手段は、今後その普及率なり保有台数あるいは道路の舗装率を高めることになるとされる。とくに、今後は前記イの家事補助的耐久消費財の飽和状態や住居形態の悪さ等を反映して、マイカーが増え、モータリゼーションが一層進行すると考えられる。（表3・11、12参照）

さて、ここで神奈川の生活手段構造について総括的に述べれば、今後神奈川においては、家庭のなかでは耐久消費財で充たされ、とくに家事補助的財は主婦に自由時間の増加をもたらしたが、その半面住居を主とした基本的な生活手段ないし、より人間的充実を充たす生活手段は低い水準にあるといえる。また、それらと裏腹に、モータリゼーションが進み、とくに自動車は単なる交通手段だけではなく、それ自体が1つの達成すべき生活目標とさえなっている。

表3・11 自動車保有台数

運輸省「陸運統計要覧」

都道府県名	人口千人当たり保有自動車台数			
	(台)		うち 自家用自動車台数 (台)	
	45	50	45	50
東 京	194.01	227.40	102.63	129.13
神 奈 川	154.23	207.84	86.57	136.32
愛 知	244.16	323.79	128.94	204.72
大 阪	178.26	218.52	77.54	119.36
兵 庫	159.31	224.67	73.60	133.30
平均値 MEAN	182.34	274.07	81.85	159.28
標準偏差 S.D.	28.63	36.07	19.02	24.48

前出『社会生活統計指標』から

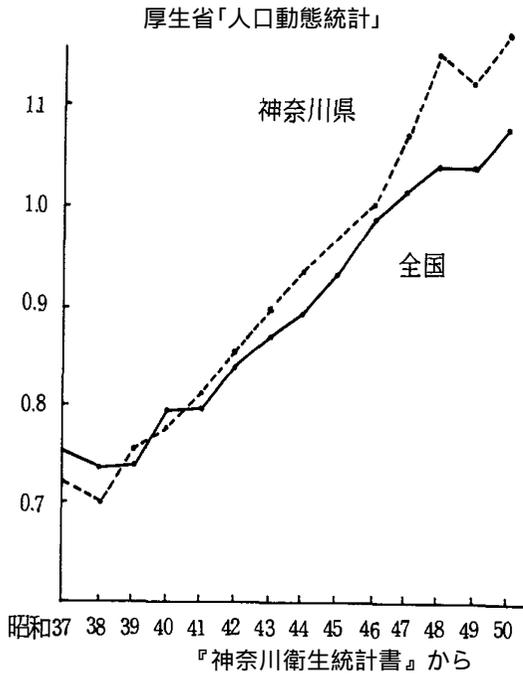
表3・12 道路舗装率

神奈川県道路補修課調べ

道路区分	上記のうち舗装道				舗 装 率			
	35年	40年	45年	50年	35年	40年	45年	50年
	km	km	km	km	%	%	%	%
総 計	1,227.9	2,509.2	6,018.7	12,683.2	7.8	14.3	30.2	56.8
高速自動車道	80.1	79.4	100.0	100.0
一般国道	288.9	429.7	521.6	522.6	79.7	95.3	99.8	100.0
主要地方道	170.5	288.0	404.9	580.0	50.2	76.6	95.7	93.8
一般県道	126.7	286.6	619.5	687.1	13.6	32.0	66.6	87.4
市町村道	641.8	1,504.9	4,382.6	10,841.1	4.5	9.5	24.3	53.2

前出『統計で知るかながわ』から

表3・13 離婚率



生活関係構造はどうか

ここでは、＜生活構造＞における＜関係＞の再生産の構造をみとめることにする。生活の主体を家族とすれば、夫妻、世帯、近隣、職場等のパターン化=構造化された関係を設定することができる。なお、ここでは構造的=客体的な側面を抽出するため、計測可能な説明指標を代替的に拾った。

ア. 夫妻関係の変化

今後神奈川県においては、既述の要因の進行と新しい結婚世代が増加することと表裏して、離婚率は高い水準で推移し、また共稼ぎ世帯が増加したり、主婦の役割が変化することによって生活の基本的な関係である夫妻関係は、新たな内容と場合によっては危機を孕むと思われる。

(表3・13参照)

イ. 世代関係の変化

神奈川県における世代関係の今後は、親と子、

老人と子の双方との関係とも、都市化、高学歴化情報化等の進行によって危機を孕むものとみられ、また核家族化や老人世帯(とくに一人暮らしの老人世帯)の増加は、構造的に世代関係に対して問題を伏在させている。

(表3・14、15参照)

表3・14 家出少年保護人員指数の推移

(昭和47年~51年)(人)

年次 区分	昭和47年	48年	49年	50年	51年
総数	49,522 (100)	45,902 (93)	46,822 (95)	52,216 (105)	54,591 (110)
男	27,630 (100)	25,590 (93)	25,169 (91)	27,947 (101)	27,420 (99)
女	21,892 (100)	20,312 (93)	21,653 (99)	24,269 (111)	27,171 (124)

資料出所 警察庁調べ

(注)下段の()は、昭和47年を100とした指数である。

総理府『青少年白書』から

ウ. 近隣関係の変化

今後、経済成長の鈍化、都市化、家族化の進行、余暇の増大等により、生活関係のなかで近隣関係はその役割を大ならしめると考えられる。(表3・16参照)

エ. 職場関係の変化

労働争議件数でみるかぎり、労使関係については今後、とりわけ「賃上げと合理化のパターン」方式が崩れてくると、新たな緊張を孕むと考えられる。この他、減量経営に伴う合理化は、職務構成の変化、出向、配転、解雇などの雇用調整の日常化、賃金と資格の分離等々様々な問題を生じ、職場関係に緊張をもたらすことになると考えられる。(表3-17参照)

表3・15 子との同居率の推移(65歳以上)

(単位:%)

	35年	38	41	43	44	48	48 (老実)	49
総数	81.6	79.9	80.4	79.2	80.3	76.5	74.2	74.7
男	80.3	77.0	79.8	76.5	79.7	72.8	69.3	
女	82.6	82.2	80.1	81.4	80.4	79.8	78.0	

資料: 厚生省「高齢者実態調査報告書」(35、38年)、「高年者実態調査報告」(43年)、「老人実態調査」(48年)

総理府「老人福祉に関する世論調査」(41年)、「老後の生活に関する世論調査」(44年)、「老人問題に関する世論調査」(48年)、「老後の生活と意識に関する調査」(49年)

厚生省『厚生白書』(昭和52年度版)から

表3・16 公民館・市民センタ - 利用状況

1 利用者団体別

(公民館) 3 施設

年度	公用	公共的 団体	主催事業	社会教育 関係団体	その他 団体	個人	計(件数)	使用人数
45	177		1,845	653	110	152	2,919	105,172
46	107		1,699	694	158	197	2,855	107,575
47	94	56	1,269	1,203	317	185	3,124	120,304
48	663	355	1,429	2,055	400	114	5,016	225,389
49	505	276	731	2,735	750	67	5,064	257,889
50	328	263	1,123	3,688	402	198	6,002	239,974

(市民センター) 6 施設

45	597		547	1,797	497	208	3,646	80,697
46	470		1,018	1,989	578	117	4,122	132,609
47	464	421	696	2,596	366	2,124	6,667	130,026
48	440	507	546	2,856	710	5,460	10,519	168,098
49	489	604	651	3,354	950	12,332	18,480	227,642
50	525	633	736	3,947	1,318	24,205	31,364	272,218

2 内容別(公民館)

年度	学級 講座	文化活動	体育・レクリ エーション	読書	一般集会	その他	結婚式	計(件数)
45	1,873	332			411	172	31	2,919
46	1,847	420			367	216	5	2,855
47	1,707	685	38	7	435	250		3,124
48	1,939	990	139	5	1,183	760		5,016
49	1,684	1,609	176	9	1,096	490		5,064
50	2,591	1,751	325	11	814	510		6,002

(市民センター)

年度	学級・講座	文化活動	体育・レクリ エーション	読書	一般集会	その他	計(件数)
45	887	1,528			801	410	3,631
46	1,133	1,857			742	278	4,010
47	1,824	1,589	103	1,902	847	408	6,667
48	2,187	1,450	77	5,276	1,040	489	10,519
49	1,862	2,177	178	19	1,550	12,694	18,480
50	2,113	2,570	319	60	1,733	24,569	31,364

藤沢市『藤沢市統計書』から

今まで述べたことをここで総括すれば、生活をくり返すうえでの「関係の再生産」は、どの場面でも緊張を孕みつつ行なわれると考えられる。今後の社会変動は、<生活者>が生活をするために取り結んでいるさまざまな関係の側面に、マイナスとして作用する役割を果すものが多いが、しかしこのことによって反対に、<生活者>が、職場関係から近隣関係や家族関係に生活関係の重点を移してゆくものと考えられる。

生活規範構造はどうか

ここでは、生活の再生産を内側から支える家風、しきたり、文化等の生活規範の構造をみてみることにしたい。この生活規範なくして、生活システムは維持できないという意味で、これは<生活構造>の構造軸を形成する。以下、生活規範について、その構造変化をみることにしたい。(なお、ア・生活行事、イ・家族制度、については、計測可能な指標がないので、意識構造の変化をみることにによって代替した。)

ア・生活行事

生活行事に対する従来からのスタイルを踏襲してゆく態度は、日本人の国民性に依拠していると考えられ、「世間」に対する配慮が持続的な行動パターンとなっており、こうした精神態度

は今後の社会変動とは相対的に独立して維持されてゆくと考えられる。(表3・18参照)

イ・家族制度

新しい家族制度に対する肯定と、家ないし家族形成に対する合理的態度は、核家族化の進行、価値観の多様化、高学歴化の進行等によってさらに進行するものと考えられる。

(表3・19、20、21参照)

ウ・情報機会

今後ともテレビを中心としたマスコミへの接触時間は増加し、それとの相関で世代間あるいは夫妻のコミュニケーション時間が減少することになり、生活規範の形成・維持に対してマスコミの影響が、とくにニュー・ファミリー等については、増大するものと考えられる。(表3・22参照)

表3・17 労働争議件数

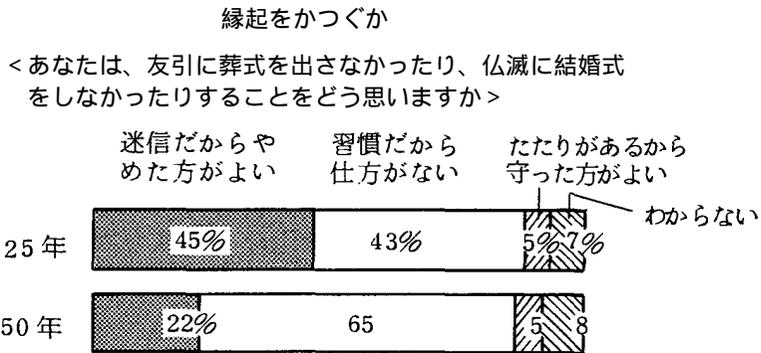
県労政課調べ

区分	総 争 議 件 数			
	件 数	総参加人員	行為参加人員	
43年	554	349,524	274,157	
44年	658	389,751	303,692	
45年	643	401,577	363,306	
46年	735	455,609	409,629	
47年	663	378,020	312,602	
48年	696	469,427	395,368	
49年	775	498,725	445,799	
50年	646	487,613	411,925	
業 別	林業・狩猟業	1	90	90
	建設業	6	4,286	4,172
	製造業	418	301,742	261,789
	卸売業・小売業	11	619	594
	運輸・通信業	119	54,385	42,509
	電気・ガス・水道・熱供給業	6	7,676	7,202
	サービス業	65	32,233	27,697
公務	20	86,582	67,872	

神奈川県『労働白書』から

今まで述べたことを総括すれば、神奈川における家族における生活規範は、とくに主流たる20代から30代の夫妻を中心にした核家族については、世代間や家族のなかで再生産されるより、教育や学習によって、あるいはマスコミによる情報に大きな影響を受けると考えられる。しかし、このような核家族においても、生活規範は合理化、近代化されてゆく反面、家庭を中心とした醇風美俗的な生活規範が再生産されてゆくことになると考えられる。

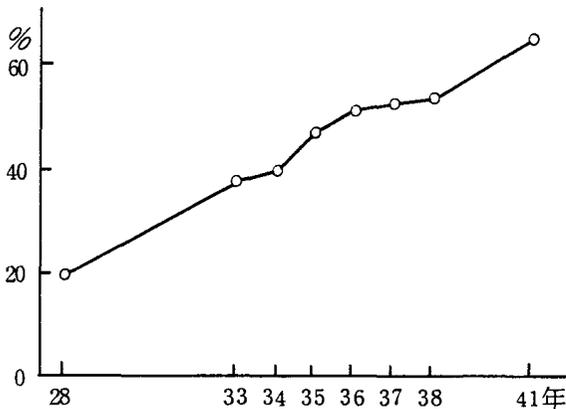
表3・18 生活行事



NHK 『図説戦後世論史』

表3・19 家族制度(1)

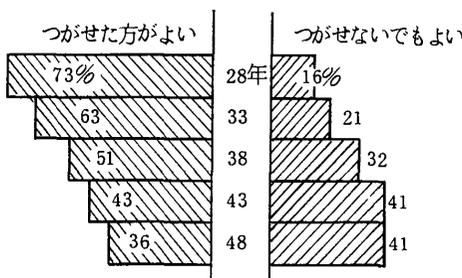
新しい家族制度を肯定する人



- * 28.3 S 「家族制度が変わって、家庭の雰囲気が変わってよかった」
(東京区部・20~54才)
 - 33.8
 - 34.8
 - 35.8
 - 36.8
 - 37.8
 - 38.8
- *総理府「憲法」調査
「家族に関する法律や制度が変わったが、昔のものに比べてよくなった」
- * 41.3 S 「子どもの頃の家庭とこの頃の家庭とでは、この頃の方がよい」
(夫婦のそろっている世帯)

表3・20 家族制度(2)

養子をもって家をつがせるか

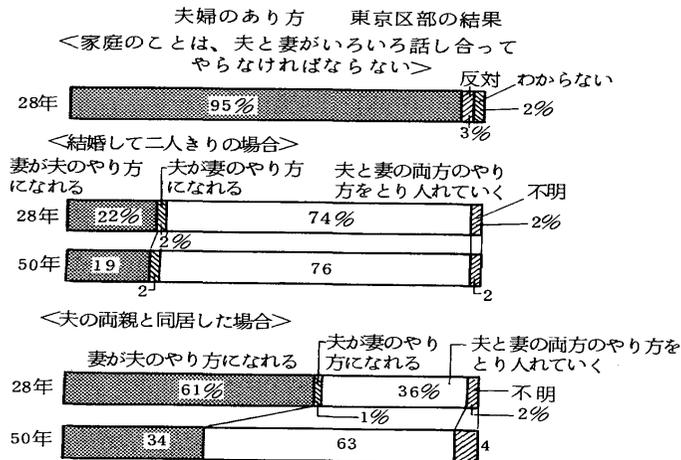


*文部省統計数理研究所
「国民性」調査

<子どもがない時は、たとえ血のつながりのない他人の子どもでも、養子をもって家をつがせた方がよいか>

NHK 『図説戦後世論史』から

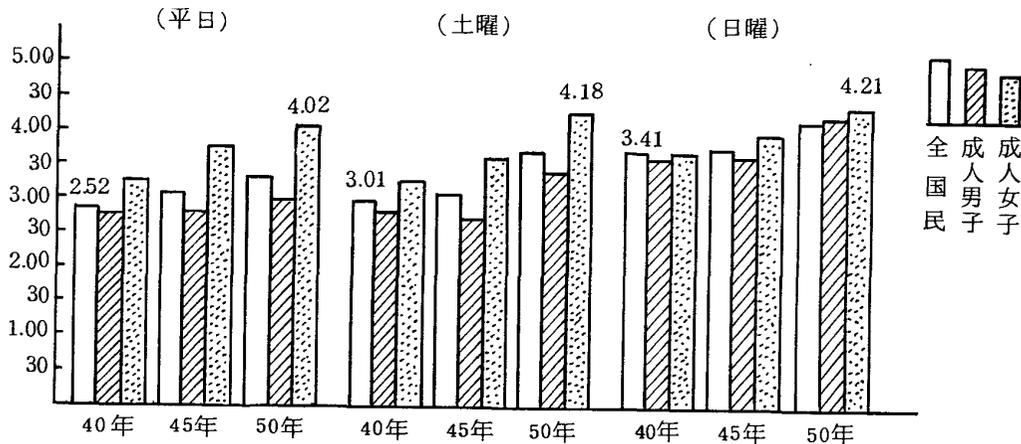
表3・21 家族制度(3)



NHK『図説戦後世論史』から

表3・22 情報機会

テレビ視聴時間の推移(全国民、男女別)



(備考) NHK「国民生活時間調査」より作成

経企庁『これからの生活と自由時間』から

生活時間構造はどうか

ここで生活時間についてみることにするが、生活時間は生活空間とともに、生活の再生産の状況的枠組みを構成するものであり、生活は一日、週、月、年あるいは - 生という時間の枠のなかで、ある一定のくり返しを経ながら、営なまると考えられる。以下の記述では、

1日ないし1ヵ月の時間のなかでのパターンに焦点を合わせて行ないたい。

ア．労働時間の変化

今後とも雇用労働者の労働時間は、テンポは緩まるとされるものの、ほぼ確実に短縮されるものと考えられる。(第2章統計資料 参照)

イ．余暇時間の変化

今後余暇時間の総量は増加してゆくと考えられるが、その内容については、一方で知識労働化や職場の合理化、あるいは通勤時間の増加等により、テレビ、ラジオ等に係る受動的な余暇時間量を増加させるとともに、他方まとまった余暇時間の増加や主婦の余暇時間の増加がみられると考えられる。(表3・23参照)

表3・23 余暇時間量と労働時間量

*NHK 『生活時間』調査

	(平日)			(日曜)			
	ラジ オ	その 余暇	労働	ラジ オ	その 余暇	労働	
成人男子	35年	2°23'	2°54'	8°48'	3°00'	4°17'	6°59'
	40年	3°18'	2°39'	8°33'	4°06'	4°20'	6°15'
	45年	3°22'	2°27'	8°22'	4°07'	4°21'	5°08'
	48年	3°28'	2°37'	7°50'	4°34'	4°23'	4°04'
35年との比較		48'増	58'減		1°40'増	2°55'減	
成人女子	35年	2°55'	2°15'	9°56'	3°32'	3°07'	9°09'
	40年	3°48'	2°18'	10°06'	4°03'	2°52'	8°44'
	45年	4°12'	2°02'	9°26'	4°15'	2°55'	7°35'
	48年	4°27'	2°01'	9°16'	4°35'	2°56'	7°13'
35年との比較		1°08'増	40'減		52'増	1°56'減	

NHK 『図説戦後世論』から

ウ 家事時間の変化

今後家事時間は減少し、家庭婦人はとりわけ単純肉体労働時間から解放されてゆくものと考えられるが、一方で教育や近隣関係等によって拘束される時間は相対的に増えてゆくと考えられる。

(表3・24 参照)

いままで述べてきたことを簡単に総括しておけば、今後生活時間構造の変化は、労働時間、家事時間、生理的消費時間の減少と、それと表裏をなした余暇時間、また通勤時間の増加として表わされるであろう。しかしこれらのことを内容的にみればさきにも述べた様に、知識労働者は余暇時間の労働時間化を招くし、技術革新と合理化は、労働の過密化によって労働時間の質を高め、また家事時間についても、精神労働時間部分を増加させることによって、時間の質を高めることになると考えられる。しかし、いづれにしろ、生活時間構造のなかで、余暇時

表3・24 家庭婦人の家事時間の変化

(単位:時間.分)

	曜日	平			土			曜		
		45	48	50	45	48	50	45	48	50
家事		7.57	7.47	7.46	7.38	7.29	7.41	6.26	6.29	6.40
炊事		2.58	2.51	2.47	2.57	2.43	2.47	2.35	2.28	2.26
洗濯		.56	.53	.51	.54	.53	.52	.43	.41	.42
縫い物、編み物		1.03	1.06	1.04	1.02	1.01	1.03	.47	.46	1.01
実用品の買物		.54	.40	.38	.49	.34	.41	.38	.27	.25
子どもの世話		.47	.46	.46	.49	.47	.53	.45	.43	.50
家庭雑事		1.07	1.19	1.16	.53	1.15	1.13	.42	.55	.49
		40	45	55	.39	.43	.47	.35	.46	.50

(備考)1. NHK 「国民生活時間調査」より作成

2. 「家庭雑事」とは、ふろたき、病人の看護等である。

前出 『これからの生活と自由時間』から

間量とその役割の増大は否定できない。

生活空間構造はどうか

最後に生活空間構造についてみることにしたい。生活空間も、生活時間と同じように、生活の再生産の状況的枠組みを構成するものであり、具体的には<生活行動>の行動空間として設定されるものである。

ア．通勤距離の変化

神奈川においても、住居が県央、湘南、三崎三浦や県西におちつくことにみられるように、職場までの通勤距離は増大するものと考えられる。(表3・25参照)

イ．通学距離の変化

家族における教育過程にある子供の通学距離圏について、小中学生徒については今後変化はみられないものの、高校生徒については多少拡大することが考えられる。このことは場合によっては雇用者のように、通学距離圏に都市の中心部を組み入れ、そこを通過する行動空間を形成する割合が高くなるともいえよう。(表3・26参照)

ウ．買物距離の変化

とくに主婦の買物行動は、より狭い範囲で展開されることが可能となるが、余暇の増大等によって買物がレジャ-化してくると、むしろ非日常的な買物については、行動空間が拡大するものと考えられる。(表3・27参照)

今まで述べてきたことを総括すれば、今後神奈川の<生活構造>における生活空間は、さらに拡大してゆくと考えられる。このような拡大が、利便さや快適さを求めるうえで好ましい場合もあるし、また住居の条件によって好むと好まざるに拘らず、拡大していつてしまう場合もある。そして、これらのことが、心理的な生活空間にハネ返ってくることにもなるであろう。神奈川の場合は、その地理的位置によって、<生活構造>における生活空間を拡大してゆくといい。

表3・25 通勤距離

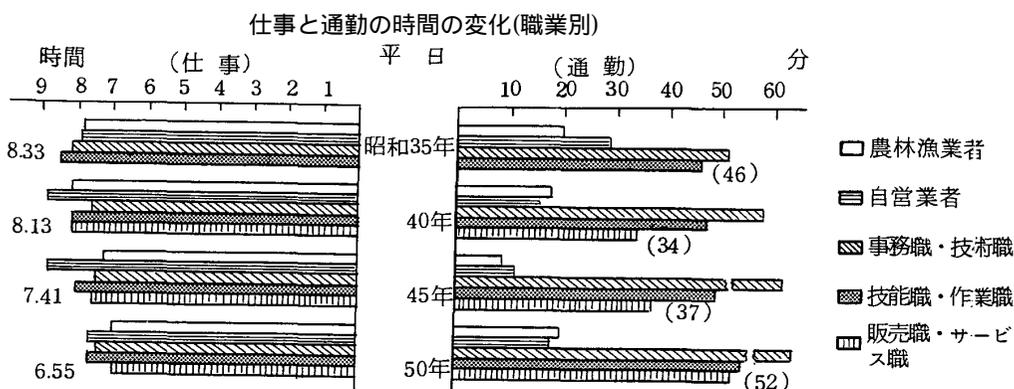


表3・26 通学距離

都道府県名	文部省「学校基本調査」			
	遠距離通学者			
	公立小学校児童 遠距離通学者比率 (%)		公立中学校生徒 遠距離通学者比率 (%)	
	45	50	45	50
東京	7.88	5.20	21.94	17.39
神奈川	3.47	2.31	4.81	4.54
愛知	1.65	2.71	5.39	10.12
大阪	1.12	1.55	3.63	2.70
兵庫	9.17	10.79	18.05	31.35
平均値MEAN	11.75	23.18	27.09	51.75
標準偏差S.D.	6.90	14.00	17.11	27.46

前出『社会生活統計資料』から

表3・27 買物距離

総理府「事業所 統計調査」	
人口百万人当たり 大型小売店数 (店)	
45	50
65.57	85.92
47.15	56.74
45.12	57.73
49.48	61.48
41.35	60.70
42.56	52.44
9.80	10.90

左同

(3) 県民生活における二 - ズの動向

ここでは、(2)でみた県民の10年後の<生活構造>を前提とし、他方<生活意識>の変化をみながら、二 - ズの動向を把えることとしたい。記述の対象となる生活領域は、さきに述べたように、職業生活 余暇生活 消費生活 地域生活 教育生活の5領域であるが、もとよりこれら領域が全生活領域を網羅している訳ではなく、後の3で述べる政策課題との重複を避ける意味も含めて、ここでは主要な<生活行動>として、上記5領域を設定したことを断っておきたい。

職業生活をめぐる二 - ズの動向

<生活行動>としての職業生活は、生活手段たる賃金所得を得るために展開されるものであるが、しかしそれに止まらず、職業を通じて自己実現をはかるといった内容も含んでおり、職業生活をめぐる二 - ズもさまざまな内容をもつことになる。

ア．職業生活をめぐる<生活意識>

まず全体の生活のなかでの職業の位置を、経済企画庁の「国民選好度調査」（昭和50年）で生活満足感との相関でみると、調査の15項目のうち職場・近隣の間関係は4番目、仕事は7番目に大きい相関係数を示しており、職業生活に対する意識が、生活全体に対する満足感に強い影響をもっていることがわかる。

では、このような位置を占める職業生活に対して、どのような不満や欲求をもっているか次にみてみよう。（表3・28参照）

まず、国民生活センター「日本人の生活意識」（昭和49年）でみると、職場生活

りわけ高度成長期には「技術革新」と「消費革命」がそれぞれの主要な規定要因となった。そして、「消費革命」による豊富感が、「技術革新」による疎外感を凌駕している間は、職業生活に対するさまざまな欲求や不満は、市場を通じて解消され、あるいは潜在化されていたといつてよい。この間、持続的な経済成長に伴う所得の伸びと物質的豊富感が、労働者の階層帰属意識を中間階層化してきたことになる。こうした背景のなかで、労働者の生活意識において、「暮らし向き」がよいとする比率が46%にも達し、一方で所得=賃金上昇に対する強い欲求が表わされているものと考えられる。だが、昭和40代中半から社会問題化してきた公害・自然環境の破壊、都市問題の激化等の生活環境の悪化は、所得=賃金の上昇だけでは解決できない問題を浮上させ、それと同時に生産の合理化=機械化システム化等の進行が、職場における肉体的疲労と精神的疲労を亢進するとともに、人-人系においても「人間関係がむずかしい」「追いこされる」という不満とか不安を引き起す要因になっていると考えられる。そして、さらに石油ショック以降の経済成長の鈍化に伴う所得=賃金の伸び悩みは、高度成長を支えた30代、40代の労働者に、住宅等のストックに対する不満、余暇等の生活享受の機会ないし手段に対する不満を惹起し、また、長期の不況によって、「雇用の安定」に対する関心を全般的に高めている。また、労働力人口の高令化は、不況と重なって「中高年令者の再就職」や再訓練に対する欲求を高めてきたと考えられるのである。とりわけ、40代、50代の労働者については、職業の如何を問わず社会変動のシワ寄せが覆いかぶさることに対する不満や不安を感じていると考えられ、それらの解決を求める欲求が強くなっていると思われる。

今後、経済成長はさまざまな制約から低成長を続けるものと考えられ、それに伴い所得=賃金の伸びも鈍化し、一方でインフレの進行とともに、労働者の生活意識はますます防衛的なものとなり、具体的には「雇用機会の確保や雇用の安定」「定年制の延長」「中高年令者の再就職、再教育」等に対する欲求が高まるとともに、住宅等のストックに対する制度的整備・改善への欲求を高めると考えられる。このことは、労働力人口の高令化の進行によって、とりわけ中高年令労働者において強い欲求を示すものと考えられる。

しかし、労働者における「欲求の人間全体化、高度化」は進行するものと考えられ、ここから労働(仕事)内容の豊富化、余暇の充実等の欲求が、とくに若年労働者を中心に強まると考えられ、また知識労働者化がとくに余暇や健康に対する関心を強めると考えられる。

ウ．職業生活をめぐるニ - ズの動向

以上述べてきたことをふまえ、(2)の県民の10年後の<生活構造>と関連させて、職業生活をめぐるニ - ズの動向を探ってみることにしたい。以下、ここでは<生活構造>の構造軸ごとに記述する。

(i) 家族構造との関連で

神奈川における家族構造の変化についてはすでに(2)で述べたように、一層の世帯人員の小型化であり、核家族化であった。また高令者を抱える世帯の増加がみられる一方教育水準や健康水準は高く、年代としては30代から40代、職種としてはホワイトカラ

- が主流を形成するということであった。

このような家族構造と生活意識の変化を前提とすれば、次のことがいえるであろう。

第1は、勤労者世帯が小型化、核家族化することによって、労働福祉へのニーズが社会化されてくることであり、具体的には社会保険や公的年金の充実へのニーズが高まるものと考えられる。また、教育水準や生活水準の維持のため、子供の教育から解放された婦人の雇用機会へのニーズが強まると考えられ、このことが労働条件をめぐる労使紛争を発生させることにもつながると予想される。

第2には、就業人口年齢が高令化することによって、中高年労働者の再訓練、再教育の問題や定年制の延長の問題が強いニーズとして表出されることである。これは、企業サイドにおける年功序列、終身雇用の見直し等の傾向と絡み、強く社会問題化してくると思われる。

第3には、30代から40代の世代、しかもホワイトカラーが主流を占めることによって、働きがいを求めるニーズが強まることが予想される。具体的には、時短、長期休暇制度、福利厚生等の充実等が求められると同時に、世帯形成期と関連して住宅所有もしくは内容改善へのニーズが強まり、財産形成あるいは持家制度の充実が求められることになる。また、余暇利用を中心とした地域環境の整備が求められ、とりわけ健康に対する強い関心に支えられ、運動機会や施設へのニーズが高まると考えられる。

(ii) 家計構造との関連で

家計構造については(2) でみたように、今後の傾向としては世帯収入や世帯資産の伸び悩み、また、消費支出の伸び悩みと費目構成比の変化、即ち余暇レジャー関連支出の相対的増加である。

このことを前提に、ニーズの動向をみてみると、まず第1には、賃金引上げに対するニーズが相変わらず強いことがいえる。このこと自体は当然のことであるが、今後企業において全体としては高い賃上げに応じきれず、一方労働者は生活水準の「下方硬直性」に対し、また、インフレの進行に対して賃上げを求めざるを得ず、ここに賃上げが新たな社会問題化してくる可能性があるといえよう。この賃上げに対する要求は、内容的に変化して来ることが考えられ、諸手当の引き上げやフリンジベネフィットの充実などの形で表出されることになる。

次に、このことと関連して、世帯資産の形成、具体的には財産形成や持ち家に対するニーズが高まることが考えられる。意識調査で見られるように、暮らし向きやその他の職業生活の諸側面に対する不満を示す者のうち、集合住宅に借家(間)する労働者の割合が高いことはすでにみたとおりであり、今後持家率が低下すること等を考えると、大企業において財産形成への厚い手あてがあるところは別として、一般の労働者については世帯資産形成へのニーズは、財形や持家へのニーズとして強まるものと考えられる。

第3に、消費支出のうえで、余暇レジャー関連支出がみられ、生活意識のうえで働きがい、生きがい志向が強まることによって、一層余暇レジャーや生涯学習機会や施設

に対する二 - ズが強まることになると考えられる。しかし、このことについては 余暇生活をめぐる二 - ズで述べることにしたい。

(iii) 生活手段構造との関連で

生活手段構造については、(2) でみたように、住居については今後広さのうえでは改善されるものの、持家率については低下すると予想され、また、耐久消費財は飽和状態が続くとともに、モ - タリゼ - ションは進行すると予想される。

このことをふまえると、第1には、(ii)でみたように、住居の所有や改善への二 - ズが高まることが考えられる。とりわけ、今まで生活の豊富感を支えてきた耐久消費財が飽和し、労働者の生活目標が住宅の獲得を中心としたストックの充実に主点が置かれてくるため、この側面に対する二 - ズは強まることと予想される。具体的には、公的集合住宅の供給や生活関連資本投資等が求められ、さらには家賃や通勤の利便、住居自体の快適さ等が二 - ズとして表出されると考えられる。

第2は、自動車保有台数の伸びに伴う問題である。自動車保有台数の伸び自体、主たる生活手段である住居の貧しさに1つの要因をもっと考えられるとともに、労働者の中間階層化のステ - タスシンボリックな意味をもつのであるが、このことは、企業内においてはガソリン代の補助から、社会的には道路や駐車場の整備等に至るまでさまざまな要求を惹起することになる。ただ、自動車の生活手段化は、今後は余暇時間のなかつてウエイトを占めてくると考えられ、この側面において都心やリゾートにおける駐車場や道路整備が二 - ズとして表出されると考えられる。

(iv) 生活関係構造との関連で

生活関係構造については、(2) において述べたように、家族内関係や職場関係においては危機を孕む可能性があり、その関連で近隣関係が重視されてくると考えられる。このことをふまえて、二 - ズの動向をみてみよう。

第1に、職場関係に関して、労使間を軸に緊張が高まり、緊張処理への二 - ズが強まると考えられる。この緊張処理については、ジョブ・エンラ - ジメントやリッチメント等による疎外感の抑止、人間関係論的労務管理、年功序列制や終身雇用の再編、福利厚生施策の展開等が施され、また一方では家族関係や近隣関係の充実等によって補償されることになると考えられる。これらのことは、企業内で解決できるとはいえず、社会問題化 = 二 - ズ化されることになろう。とりわけ、中高年労働者については、生活意識にも強く表われているように、雇用関係の維持、拡大が二 - ズとして強められよう。

第2は、第1と関連で、労働者の関係への重点が一層家庭や近隣に移ってくることに伴い、生活環境整備への二 - ズが強まると考えられる。このことは、私生活優先主義の強化、余暇の生きがい、働きがい化、企業への忠誠心の後退等によって強く支持されることになる。

(v) 生活規範構造との関係で

生活規範構造については(2) でみたとおりであるが、今後生活規範の形成について

は外からの影響が強まるものの、内容的には近代化合理化されつつも醇風美俗的生活規範が再生産されてゆくものと考えられる。

このことをふまえて考えると、今後のニ - ズの動向としては、「立身出世」的な勤労観が後退し、私生活優先主義が強化されることによって、余暇志向が強まり、その結果として余暇レジャ - 関連の機会や場などに対するニ - ズが強められると考えられる。また、その場合についても、1つには生活規範において男女平等化が進むことにより、夫妻ぐるみ、家族ぐるみの余暇レジャ - 機会、場へのニ - ズが高まるとともに、もう1つには、生活規範における教育学習への強い志向が、生涯学習への機会、情報、場へのニ - ズを高められると思われる。これらのことは、生活意識における不満や欲求の世代からみれば、20代から30代にかけて、いわゆるニュー - ファミリ - といわれる世代において強く表出されよう。

(vi) 生活時間構造との関連で

生活時間構造については、(2) でみたが、概略すれば、今後労働時間と家事時間は減少し、それと表裏をなして余暇時間は増加するが、時間の質的側面からすれば、むしろ労働時間は増大するとも考えられる。

このことを前提とすれば、ニ - ズの動向としてあげうることは第1に、時短や長期休暇制度、余暇機会や場の充実等がニ - ズとして強く表われることである。この点については、他のところで述べているので立入らないが、このことは生活意識の変化のなかで今後労働者のニ - ズの動向の主要なものの1つになることは確実である。

第2は、労働時間の質の強化に対してのニ - ズとして、労働管理や生産工程における労働の人間化への要求として表わされるものであり、その具体的手段として労働者の経営への参加の問題が浮上してくると考えられる。生活意識のうえでも、さきに見たように、労働の強化に対する不安は強く、これと働きがいの問題等が絡んで、意思決定への労働者の参加がニ - ズとして強まってくることが考えられる。

(vii) 生活空間構造との関連で

最後に、生活空間構造との関連でニ - ズの動向をみてもみることにするが、すでに(2) で述べたように、今後生活空間は地理的利便さのなかで一層拡大してゆくことになると考えられ、このことにより次のようなニ - ズの動向が考えられる。即ち、端的には職住分離の一層の拡大による通勤時間とエネルギー - の増大に伴うニ - ズであり、住居と職場の接近、交通（通勤）対策等が求められ、具体的には、企業に対しては住居へ近い職場への配転、あるいは工場等の移転、公営住宅等に対しては近郊への住宅建設、交通対策としては、大衆交通機関の充実や深夜における交通の便の確保等々がニ - ズとして表出されると考えられる。

(viii) その他

以上、生活構造軸に沿ってニ - ズの動向をみてみたが、その他今後ニ - ズとして強まるものを挙げてみることにしたい。

まず第1は、労働の安全や衛生に対する二 - ズの高まりであり、とりわけ装置型産業やシステム産業における末端労働者に強く表われると考えられる。

第2は、とりわけ中小零細企業に働く縁辺労働者の雇用確保や労働条件整備への二 - ズである。

第3は、第2とも関連するが、女子労働者の進出に伴う問題としての労働条件整備に関する二 - ズの強まりが考えられる。

第4は、身障者の雇用機会確保への二 - ズであり、高令者の雇用機会確保の問題と並んで、今後一層社会問題化すると考えられる。

その他、経済の停滞や政治関係の変動により、港湾労働者や駐留軍関係労働者の雇用や労働条件の問題が、今後とも社会的問題として表出されてくると考えられる。

表3・28 職業生活の満足感と生活満足感の相関（満足度16変数相関行列表）

(生活環境施設)																
(生活環境施設)	1.0000	(自然環境)														
(自然環境)	0.3997	1.0000	(居住地域)													
(居住地域)	0.3843	0.4610	1.0000	(住宅)												
(住宅)	0.2568	0.3250	0.3794	1.0000	(交通機関)											
(交通機関)	0.2683	0.0314	0.2429	0.1135	1.0000	(保健・医療施設)										
(保健・医療施設)	0.2872	0.1434	0.2500	0.1715	0.4155	1.0000	(教育・文化施設)									
(教育・文化施設)	0.2872	0.1233	0.2422	0.1385	0.3350	0.4338	1.0000	(仕事)								
(仕事)	0.1151	0.1168	0.1669	0.1850	0.1287	0.1611	0.1574	1.0000	(収入)							
(収入)	0.1767	0.1326	0.1786	0.2829	0.1262	0.2362	0.1519	0.3354	1.0000	(余暇)						
(余暇)	0.1623	0.1429	0.1843	0.2128	0.0997	0.1965	0.1333	0.2241	0.3537	1.0000	(教育)					
(教育)	0.1435	0.1398	0.0802	0.1846	0.0443	0.1440	0.1031	0.1556	0.2672	0.2173	1.0000	(健康)				
(健康)	0.0940	0.1081	0.1132	0.1381	0.0593	0.1288	0.0843	0.1676	0.1616	0.1611	0.2024	1.0000	(家庭の人間関係)			
(家庭の人間関係)	0.0948	0.1313	0.1532	0.1748	0.1207	0.1190	0.0962	0.2496	0.1694	0.2178	0.1485	0.2981	1.0000	(職場・近隣の人間関係)		
(職場・近隣の人間関係)	0.1181	0.1941	0.2187	0.2106	0.1086	0.1576	0.1609	0.2923	0.2105	0.2267	0.1547	0.2167	0.4409	1.0000	(社会的地位)	
(社会的地位)	0.1193	0.1188	0.1819	0.2498	0.1044	0.1924	0.1229	0.2799	0.3539	0.2406	0.2661	0.1837	0.3036	0.2926	1.0000	(生活全般)
(生活全般)	0.1816	0.1998	0.2435	0.3492	0.1282	0.2250	0.1466	0.3408	0.4570	0.3428	0.2738	0.2738	0.3665	0.3571	0.4538	1.0000

経企庁「国民選好度調査」

(単位:%)

	分 担 が 多 い	単 純 す ぎ る	む ず か し い	役 割 不 明	時 間 が 長 い	賃 金 が 少 な い	評 価 さ れ な い	昇 進 見 込 な し	人 間 関 係 が む ず か しい	精 神 的 疲 労	身 体 的 疲 労	ケ ガ ・ 事 故 が 心 配	管 理 が き び しい	イ ラ イ ラ す る	不 明	
雇 用 者 合 計	23.6	17.0	7.3	3.9	24.6	45.0	19.4	9.8	36.3	38.2	31.9	13.6	4.9	18.3	5.9	
年 齢 階 層 別	20 代	24.3	21.6	8.9	5.4	27.0	45.9	22.4	10.4	34.7	40.9	31.7	13.9	5.0	22.8	3.8
	30 代	26.3	12.8	5.1	3.2	27.6	52.6	17.9	10.3	39.1	46.2	31.4	17.9	7.1	17.3	5.8
	40 代	21.4	16.3	7.1	3.1	17.3	35.7	17.3	10.2	37.8	27.6	31.6	6.1	4.1	11.2	11.2
	50 代	18.2	10.9	7.3	1.8	23.6	41.8	14.5	9.1	38.2	25.5	30.9	14.5	-	14.5	5.5
	60 代	19.0	9.5	4.8	-	9.5	28.6	14.3	-	23.8	28.6	42.9	9.5	4.8	14.3	14.3
収 入 階 層 別	6 0 万 円 未 満	17.9	23.7	7.5	6.4	24.9	53.8	16.2	15.0	35.3	34.7	35.3	12.1	6.4	18.5	0.6
	6 0 ~ 1 0 0 万 円 未 満	27.4	19.9	6.5	2.2	30.6	50.0	28.0	9.1	31.2	33.9	30.6	16.1	3.8	21.5	7.0
	1 0 0 ~ 1 4 0 万 円 未 満	30.3	7.1	10.1	4.0	24.2	41.4	23.2	11.1	39.4	51.5	36.4	19.2	6.1	16.2	5.1
	1 4 0 ~ 2 0 0 万 円 未 満	27.1	6.3	4.2	-	12.5	27.1	10.4	4.2	43.8	29.2	22.9	8.3	6.3	18.8	6.3
	2 0 0 万 円 以 上	17.9	5.1	15.4	5.1	5.1	12.8	10.3	2.6	59.0	48.7	15.4	2.6	2.6	10.3	17.9
学 歴 別	小 学 校 卒	9.1	9.1	9.1	18.2	18.2	72.7	-	18.2	18.2	18.2	54.5	18.2	-	18.2	9.1
	旧 高 小 ・ 新 中 学 卒	20.6	19.9	5.7	2.8	36.2	47.5	11.3	11.3	29.1	34.8	45.4	24.1	4.3	24.8	5.0
	旧 中 学 ・ 新 高 校 卒	24.6	20.0	5.8	4.6	25.4	46.9	23.5	12.7	37.3	37.7	29.6	14.2	6.5	17.7	3.8
	旧 高 ・ 旧 大 ・ 新 大 学 卒	25.6	10.8	10.8	2.8	14.8	38.6	21.0	4.0	42.0	42.6	23.3	4.0	3.4	14.2	9.7
職 種 別	経 営 ・ 専 門 ・ 管 理 的 職 業	24.6	2.9	10.1	2.9	5.8	26.1	13.0	4.3	42.0	34.8	17.4	5.8	8.7	14.5	21.7
	事 務 ・ 技 術 的 職 業	25.6	19.9	8.5	5.7	17.5	45.0	22.7	10.9	38.9	44.5	21.8	5.7	3.3	17.1	3.3
	熟 練 労 働 者	21.3	11.3	11.3	-	45.0	57.5	20.0	13.8	25.0	37.5	50.0	26.3	3.8	18.8	3.8
	労 務 従 事 者	18.0	26.6	2.9	3.6	28.8	45.3	15.1	10.8	28.1	26.6	44.6	27.3	5.8	19.4	5.0
販 売 ・ サ ー ビ ス 従 事 者	29.2	11.2	5.6	4.5	30.3	48.3	22.5	6.7	49.4	44.9	31.5	5.6	5.6	22.5	3.4	

国民生活センター『日本人の生活意識』から

表3・30 職場での将来不安 前出『日本人の生活意識』から(割愛)

表3・31 現在のくらし向き (%)

区 分		計	20歳未満	25～29歳	35～39歳	45～49歳	55～59歳	60歳以上
暮らし向き	計	100	100	100	100	100	100	100
	かなりよい	2	2	2	2	3	3	4
	まあよい	44	50	43	40	45	49	51
	やや悪い	28	23	28	31	29	25	23
	かなり悪い	8	6	8	10	8	9	6
	どちらともいえない	17	19	19	17	15	15	15

表3・31(その2) 住居形態別、貯蓄額別現在の暮らし向き (%)

住居形態及び貯蓄	計	かなりよい	まあよい	やや悪い	かなり悪い	どちらともいえない
〔住居形態〕						
持家	100	3	48	26	7	16
公営・公社・公団	100	2	38	33	11	17
民営借家(間)	100	1	34	34	12	18
社宅	100	2	44	31	8	16
寮(単身者用)	100	2	43	28	9	17
親もとなどに同居	100	2	48	23	6	20
〔貯蓄額〕						
30万円未満	100	2	38	31	11	18
50～100万円未満	100	2	45	28	7	18
150～200万円未満	100	3	50	26	5	17
300～500万円未満	100	5	56	20	5	15
500万円以上	100	10	60	14	4	12

表3・32 資産の満足度 (%)

区 分		計	20歳未満	25～29歳	35～39歳	45～49歳	55～59歳	60歳以上
資産の満足度	計	100	100	100	100	100	100	100
	かなり満足	2	2	2	2	2	3	3
	まあ満足	17	15	13	18	23	25	34
	やや不満	32	28	29	34	38	36	31
	大いに不満	33	22	42	36	26	22	15
	どちらともいえない	15	32	15	10	11	14	16

表3・32(その2)

住居形態別、貯蓄額別資産の満足度

(%)

住居形態及び貯蓄額	計	かなり満足	まあ満足	やや不満	大いに不満	どちらとも いえない
〔住居形態〕						
持家	100	3	29	37	18	12
公営・公社・公団	100	1	7	27	53	11
民間借家(間)	100	1	5	26	54	13
社宅	100	1	8	31	49	11
寮(単身者用)	100	2	9	28	37	24
親もとなどに同居	100	2	16	31	28	23
〔貯蓄額〕						
30万円未満	100	2	12	29	38	19
50～100万円未満	100	2	17	34	34	14
150～200万円未満	100	2	21	39	28	11
200～300万円未満	100	2	26	36	26	10
300～500万円未満	100	4	27	37	23	10
500万円以上	100	8	40	28	14	11

表3・33

余暇生活の満足度

(%)

区分	計	20歳未満	25～29歳	35～39歳	45～49歳	55～59歳	60歳以上
余暇生活の満足度							
計	100	100	100	100	100	100	100
かなり満足	3	2	2	3	4	3	4
まあ満足	33	34	32	31	35	41	44
やや不満	39	41	43	40	33	28	26
大いに不満	10	8	11	11	8	6	5
どちらともいえない	14	14	11	14	18	21	19

表3・33(その2)

余暇生活の内容別余暇生活の満足度

(%)

余暇生活の内容	計	かなり満足	まあ満足	やや不満	大いに不満	どちらとも いえない
〔余暇時間〕						
足りている	100	6	56	25	3	9
足りない	100	2	21	51	17	9
どちらともいえない	100	1	31	34	5	28
〔余暇資金〕						
足りている	100	11	59	19	3	8
足りない	100	2	27	48	13	10
どちらともいえない	100	2	41	23	3	30
〔余暇施設〕						
足りている	100	10	58	22	3	6
足りない	100	2	26	49	15	8
どちらともいえない	100	2	37	30	5	26
〔交際する友人〕						
ある	100	3	38	40	9	10
いない	100	1	19	43	21	15
どちらともいえない	100	1	20	38	11	30

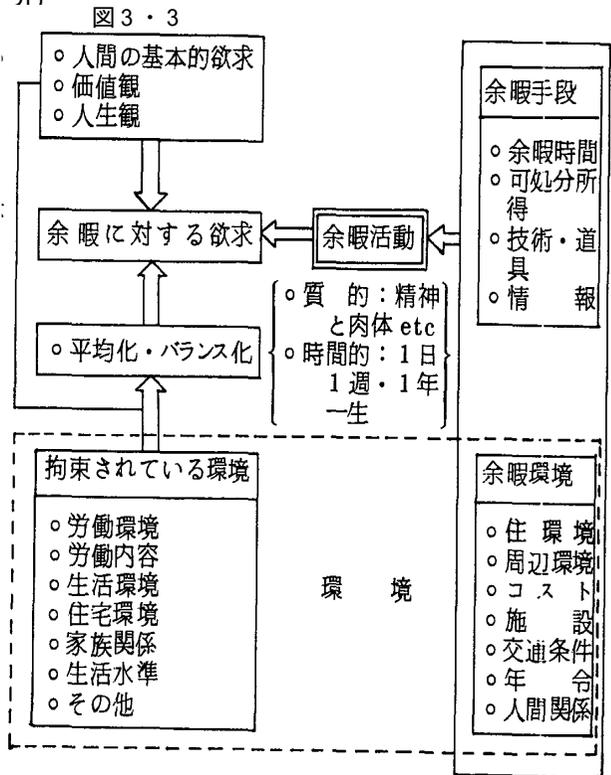
表3・34 労働領域の充足度 神奈川県県民部『県政世論調査』(S53)から(割愛)

表3・35 労働領域の重要度、政策優先の認識度 同『県政世論調査』から(割愛)

余暇生活をめぐるニーズの動向

ア. 県民生活における余暇活動の位置づけ

従来の余暇は、労働者の再生産能力の維持・拡大を支持するものとの意味づけがされており労働行為の緊張からくる疲労をいやす「気晴し」「休息」「休養」等が中心であった。しかし所得の上昇、余暇時間の増大、意識の変化等種々の生活条件の変化により、人々の余暇は、従来の単なる消極的余暇から、心身ともに豊かな生活を営むためには不可欠なものとしての余暇という位置づけがなされるようになった。そして、「生活の余暇化」といった言葉に象徴されるように、あらゆる生活の中に余暇的要素が盛り込まれ、数々



瀬沼克彰「余暇社会の基調」から

の新しい生活文化が創造されてきている。また、余暇は、「仕事」と「家庭」とともに現代人の3大生きがいの対象と言われるまでになってきていることは、余暇が生活の中でいかに重要な地位を占めてきているかがうかがわれる。

具体的な余暇活動は上記の関連図に示されているように、「余暇に対する欲求」と「余暇手段」、「余暇環境」の3つの要素により顕現すると考えられる。

イ. 社会経済構造の変化と余暇欲求

一口で言えば、今日の余暇欲求の高まりは今後増々拡大するであろうし、現在でも従来の「仕事中心」のライフスタイルの反省から「生活中心」のそれへと転換してきているが、その傾向は今後一層強まるであろう。そして、仕事と余暇をうまく両立させ、個人の生きがい追求を尊重するといった価値観が大勢を占め、今までさほど省みられなかった地域社会への関心が起こり、地域住民との連帯意識に根ざした広義の環境の整備・改善等を図ろうとしていくであろう。更に、商業ベースの所謂「費用多消費型」余暇活動から、各個人の個性に合致した余暇活動を模索し、マズローの言うところの「自己実現の欲求」に

つながるとみられる自分の趣味や教養を高める機会に恵まれた生活を志向して進んでいくと考えられる。

(i) 経済的要因

<高度経済成長の終焉 - 低成長時代の到来>

高度経済成長によって人々の所得が上昇して、余暇欲求を増大させ、「余暇社会」の実現へのテンポを速めたことは良く知られている。そして、比較的少ない時間に対し、高額な費用を用いて行う「費用多消費」型余暇活動を一般化させた。

しかし、40年代後半からの経済変動による低成長経済移行に伴い、余暇時間は順調に伸びてきているものの所得の伸び鈍化という事態に直面し、人々の余暇に対する考え方は転換せざるを得なくなってきている。その結果として、あまり余暇に費用のかからない活動形態へと眼が向いてきている。即ち、趣味と実益を兼ねたDIY的なものや地域社会の中で、身近な公共施設を用いて行う創造的・学習的余暇活動、社会奉仕活動やスポーツ・レクリエーション活動等があげられる。今後、所得が高度経済成長期のような上昇率を再び期待できない以上、比較的金がかからず、自分の趣味を生かせ人々との交流が図れるといった余暇志向の増大傾向は続くものと考えられる。

(ii) 社会的要因

<人口構造の高令化>

現在の余暇活動の実態の1つとして、余暇を楽しむ方法や施設が必ずしも、中・高年令層向きではなく、行動力の大きな若者中心になっていると言われている。これに対し中・高年令層からは中・高年令層向け余暇施設の設置や既存の施設の多目的利用、中・高年令層の余暇活動の組織化、リーダーの育成等、また、静的余暇活動を営むための公園の設置・整備、自然環境の保護等に対する欲求が強まっていくことが考えられる。また、各々のライフステージに適合した余暇情報の提供等に対する欲求も強まっていくと考えられる。

<人口構造の高学歴化>

高学歴化は、増大する余暇時間を教養的、創造的あるいは研究的余暇活動に費やそうという傾向につながる。これは、書籍の発行部数や通信教育受講生の伸び、公共機関等の実施している各種創造活動、教養講座等の参加人員、図書館の利用人員の伸びからも推測される。

今後、高学歴化が一層進展する中で、人々の余暇活動の1つの方向として、教養的・創造的余暇活動が重視されていくであろうことは容易に予測される。その結果、図書館、集会所等公共施設の整備・拡充や質の高い情報の提供、参加型の学習、研修に対する欲求が強まってくるであろう。

年次	利用者数・蔵書数		団体貸出・貸出文庫・自動車文庫利用状況					
	入館者数	蔵書冊数	団体貸出		貸出文庫		自動車文庫	
			団体数	貸出冊数	団体数	貸出冊数	ポイント数	貸出冊数
昭和48年度	1,805,479	1,630,741	326	89,167	357	288,551	620	1,148,333
49年度	1,574,900	1,896,033	438	165,602	374	319,457	671	822,274
50年度	1,871,335	2,100,563	362	134,237	364	358,510	670	1,500,684

出典 神奈川県勢要覧(51年版)

<都市化の進展>

今後の神奈川の人口増加、東京からの人口流入に伴う新しい市街地形成、高層建築の増加など自然や景観を損う問題が今後一層多くなると考えられる。このことは、人々の自然に対する郷愁を増大させ、旅行、ハイキングなどのいわば“自然に接する余暇”に対する欲求を増大させることになるであろう。

<余暇時間の増大>

「余暇時間」は、「費用」、「意識」とともに余暇活動を規定する三要素と言われている。

近年の労働時間の短縮、有給休暇消化の促進、耐久消費財普及による家事の合理化等により、余暇時間の増大傾向は顕著になっている。このような余暇時間の増大は、人々の余暇欲求に大きなインパクトを与えられられる。しかし、低成長経済移行に伴う所得の伸び鈍化という現象は、余暇活動の内容の方向を徐々にではあるが、「費用多消費」型余暇から「時間多消費」型余暇へと転換させることになるであろう。

(iii) 文化的要因

<生活意識の変化>

人々の生活意識は、低成長移行という現象が定着してきた今日、高度経済成長期の「物の豊かさ」を求める傾向から、「物質的にはある程度豊かになったので心の豊かさやゆとりのある生活することに重きを置きたい」とする精神的に充実した生活を、いいかえれば「生活の質」を重視する傾向がある。

また、不況、インフレ等生活を圧迫する経済的要因が強く働いていた48～49年にかけては、余暇生活に対する欲求は減少した。しかし、50年以降、他の生活欲求が一樣に停滞気味か下降気味であるのに、余暇生活に対する欲求は住生活の欲求とともに伸長気味になってきている。

以上のように、余暇生活は選択的な生活領域であるため、余暇に対する欲求は経済や社会変動の影響を殊に受けやすいが、構造的傾向として今後、余暇に対する欲求は増大する可能性があることは疑いをいれない。

<勤労観の変化>

ここでは、仕事中心か余暇中心かの人々の意識について考えてみたい。「仕事中心

表3・37 総生活時間の予測（自由・拘束・必需）

	昭和50年 (全国民男)(全国民女)		昭和60年 (全国民男)(全国民女)	
	百万人時/日 (23.9%)	百万人時/日 (25.3%)	百万人時/日 (29.5%)	百万人時/日 (26.9%)
A. 「生活時間の予測手法に関する研究」 (52年2月)				
(自由時間)	385.8	339.5	459.9	415.0
(拘束時間)	329.9	380.6	384.7	427.1
経済企画庁				
(生活必需時間)	521.7	614.7	716.4	699.4
	(46.5%)	(45.7%)	(45.9%)	(45.3%)
B. 「国民生活審議会調査部会中間とりまとめ」 (50年12月)				
(自由時間)	210.0時/1人・月 (27.2%)		220.0時/1人・月 (29.1%)	
(拘束時間)	236.1 (30.5%)		220.0 (28.0%)	
経済企画庁				
(生活必需時間)	327.7 (42.3%)		330.0 (42.9%)	
C. 「第三次全国総合開発計画概案」 (50年12月)				
(自由時間)	2,097億人時/年 (23.7%)		2,558億人時/年 (25.3%)	
(拘束時間)	2,763 (31.3%)		2,999 (29.6%)	
国土庁				
(生活必需時間)	3,971 (45.0%)		4,563 (45.1%)	

昭和48年(成人男) 昭和60年(成人男)

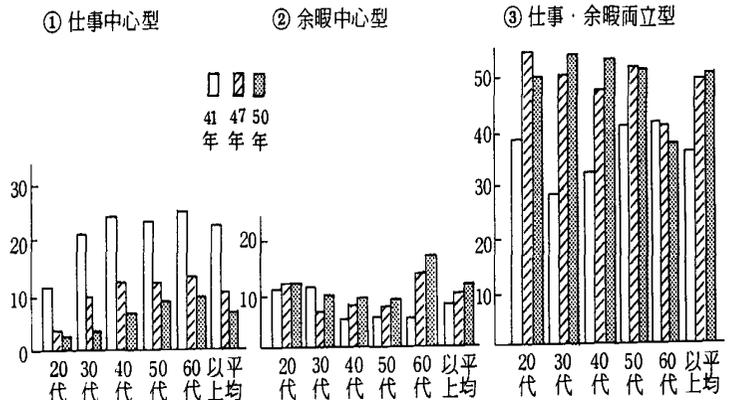
昭和48年(4才以上) 昭和60年(4才以上)

経済企画庁編「これからの生活と自由時間」から

型」はさほど多くはないが、年々増加の傾向にある。これに対し、「仕事も余暇も」といった両立型は大きく伸び約半数に迫っている。

ただ、注目すべきことは、「所得志向」と「余暇志向」についてみると、高度成長末期の47年には「余暇志向」が多かったか、低成長に移行した50年には、逆に、「所得志向」が増加してきている。これは、実質的な所得の鈍化に直面し、増大する余暇時間に対して強い余暇志向を持ちながらもとりあえず余暇時間を犠牲にしても当面の所得増を図ろうとしていると推測される。しかし、今後、所得の伸びがたとえ低率であっても、生活が安定してくれば、再び「余暇志向」的考えが伸びてくるものと考えられる。

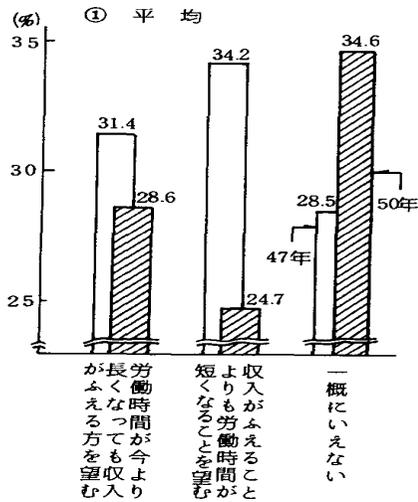
表3・38 仕事と余暇に対する考え方



「仕事一本に打ち込んでおり、別に余暇のことは考えていない。」
 「仕事も能率よくやるが、余暇を楽しむことをより重くみている。」
 「仕事は人並みにやり、仕事が終るとゆっくり余暇を楽しむ。」

(備考) 総理府「労働時間、余暇に関する世論調査」(41年)、「週休2日制、余暇に関する世論調査」(47年)、「余暇に関する世論調査」(50年)による。

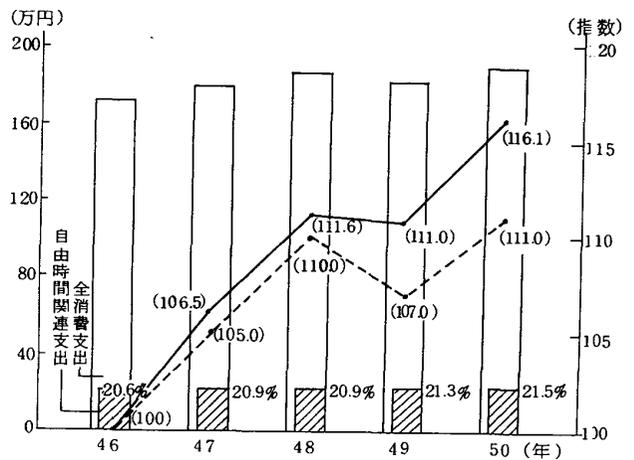
表3・39 所得志向と余暇志向



(備考) 1. 内閣総理大臣官房広報室「週休二日制、余暇に関する世論調査」(47年)、「余暇に関する世論調査」(50年)より作成。
2. 回答者数に占める割合である。

表3・40 消費支出に占める自由時間関連支出の推移(実質ベース)

(備考) 1. 総理府「家計調査報告」から作成
2. は46年を100とした自由時間関連支出の伸び
.....は46年を100とした全消費支出の伸び
3. %は全消費支出に占める自由時間関連支出の割合



ウ. 構造的要因からみた余暇生活

(i) 家族構造との関連で

余暇生活に対する人々の考え方は、ライフステージによって差があるのは当然のことである。以下、簡単に一般的な特徴を述べてみたい。即ち、若年層は余暇欲求は強く時間もあるが費用が不足しており、余暇活動は活動型が中心である。そして、家庭を構成し子供を育てる段階では、家庭中心、余暇は家族ぐるみ、仕事も重視しながら非日常的余暇に力を入れ活動型と休養型の混合型となるのが一般的である。また、この時期に、自分の趣味に合った生き方を模索し、ホビ・タイプ、教養志向、活動志向等バラエティ

に富んだ余暇欲求を見せている。更に同居の子供が離れる時期には、余暇欲求としての活動型余暇志向は減少し、休養型余暇が増加し、趣味的生きがいを追求しながら、健康に対する欲求が強くなっていく。

(ii) 家計構造との関連で

低成長移行に伴い、所得の伸びはさほど期待できないにもかかわらず、余暇関連支出は減少していない。しかし、物価上昇分も含んでいるため実質的水準は低下していると思われる。例えば、今後やりたい余暇として、旅行をあげる者が多くみられ、旅行費の割合は高くなっているもののこれは宿泊費、交通費等の値上がりによるものであり、旅行形態も宿泊型から日帰り型への移行が顕著であることなどからも窺われる。

また、意識の次元においても、「費用多消費」型余暇の選択傾向がやや弱まり、これまでタメ工的に選択されていた「時間多消費」型余暇をホンネとして選択せざるを得ない状況に追い込まれているとの見方ができると考える。そして、今後、これらの傾向は続いていくであろうと思われる。

(iii) 生活手段構造との関連で

公共施設、企業施設の地域への開放や運営参加に対する欲求は強まるであろう。県内の県立高校の施設開放状況をみると、約100校中60校が運動場や体育館、プール等を開放しており、利用人員も昭和51年度約12万人、52年度約18万人と年々増加している。更に、企業の施設開放状況は、県労働福祉課「企業・労組における余暇の実情（50年3月）」によると、大企業11.7%、中小企業8.8%とまだまだ低い状況であり、最近、企業も地域社会の一員としての企業のあり方が注目されており、今後、これらの施設開放について地域住民の欲求は増大するであろうし、施設を保有している側も真剣に取り組んでいかねばならない問題と言える。

(iv) 生活時間構造との関連で

余暇時間の増大によって、在宅時間が長くなり、快適な家庭生活に対する欲求が高まっていく。そして、生活意識の変化と相まって、従来の「所得」優先主義が反省され、生活の拠りどころとしての家庭及び地域環境が一層重視されることになる。そのような面からは、行楽地での過密レジャーから、家庭内でくつろいだり、地域の人々との交流を図ったりといった形へと余暇の嗜好も変わっていくことも考えられる。

(v) 生活空間構造との関連で

交通手段やマスメディアの発達により、行動範囲は拡がりを見せており、余暇活動についても、遠距離への余暇活動を容易にしている。所得の伸びや運賃、施設利用費等の関係もあるが、まとめり休暇の増大により、まとめり休暇の時は遠距離、活動型の余暇志向、通常の休暇の時は近距離、休息型の余暇志向へと分離される可能性もみられる。

(vi) 生活文化構造との関連で

< 勤労観の変化 >

「仕事、余暇両立型」が多くなっていることは前述のとおりであるが、仕事から余暇

への価値観の転換が強調されている今日状況の中で、これは重要な意味を持つものと思われる。そして、この傾向は今後も継続されるものと思われ、仕事に関しては、企業内環境の整備、人間関係の改善等についての欲求が強まるものと思われる。

(vii) 生活関係構造との関連で

今後、余暇生活を営むうえで、単に個人や家族といった少人数とする余暇ばかりでなく、地域の人々と連携した余暇や職場内の余暇、趣味の会、学習会のメンバーとの人間関係が一層重視されてくるものと思われる。

エ．県民ニーズの動向

以上のことを総合したうえで、余暇ニーズの動向を探ってみたい。

第1に、現在の所得状況からは、多くの人々にとって望めないかもしれないが、希望として多いのは海外旅行のような大型余暇であり高級余暇である。潜在的ニーズとして、余暇の大型化、高級化志向が強いことは見逃せない。

第2に、余暇関連施設の安全性の確保に対するニーズの高まりである。即ち、これらの施設には不特定多数の人々が集まり、相互に横の連絡がないため、一度事故が起こると普通の場合よりも多くの犠牲者を出すことになる。また、これに関しての補償制度の充実に対するニーズも強まるとと思われる。

第3に、健康に関するニーズの高まりである。現在、人々の健康状態は平均寿命の伸長とは裏腹に悪化の傾向を示しており、各種調査結果から見ても、人々の健康に対する関心は高まってきている。今後、各種スポーツ等を通じて健康増進を図ろうとするニーズは増大すると考えられる。

第4に、自然に接しようとするニーズの高まりである。猥雑な都会の混乱と騒音からはなれて、広大な自然の中で、自然と接しながら、精神的安定を求めようとするニーズは高まると考えられる。

第5に、創造型、教養型余暇に対するニーズの高まりがあげられる。自らの人生を考える余裕を持つ中で、自分の志向にあったものを究めようとするニーズは増大すると考えられる。

第6に、人間関係を豊かにするニーズの高まりである。現代の都市社会の中で言われている人間疎外等の問題に対して、地域社会を中心とした新しい人間関係を構築しようとするニーズが増大すると考えられる。

消費生活をめぐるニーズの動向

ア．県民生活における消費行動の位置づけ

消費行動を探る場合、消費生活の質・量ともに大きく変えた2つの社会経済構造の変動をまず把える必要があると思われる。

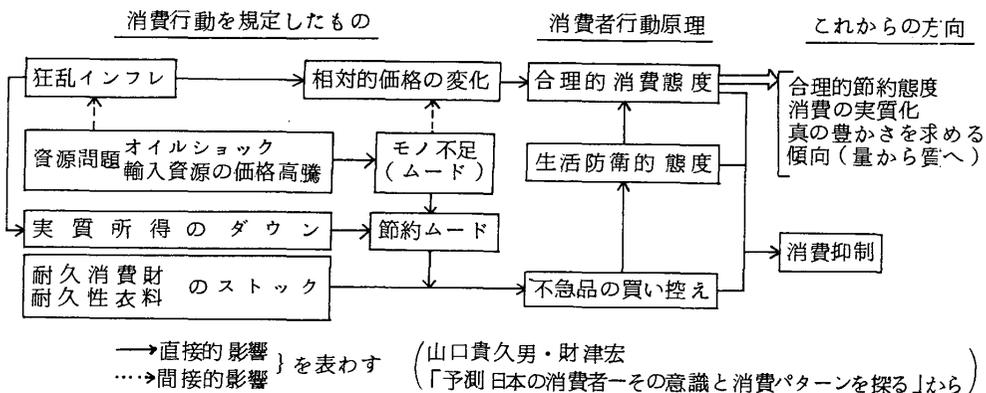
まず第1に、高度経済成長の始まりによる所得の増大、中流意識の浸透、マス・メディアの発達等による人々の生活の平準化等からの消費者の消費行動に対する意識の高まりと企業側の技術革新、流通革新、巧妙な広告活動等と相まって起った爆発的な消費ブー

ム。

第2に、昭和40年代後半の石油パニックを契機とした生活物資の不足、不況・インフレ等。そして、人々の消費意識も"消費は美德"的な企業ペースの価値観から一転して、"省資源・省エネルギー"といった言葉に象徴されるように、消費行動も節約、手づくりなど生活防衛的色彩を強めるに至った。

また、消費者問題という把え方をすれば、高度経済成長期の"企業の社会的責任"を軽視し、"成長"・"利潤追求"を優先する企業論理が、大量生産、大量販売体制の確立とともに、欠陥商品、有害食品等を日本国中にまきちらし、従来の被害類型とは異った形の社会構造的な少額多数被害という特性をもつ消費者被害を生み出すに至った。

図3・4 消費抑制の生まれたプロセスとこれからの消費行動の変化



イ．社会経済構造の変化と消費欲求

(i) 経済的要因

<技術革新>

大衆消費社会を到来させた大きな要因の1つとして不断の技術革新があげられる。これにより新製品が続々と開発され、製品自体の加工度も高度化し、次第に複雑化し精密な製品へと変化してきているが、すべてプラスの方向に作用した訳ではない。即ち、製品の安全性優先よりも利潤優先の企業体質から、消費者に被害を及ぼすような商品が出廻ったこと。製品と消費者のもつ情報、知識との間にギャップが生じ、それらが拡大したこと等があげられる。

このような状況の中で、消費者としては、より高度化、合理化された消費生活に対する欲求を維持しながらも、安全な商品の提供、適切な商品情報の提供、被害が出た場合の補償制度の確立等に対する欲求は強く、今後も続くものと考えられる。

<高度経済成長の終焉 - 低成長時代の到来>

高度経済成長は消費生活の向上に大きく寄与したことは周知のことである。即ち、技術革新、大量生産・大量販売体制の確立等企業サイドの条件整備は消費者の所得の上昇、

中流意識の拡大等購買力の増大等との関連で、続出する新製品に対し絶えざる購買欲求を掘り起こし、デモンストレーション効果を伴いながら、第1次、第2次耐久消費財ブームを作り出していった。しかし、その反面、高度経済成長期の"GNP至上主義"的傾向の中で、その歪みとして健全な消費生活を営むうえで、単に経済的損失ばかりでなく生命・健康をもおびやかす重大な消費者問題が大きくクローズアップされるに至っている。

そして、人々の欲求は、石油パニック以降の状況から、消費生活の量的拡大から質的拡大へ、使い捨てから良いものを長く愛用する志向へと変化してきており、今後一層合理的な消費行動や消費の実質化等に対する欲求が強まるものと考えられる。

なお、次の表をみると、耐久消費財の消費生活への急速な浸透は真に必要なものであるとの意識だけでなく、隣りの家で買ったから買ったとか、広告宣伝によって衝動買いをしたとかいった行動が裏付けられる。

表3・41 家電製品の保有率と必要率

区 分	保有率	必要率	区 分	保有率	必要率
冷蔵庫	99%	93%	洗たく機	97%	86%
アイロン	95%	62%	カラーテレビ	90%	56%
掃除機	90%	49%	扇風機	90%	48%

国民生活センター「国民生活動向調査」(S49.10)から

(ii) 社会的要因

<人口構造の高令化>

人口構造の高令化の進展は、生産面での若年労働力の不足を招くという問題があるばかりでなく、消費需要面において、保健、医療、老後の生活設計、中・高年令層のレジャー分野等についてのマーケットを生み出すことになる。また、公共的にも、種々の高令者対策を余儀なくさせ、これらを通じて、消費構造、需要構造に大きなインパクトを与えることになると思われる。

<情報化の進展>

情報化の進展は、消費生活の変化を一層促進させた役割を持っている。即ち、パーソナル・メディアは勿論、マス・メディアの発達が大量消費社会を短時間で日本中の隅々まで浸透させ、地域間格差をなくしながら、消費生活の均質化を拡大していった。しかし、この情報化の進展には、商品広告の誇大・不当表示の増加によって消費者被害が増大しているという一面がある。消費者サイドから見ると、商品選択の重要な判断基準である広告等が正しい使われ方をしてほしいとの欲求は強く、今後もこれは継続すると考えられる。

<高学歴化の進展>

高学歴化の進展は、消費構造の中において、教養費・情報費支出割合の増加を示し、また、人々の問題意識が必然的に高まることから、消費者問題に対する関心の増大が予

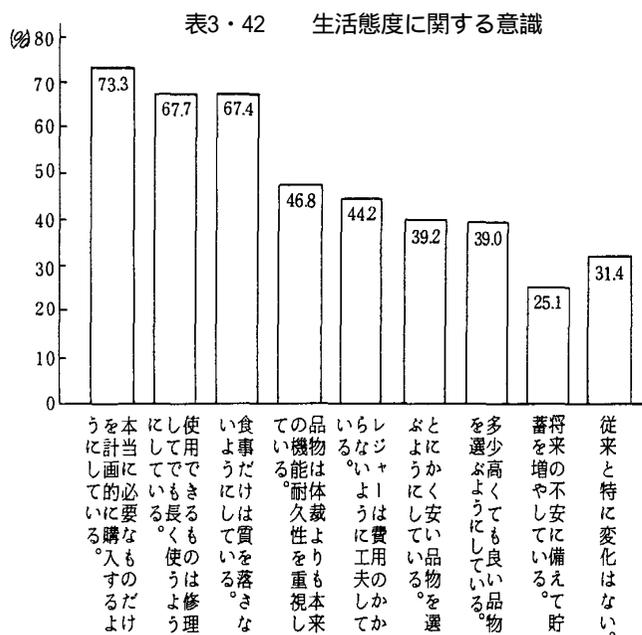
想され、消費者被害の救助、消費者運動の助長等を促すことになると考えられる。

(iii) 文化的要因

<生活意識の変化>

消費者の生活意識に大きな影響を投げかけた石油パニック以降の一連の事態により、それまでの「消費は美德」的消費意識は反省され、「節約」の見直しなど、所謂合理的な消費生活を営もうとする意識が主流を占めており、今後もこのような意識は続いていくものと予想される。

人々の欲求としては、所得の増大という基本的な潜在欲求は根強く持ちながらも、物価の安定、商品のライフサイクルの長期化、アフターサービスの充実等の欲求は今後も増大するものと考えられる。



(資料) 経企庁「消費者動向予測調査」(50年5月)による。
 参考: 「物の買い方、選び方」 どのような点に注意して購入しているか
 神奈川県消費生活課消費生活モニターアンケート
 『“省資源”と消費者意識』《S52年》

(備考) 経企庁「消費動向予測調査」(50年5月)

ウ. 構造的要因からみた消費生活

(i) 家族構造との関連で

核家族化の進展により、世帯構成人員が減少し、「マイホーム主義」に象徴されるような家庭内での生活を重視する傾向は、今後も続くであろうと予想される。そして、低成長という先行き不安のある中で、家庭内の将来計画、子供の教育、自分達の老後等安定した将来の生活設計に対する欲求が強まっていくと考えられる。

(ii) 家計構造との関連で

現在は、まさに「雑費時代」と言われている。横浜市勤労者世帯の消費支出の費目別

構成比を総理府「家計調査」からみると、雑費支出は昭和45年44%、51年47.8%と順調な伸びをみせており雑費5割時代を迎えようとしている。ただ、雑費の中身を見ると、公共料金、教育費のような当然負担すべき支出増が大きなウエートを占め、必ずしも生活向上には結びついていないという面がある。しかし、その反面生きがいや趣味のための教養娯楽費、交際費が伸びを見せ、また、他の費目の中でも、「生活のレジャー化」を想起させるような外食費、身の回り品支出の増大傾向がみられる。

(iii) 生活手段構造との関連で

生活手段構造との関連で考える場合、最大の問題は住宅の貧弱さであろう。消費者の持家欲求は高いものの、所得の伸び鈍化や地価、材料費、手間賃の高騰等により達成率は低く、もし、家を持たずとしても、所謂「高狭遠」といった悪条件の住宅環境となっているのが現状で、今後この傾向は増々強まっていくものと考えられる。

表3・44 今後の充実希望

(単位: %)

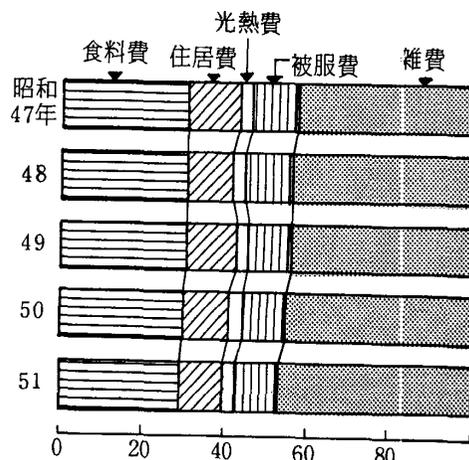
年 収	衣生活	食生活	住生活	電気家具等の耐久消費財	レジャー	サークル活動	その他	不明
150万円未満	3.9	14.5	47.9	7.5	7.8	0.8	3.3	14.2
150～199万円	0.6	13.6	52.9	8.6	8.6	0.9	3.0	11.7
200～299万円	2.2	15.3	42.7	9.4	13.4	1.0	3.1	13.0
300～399万円	3.0	9.5	36.4	8.7	16.9	3.5	3.9	18.2
400万円以上	0.4	9.6	44.7	8.3	14.9	2.2	7.5	12.3

(資料)経済企画庁「コミュニティとくらしの環境」

(iv) 生活時間構造との関連で

労働時間の短縮、耐久消費財の普及による家事の合理化等によって、生活時間構造は変化し、自由時間を増大させている。このような生活時間の変化は、余暇関連支出を増大させ、人々の余暇に対する欲求を一層強まらせることになると考える。ただし、所得の伸びがさほど期待できない以上、趣味と実益を兼ねるような余暇形態や手づくり余暇地域住民との交流等に眼を向けるようになると考えられる。また、余暇関連支出は、わずかながらも順調に伸びていくことが予想される。

表3・43 消費支出の構成比の推移
京浜地区勤労者世帯



今後の充実したい生活分野の中で「住生活」と答える人が圧倒的に多いという調査結果からも事態は深刻であり、更に分析すると、「庭付き一戸建て住宅」に対する欲求が強く、これらの人々は、住宅取得を生活設計の最大目標にしていることが窺われる。

(v) 生活空間構造との関連で

職住分離が進む中で、人々の消費行動に特徴的な面がみられる。即ち、食料品、日用品、日常使用される衣料品及び雑貨のような最寄品は、居住地付近の商店、市場・スーパー等で購入される割合が多い。しかし、ハンドバッグ、婦人服、呉服等の買い回り品は職場近くのデパート、専門店で購入される割合が多いといった調査結果がみられる。これは、商品の種類によって、合理的選択行動を行っているものと解釈してよいと思われる。このことから、身近かな日常使用される商品は低価格志向、所謂嗜好品、ぜい沢品は価格よりも品質、機能志向といった側面がみられ、これは、最近の顕著な消費行動の特徴であると言われている「需要の二極化現象」をあらわしていると考えられる。

(vi) 生活文化構造との関連で

ここでは、今後とも続くと思われる特徴的な消費行動についてみる。

まず第1に、個性化消費の増大である。これは、下の表からも分るように、45～48年には消費の平準化が進んだと言われた時であり、その一方で個性化に対する欲求が進行していることを窺わせる。さらに、48～50年では、全体の消費支出が横ばいにもかかわらず個性化消費は大きく伸びており、この傾向は今後も続くと考えられる。

	45～48年	48～50年
全消費支出伸び率	4.4%	0.6%
個性化支出伸び率	4.7%	2.6%

第2に、選択的支出の増加があげられる。基礎的支出の停滞にもかかわらず、選択的支出は伸びをみせている。特に、能力や知識に役立つもの、または精神的な充足を求める支出が伸びてきている。

第3に、需要の二極化現象と言われるものである。

これらの特徴は、人々が低成長時代を経験して、従来の"買わされる消費者から選ぶ消費者"といった消費行動に変ってきていることを示していると思われ、この傾向は今後も続くと推測される。

エ．県政世論調査から

昭和52年末に実施された「神奈川県政世論調査」の「所得・消費生活」領域について県民の充足度と重要度をみることにする。

まず充足度では、充足度の低い順から、「物価の安定」「価格の公正」「老後の年金制度」「収入の増加」「商品の安全・衛生確保」となっている。

また重要度では、重要度の高い順から、「物価の安定」「商品の安全・衛生確保」「収入の増加」「商品の安全・衛生確保」「価格の公正」となっている。

これらから、県民の「所得・消費生活」に対する考え方がある程度浮きぼりにされ、県民のニーズがどこにあるかがおおまかではあるが把握できると考える。

表3・45 神奈川県政世論調査「所得・消費生活」（割愛）

オ．県民ニーズの動向

以上のことを総合したうえで、消費生活ニーズの動向を探ってみたい。

まず第1に、物価の安定に対するニーズである。不況やインフレといった生活を圧迫する経済的要因が一向に解消されず、恒常的な物価高が「生活の不安や不満」を問う調査結果で常に上位にランクされていることから窺われる。

第2に、老後の生活設計に対するニーズである。インフレによる貯蓄の目減り、中高年令層の雇用不安、年金制度等老後に対する不安材料は多い。これらは、高令化社会と相まって老後の政策ニーズとして強く現われてくると思われる。

第3に、住宅に対するニーズである。人々は快適な居住環境を求めているが、現実とのギャップは大きく、今後人口増加、核家族化の進展等と相まって一層大きくなると思われる。

第4に、商品の安全性に対するニーズである。高度に発達した科学技術を駆使して生産される多種多様な商品の中から欠陥、有害商品がでてくる。この安全性に対するニーズは健全な消費生活を営むうえで最も基本的なニーズであり、監視体制、検査体制などの整備などは今後一層強まるニーズは強まると思われる。

第5に、的確な商品情報に対するニーズである。企業から一方的かつ大量に流される商品情報には、消費者に誤認を与えるような情報が多い。消費者の立場に立った商品情報、危害情報に対するニーズは強まると思われる。

第6に、被害が起った場合の迅速な被害救済制度の確立に対するニーズである。現代の消費者被害は従来とは異った類型で顕在化している。即ち 広範囲な被害の波及、被害原因究明の困難性、普遍的な被害の発生、事業者と消費者の不平等な力関係の下での発生などがあげられる。これに対し、現行法制度の不備や因果関係の立証困難、事業者との知識・情報のギャップ、訴訟費用、訴訟の迅速性等消費者は不利な立場に立たされており、これらを改善し消費者利益を擁護するための制度確立に対するニーズは一層強まると思われる。なお、訴訟費用貸付制度は本県条例で整備されている。

地域生活をめぐるニーズの動向

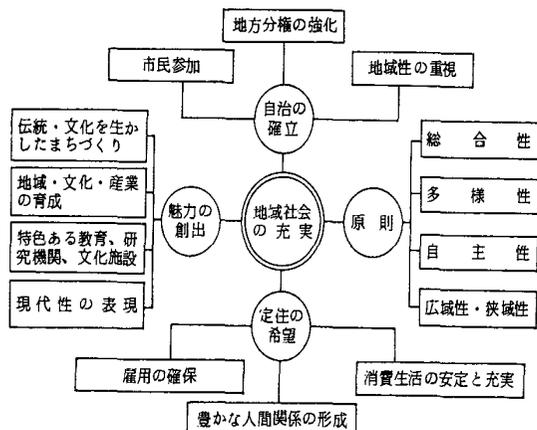
ア．県民生活における地域社会の位置づけ

高度経済成長によって、県民所得の増大や交通機関の発達、マスコミの生活への浸透等により、生活内容は著しく改善され質量ともに豊かになった。しかし、その一方、急激な都市化の波は、過密・過疎、自然環境の破壊、居住環境の悪化、ゴミ処理施設、教育施設の不足等様々な問題が高度経済成長の歪みとして露呈してきている。そして、地域社会に眼を向けると、大量の人口流入現象が地域社会に対する「無関心層」を増加させ、連帯感の欠如といった問題を生み出し、従来の町内会、自治会を中心とした地域生活圏の役割は低下していった。

低成長移行に伴い人々の生活目標が生活の量的拡大から質的拡大へと移行し、価値観も「モノ」から「ココロ」へ、「画一」から「多様」へ、また、「ナショナル」から

「ローカル」へと転換しはじめ、「ふるさと志向」が提唱されるなどしながら、人々は余暇時間の増大等の関連もあって、生活の拠点である家庭や地域社会を見直し重視していくという状況がみられるようになっている。即ち、人々はスポーツ、レクリエーション、文化活動などの地域に根ざした活動に主体的に参加し、住民との交流・連帯を深め、地域への愛着をはぐくむ中から、自らの手で地域環境や人間関係の改善等を図るなどして新しい「コミュニティ」づくりを目指すものである。

図3・5 地域社会の充実



今後、地域社会が県民生活の中に占める割合は増大し、地域社会を基点とした県民生活の営みが基本と考えられるようになり、今後重要性は増加すると思われる。

イ．社会経済構造の変化と地域生活欲求

(i) 経済的要因

< 高度経済成長の終焉 - 低成長時代の到来 >

高度経済成長期の産業優先、所得優先的価値観が、地域の開発や産業誘致

等を促進させ、一面では所得の増大やそれに伴って引き起こされた生活の量的拡大といった生活の改善をもたらしたが、その反面(ア)で述べたような深刻な問題を噴出させてきている。

また、労働時間の短縮や週休2日制の普及等によって引き起こされた自由時間の増加は、人々に自分が住んでいる地域社会に対しての関心を増大させ、低成長移行に伴う所得の伸び鈍化は、「金のかからない余暇」を工夫させ、家庭または地域内での手軽なレジャーを志向させることになるとと思われる。更に、健康に対するニーズが強まることが予想されるので、この関連でも、地域内のスポーツ、レクリエーション等への欲求は強まると考えられる。

(ii) 社会的要因

< 人口構造の高齢化 >

人口構造の高齢化に伴い、地域内で一日のほとんどの時間を過ごす人々の増加は近所とのつきあいに対する欲求や、高令者用の集会施設、娯楽施設の整備や運営参加に対する欲求は増大すると思われる。また、公園の増設・拡充や歩道橋よりも横断歩道といった、そこに居住する人間中心の地域環境の整備に対する欲求も増大すると思われる。

< 人口構造の高学歴化 >

人口構造の高学歴化は、地域社会の中で起こる様々の問題についての関心の度合いを高め、地域環境の改善に積極的に対応し住民パワーとして拡大していく可能性が考えられる。

また、創造・教養的余暇活動や健康増進に対する欲求が高まっている中で、これらの活動発展の阻害要因の1つであるリーダー不足を補い、リーダーの役割を担いながら一

層発展させていくことが予想され、それにつれて、各種施設の整備や運営参加に対する欲求は強まっていくことが考えられる。更に、地域内のボランティア活動に参加、指導する人々が増加し、地域環境の改善や地域福祉の向上に寄与することになると考えられる。

<都市化の進展>

高度経済成長期の他県からの人口流入現象は地域社会を大きく変えた。この人口の社会増は地域社会にさほど関心を示さない「無関心層」を増加させ、従来の「伝統的」または「旧中間層」型地域集団の機能を低下させてしまった。しかし、近年の都市問題の激化は、これら「無関心層」をも巻き込み、個々の家庭生活の維持も地域社会全体との関連を離れては解決しえないことに気がつき始めている。このような状況の中で、自分の生活を守るには、地域との連携や相互扶助という形での発想が必要となってきており、今後も一層地域住民との交流を図り、団結して種々の地域生活を巡る問題に対処していくとする気運は増々強まると考えられる。

(iii) 文化的要因

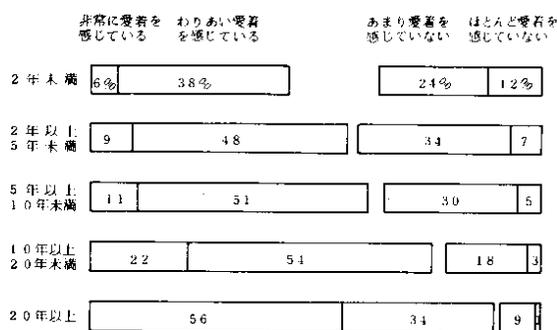
<地域に対する愛着心の変化>

地域生活において、しばしば問題になっているのは、地域に対する無関心や地域や社会における連帯感の欠如等である。

ここで、「県政世論調査（昭和50年実施）」から、県民が現在住んでいる地域に対して愛着心を持っているかについてを

みると「愛着を感じている」者が8割近くを占め、49年と比較すると増加の傾向を示している。そして、居住年数の長い者ほど、また、年代が進むに従って、地域に対する愛着心が強くなり、

表3・46 地域への愛着心(居住年数別)



神奈川県「県政世論調査」(50年)から

20年以上住んでいる者や50才以上の者の9割は地域に愛着心を持っているとの結果がでている。このことから、地域に愛着を持っている者は多く、今後もこの傾向は続くと考えられる。

<コミュニティ観の変化>

最近、コミュニティという言葉がジャーナリズム等で多く使われ、人々の間に浸透してきていると思われるが、「コミュニティ活動」をどう受けとめているかについて、川崎市が実施した「川崎市民意識実態調査（53年1月）」をみると、全体では、「地域の人々と協力して消費生活や生活環境をよくしていく活動」という「生活環境型」が最も多く、次いで「人々の親睦をはかる活動」という「親睦型」、「地域の福祉活動」とい

う「福祉型」、「趣味を生かしていく活動」という「趣味型」の順となっており、コミュニティという言葉だけでなくその活動についてもかなりの理解度を示しており、市民の中に定着しているとの分析を行っている。

また、「コミュニティ活動」に必要な施設を聞いているが、それをみると、「集会の施設や催し物の広場」「子供や老人の施設」「公園や緑地」、「体育館や運動場」の順になっている。

これらのことを総合し、人々の「コミュニティ活動」に対する意識を考えると、コミュニティに対する意識は高くしかも定着しているが、一方、各種のコミュニティ施設に対する欲求は強く出ており、今後、地域生活を見直す気運が高まる中で、これらの欲求は今後増々強まっていくことが予想される。

表3・47 性別に見た「コミュニティ観」

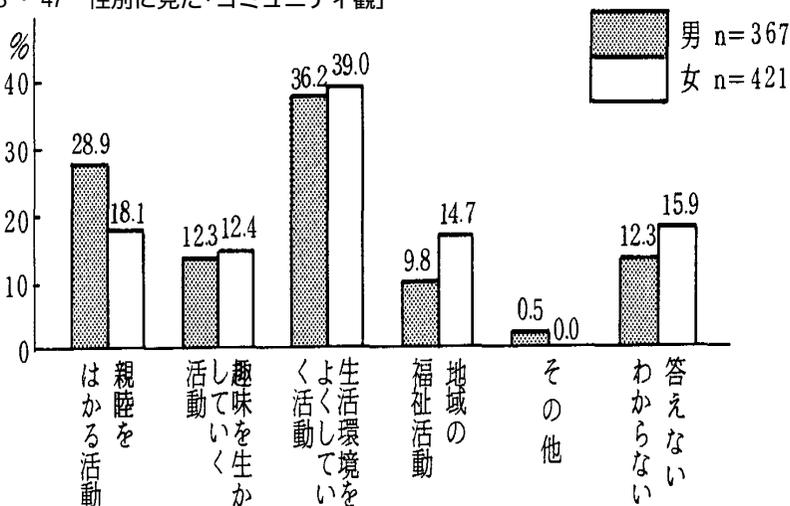


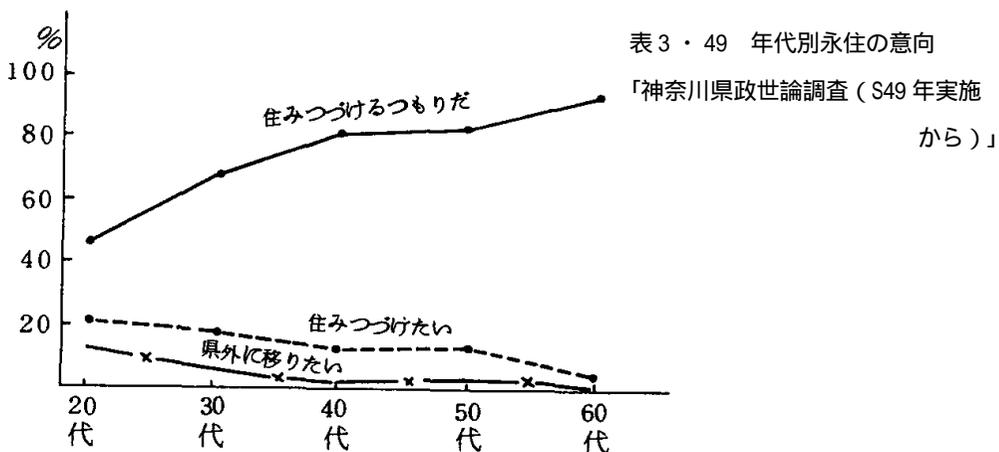
表3・48 「コミュニティ観」から見た「コミュニティ活動」に必要な施設

	料理・お茶生花などのできる施設	集会の施設や催し物の広場	体育館や運動場	公園や緑地	図書館や音楽堂	子供や老人の施設	その他	DK NA
全体 n=788	4.8	32.0	14.5	17.4	5.7	17.4	0.3	8.0
親睦をはかる活動 n=182	4.4	36.3	22.0	14.8	7.1	12.1		3.3
趣味を生かしていく活動 n=97	7.2	32.0	19.6	19.6	7.2	10.3	1.0	3.1
生活環境をよくする活動 n=297	3.7	37.7	10.8	20.9	6.4	16.2		4.4
地域の福祉活動 n=98	8.2	19.4	6.1	19.4		37.8		7.1

表3・47、表3・48とも川崎市「川崎市民意識実態調査」(53年1月)から

また、神奈川県における永住の意向を聞いてみたところ、「これから先も住みつづけるつもりだ」と永住の意思を明確に表明した者が70%の高率を占めており、これに「できれば住みつづけたい」との願望的な答えをした者15%を加えると、これから先も本県に住みたいという永住の意向を持つ者は85%にも達している。

これらのことから、地域への愛着心が高まり、かつ神奈川への永住を希望する者は多く、この傾向は今後とも続くと考えられる。



ウ．構造的要因からみた地域生活

(i) 家族構造との関連で

核家族化の進行は、家族という本来持っていた各種の生活保障機能を、現代の家族では十分充足できないような状況に追い込んでいる。例えば、ちょっとした家族員の病気や災害があると、それへの対応さえも十分でなくなってしまうといった状況がよくみられる。

これらのことを考えると、単に家族間だけで解決しえない問題が多くなっており、近隣的な相互扶助体制への欲求は強まり、お互いが同じ悩みを抱えた同一地域居住者としての意識が高まる中で、今後これがうまく機能するように努力していくことが予想される。

(ii) 家計構造との関連で

今後、各世帯の消費構造は雑費支出の伸びがさらに大きくなることは（消費生活）の中で述べた。

地域への関心が強まり、地域住民との交流、連帯をはかっていくといった気運が盛り上がり上がっていくと予想される中で、家計構造を考えると、雑費支出の中の際費の伸びは増加していくと思われる。そして、「生活のレジャー化」現象の傾向が強まり、地域住民との交際支出、地域内での余暇活動支出、社会教育関連支出等の伸びが予想される。

(iii) 生活手段構造との関連で

生活手段としての住宅環境の劣悪さについては、＜余暇生活＞＜消費生活＞で述べた

のでここでは省略する。

さて、地域社会を考える場合、社会資本の水準について触れなければならない。まず地域住民の憩いの場または子供の遊び場として不可欠な公園についてみる。1人当りの公園面積をみると全国平均3.4m²に比較して神奈川県のは著しく低いことが分る。また、神奈川県では、昭和55年度末における人口1人当り公園面積の目標を3.4m²と予定しているが、目標達成には現在の公園面積の88%の増大を図らなければならないといった厳しい状況にある。

今後、地域社会を生活の拠点として重視することが予想され、その場合、公園、下水道をはじめ清掃施設、病院、教育施設等の社会資本の整備をはじめとした居住環境の改善に対する欲求は強まり、それに対する住民運動が拡大していくことが考えられる。

表3・50 主要都道府県1人当り公園面積

単位m²/人

都道府県名	北海道	埼玉	千葉	千葉	神奈川	愛知	京都	大阪	兵庫	福岡	全国
1人当り公園面積	8.7	2.2	2.6	1.9	1.8	2.9	2.6	2.7	3.4	3.3	3.4

昭和50年度末 建設省

(iv) 生活時間構造との関連で

自由時間関連行動は所得の伸び鈍化と相まって費用消費型行動から時間消費型行動へと重点が移っていくことは<余暇生活>で述べた。また、今後、地域生活を重視する傾向が強まると予想されるなかで、今まで家族、友人中心だった自由時間行動が、今後、地域社会を中心とした行動の比重が増大していくことは容易に考えられる。

(v) 生活空間構造との関連で

生活空間との関連での地域生活として、ここでは人々の購買行動の中の買物距離について考えてみる。

「需要の二極化現象」がみられることは<消費生活>で述べた。この特徴は、今後とも継続すると考えられるが、一方では、地域社会で生活する時間が増大し、地域社会に眼を向けていく傾向が強まるとするならば、この中ですべての購買行動が完了するといった地元商店街等に対する商品、品目等の拡充、整備等の欲求は強まっていくことが予想される。

(vi) 生活文化構造との関連で

地域への愛着心が高まり、永住を希望する人々が多いことは前述した。

そして、これら永住を希望する人々の意識は次のように変化していくものと考えられる。即ち、第1に、所得や消費のフロー中心から住宅や生活環境などのストックの充実へ、個人的消費から社会的消費の重視へと転換しつつあること、第2に、職場や家庭重視の個人志向にあわせ、身近な地域社会や人々との交流など社会との帰属意識、連帯感を求めようとしていること。第3に、自由時間の増大、高学歴化等により、自己啓発や余暇により充実した人生を送るため「生きがい」志向の高まりなどがあげられる。

これらの意識の変化が、「まち」や「むら」を見直し、自らの手で「人間性の回復」

の場としての地域社会を形成していこうとする欲求を高めていくことは予想される。

(vii) 生活関係構造との関連で

職場や家庭重視の個人志向と同時に、身近かな地域社会の中で地域住民との交流を図り、永住する地域社会の改善を目指していこうとする気運が盛り上がっていくことは前に述べた。

そして、これとともに、多種多様な階層、価値観等をもつ人々が各々の必要な目的を達成していくためには、地域社会という共通の

場において、自らが政策決定し、積極的に参画し、発言していこうとする意識が高まっていくことが予想される。

エ．県民ニーズの動向

以上のことを総合したうえで、地域生活ニーズの動向を探ってみたい。

第1に、地域生活における人間関係の改善に対するニーズである。地域住民との交流を深めながら個人の問題、ひいては地域社会の問題を解決するといった事態に発展してきていると考えられる。また、これらの人間関係が改善されれば各種の地域活動において、阻害要因として指摘されている「リーダー不足」「相手がいない」といった事項も解消する可能性が考えられる。

第2に、定住意識浸透による地域生活重視に伴うニーズである。これについては、自分の手で地域生活環境を改善しようとするニーズが高まると考えられる。特に、今後は、私的消費重視から社会的消費重視へと傾向が移り、社会資本整備に対するニーズが高まってくると予想される。

第3に、既存の伝統・文化を守り、受け継いでいくことに対するニーズである。従来の人々の意識は画一化、平準化志向をめざし、既存の伝統や文化についてはさほど関心が寄せられていなかった。しかし、地域生活重視の状況の中で、タウン誌やミニコミ誌の発行や伝統芸能、祭り、民話等の保存、継承などふるさと志向が強まってきており、この傾向は今後も続くであろう。

第4に、地域福祉実現のための相互扶助に対するニーズである。地域住民との連携のもとで、地域社会の中で起こる青少年問題、老人問題等を解決していこうとする気運は盛り上がると考えられ、人々の交流から地域生活への関心が高まり、各種のボランティア活動が活発化し、人々の積極的な参加が今後期待できる。また、これに伴い、リーダーの養成、他の地域社会との交流等に対するニーズも高まるものと思われる。

第5に、地域生活の中における住民参加に対するニーズである。地域社会での人々の問題

表3・51 地域施設づくりの計画への参加（地域別）

	行か 政す 側 に き ま だ	住 る べ き も 加 だ わ	一 切 を 住 民 で	い い ち え が な い に	わ か ら な い 明
全 体 1,193人	6%	73%	2%	15%	
横 浜 市 485	6%	76%	1%	12%	
川 崎 市 181	5%	72%	3%	16%	
横須賀・三浦地域 136	4%	76%	2%	15%	
県央地域 164	5%	71%	3%	17%	
湘南地域 165	9%	66%	1%	20%	
県西地域 62	2%	68%	2%	23%	

第37回(S51.12実施)てがみによる県政アンケート(県民課)「地域の連帯と県政への参加」から

意識が高まり、地域開発、施設の設置、整備等に対する発言意欲は増大し、これら地域環境にかかる問題についての企画、実施、運営等に対する参加のニーズが高まっていくと考えられる。

教育生活をめぐるニーズの動向

教育、学習に関する〈生活行動〉の側面は、精神の再生産を担うとともに、文化と並んで潜在的なパターンを維持する役割を担っている。今日では、家庭機能の社会化が進んで来ているため、とりわけ教育については、公立学校教育を中心に展開されているため、学習も含めて教育に対するニーズは、学校教育を中心に表わされることになる。

ア．教育生活をめぐる〈生活意識〉

教育への欲求や期待の強さについて、まず総理府、経済企画庁「ライフサイクルと暮らしの質に関する調査研究」（昭和52年）でみると、社会政策を展開するうえでの重点福祉領域として、教育は、所得・消費、健康について3番目の位置を占めている。そして、学校教育期にある者については、一番重要な福祉領域として挙げられている。（表3・52）

では、このような位置を占める教育に対する関心の、具体的な内容についてみてみることにしたい。

まず、経済企画庁、文部省、労働省調査「生活欲求の実態とアクセシビリティ - 教育機会と職業選択 -」（昭和52年）においてみると、第1に高校教育のアクセシビリティ（機会享受可能性）については経済的負担の低い高校への入学、学校内のクラブ活動等への参加、進路の自己選択、友人の獲得については、アクセシビリティが大きく、反対に、有名校への入学、よい先生、学校選択等の情報機会、また学校行事などの意思決定への参加に関して、アクセシビリティが低い結果となっている。（表3・53参照）

次に、大学教育のアクセシビリティについてみてみると、有名大学への入学、講義の充実アルバイト機会、意思決定への参画等がアクセシビリティが小さく、問題を孕んでいる。（表3・54参照）

次に、教育に対する充足度、重要度について、前出「県政世論調査」でみてみると、県民のうち、20代、30代の世帯形成の初期段階にある者について、幼稚園や小・中学校の整備が切実になっており、40代、50代の者については、その子供の成長に相関して高校進学や大学進学の問題が切実となっている。ただ、学歴別には、低学歴層においては高等教育への欲求は高く、また大学卒業者については生涯教育への期待が大きい。また、特殊教育の充実や教育内容の充実については、その重要性に対する認識度は高い。（表3・55、56参照）

イ．教育生活をめぐる〈生活意識〉の構造とその変化

日本の近代化100年のなかで、教育は社会的移動、とくに階層上昇移動の開かれた階梯であった。今日における教育をめぐるさまざまな問題は、こうした教育がもっている社会的意味に起因することが多いといつてよい。とりわけ、教育への機会が開かれていて、かつ学歴と社会的地位との相関が高く、また経済的負担が義務教育期間を中心として低下

している日本の社会においては、教育を通じた地位獲得競争は激しく、受験競争などの教育過熱化等が社会問題化することになる。

このようなメカニズムを背景として、教育が重点的な福祉政策領域として挙げられてくるのであり、また、有名高校、有名大学への進学機会の享受に強い欲求や期待をもつことになり、とりわけ高等教育に対する高学歴化志向の強さがみられることになるのである。

この点については、神奈川についても同様であることは、県政世論調査の結果でも明らかである。年代でいえば、40代、50代で、高校や大学への進学問題を迎える子供をもっていられる世代については、「高校進学」や「大学進学」が第1に充足されるべきであるとし、重要なものとして挙げる項目としても同様である。また、学歴別にみた場合、低学歴の者ほど、「高校進学」「大学進学」に対する欲求充足の期待は大きく、こうした意識が階層上昇志向と結びついていることが判る。しかし、こうした高学歴化志向は社会的地位との相関が高くとも、収入の高さとの相関は必ずしも強くなく、教育への投資効果は良いとはいえないことを考えると、学歴に対する社会的評価のあり方に強く支持されているといえる。

さて、各意識調査にみられるもう1つの特徴は、生涯教育に対する欲求・期待である。生涯教育に対する欲求・期待は、高学歴化の進行や、所得、情報の増加、余暇の増大等に支持されていると考えられるが、こうした欲求・期待は高学歴の者で、年代的には中高年令層に強く表われている。

以上の2つの欲求・期待は、今後ともそれを規定する要因に支持されながら、持続、強化されてゆくと考えられる。しかし、すでに少し述べたように、これらの欲求・期待が持続されてゆくことによって、さまざまな問題を孕むことも予想されるのである。このことを、教育生活をめぐるニーズとして記述することにしたい。

ウ．教育生活をめぐるニーズの動向

さて、ここでは(2)の県民の10年後の〈生活構造〉と関連させて、教育生活をめぐるニーズの動向を探ってみることにしたい。

(i) 家族構造との関連で

まず、世帯構成の小型化と核家族化は、教育に対する強い動機付けと経済投資を招くことになると考えられる。このことは、塾の問題、受験競争、学校教育への過度の期待等の問題を発生させることになると考えられる。とくに、雇用者が増大し、ホワイトカラー化してくると、教育を通じた社会階層上昇志向に支えられ、高等教育への期待要求が強められると考えられる。このことと、年令階層が高令化することによって、小中・高校生が増加し、学校そのものの建設や、教育内容や先生の質が問題化されてくることが予想される。神奈川の場合、全国的にみて進学率が高く、このようなニーズが強められてゆくことになると考えられる。

また、年令階層が30代から40代が主流となることによって、幼児教育をめぐって保育園や幼稚園の確保の問題が強まり、とくに前者については、今後ますます女性の職場進

出が進むにつれて強く社会問題化すると考えられる。

さらに、年齢階層が高令化し、また高学歴化が進むなかで、とりわけ文化度の高い神奈川県では、生涯学習のための機会、情報、場等の整備に関するニーズが高まると考えられる。

(ii) 家計構造との関連で

今後、家計構造のうち世帯収入や預金残高の伸び率は伸び悩むものと考えられる。このことは、なお公教育への期待・要求の強さを維持するものであり、他方地方財政の逼迫状態と関連して、授業料の引き上げ等さまざまな問題を惹起することが考えられる。また、持ち家率の低さは、世帯構成年齢とも関係して、転校等の問題を潜在させることになる。

次に、消費支出との関連では、食糧費や生活費の低下傾向と表裏をなして、教育の周辺、例えば塾とか家庭教師等に関する支出が相対的に高まるとともに、雑費のうち、学習関係への支出ウエイトが高まると考えられる。これらのことは、"未塾児"といわれるような塾の問題や生涯教育あるいは社会教育の側面で、公的投資の問題を惹起することになる、と考えられる。

(iii) 生活手段構造との関連で

生活手段のうち、耐久消費財や交通通信手段等は今後も充実されてゆくものと考えられるが、住居については、集合住宅を主とした借家(間)を主体とした状態がさらに進み、なお改善の立ち遅れがみられると考えられる。

こうした状態のなかで、余暇の増大のなかでの近隣関係の重視へ意識が転換してくることと相関して、学校施設が地域的施設としての役割を要求されてくると考えられ、その開放、管理運営等の問題が強く社会問題化すると考えられる。とくに、都心部における小学校施設等については、児童の減少と周辺の過密化の問題から、そのようなニーズが強まることが考えられる。

その他、学校施設が勉強部屋化したり、運動施設化したりする問題が生じることが考えられる。

(iv) 生活関係構造との関係で

生活関係に関しては、まず夫妻関係における役割関係の変化は、教育に対する主婦の発言力を高めることになるとともに、子供の教育をめぐる問題が夫妻関係のなかでも主要なテーマとなろう。これは、しかし親子関係における危機の原因をも意味し、とりわけ受験競争をめぐる家出、蒸発、非行等といった青少年問題を教育の周辺にひき起こす。

また、近隣関係の重視は、学校教育施設に対する開放等の要求が問題化されることになり、このことはさきに述べたとおりである。と同時に、近隣関係の修復が、主婦を中心として、子供会やPTAによる地域活動等を通じてなされることが考えられる。この意味でも、学校施設のもつ役割は大きい。

(v) 生活規範構造との関連で

生活規範構造における合理主義の進展は、それ自体教育や学習の結果であるが、このことがまた教育に対する期待を強めることになる。しかし、これと私生活優先主義の強化が、さらに教育の手段化を押し進める可能性を孕み、教育を通じた社会的地位の獲得競争を激化させることが考えられる。

教育を手段化することは、学校教育への過剰な期待を生じ、家庭教育を疎かにする結果を招くと考えられる。

また、生活規範の合理化は、学校教育の内容に対する要求を強める。また、生徒や学生による意思決定への参画が求められることになり、それらが教育体制との関連で問題化する可能性がある。

(vi) 生活時間構造との関連で

生活時間構造との関係で問題となるのは、余暇時間と家事時間の変化である。

余暇時間の増大は、生涯教育への欲求・期待を強めることになるが、生涯教育に対応すべき機会、場、情報は未整備であり、また他方高学歴化、高令化が進むなかで、社会問題化する可能性がある。

次に、家事時間の減少は、主婦を子供の教育をめぐる活動へ駆り立てることになる。この結果するところは、すでに述べたとおりである。

(vii) 生活空間構造との関連で

今後、生活空間の拡大は、学生等の行動空間についてもいうことができ、教育に関わる空間は単に学校と家庭に限定されることがなくなり、そこにさまざまな問題が生起する。このことは、知識の情報源の学校による独占が崩れてゆくこととも相関して、教育を受ける者の側に、学校を中心とした生活空間から引き出し、その過程で青少年問題を生じることが考えられるのである。

表3・52 教育に対する福祉意識

		ライフステージと福祉領域の優先度							(単位:%)
福祉領域	ライフステージ	1	2	3	4	5	6	7	加重平均
		学校教育期	独身期	家族形成期	家族成長前期	家族成長後期	家族成熟期	老齢期	
1.健康		21.3	21.7	21.1	23.5	23.8	27.0	32.8	240
2.教育		22.1	5.9	11.7	15.5	10.8	6.7	5.4	114
3.労働		9.4	13.9	7.6	8.5	6.8	9.2	5.5	8.7
4.余暇		4.8	5.0	2.5	2.3	1.1	1.5	1.3	2.5
5.所得・消費		14.8	26.3	33.7	29.1	31.9	28.9	27.2	284
6.生活環境		10.2	10.4	10.2	6.6	8.5	6.7	5.9	82
7.犯罪と法		7.9	4.5	3.6	3.8	4.1	5.1	3.9	4.5
8.家族		3.4	2.0	1.6	2.5	4.3	3.5	4.9	3.0
9.地域生活		1.5	1.5	1.1	1.0	2.0	1.8	0.8	1.4
10.格差と機会		4.6	8.8	6.9	7.2	6.7	9.6	12.3	7.9
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

経企庁『ライフサイクルとくらしの質』から

表3・53 大学教育のアクセシビリティ

領域	項目	未達成度 指数 (A)	重要度 指数 (B)	機会未充 足度指数 (A×B)
大学 入 学	1 通学に便利な大学に入ること	3.05	3.20	9.75
	2 就職に有利な大学・学部に入ること	3.19	3.63	11.58
	3 社会的評価の高い大学に入ること	3.06	3.44	10.54
	4 経済的に負担の少ない大学に入ること	2.47	4.15	10.23
教 育 内 容	5 校風や教育方針がしっかりしていること	3.14	3.74	11.76
	6 一般教養の講義が充実していること	3.47	3.75	13.01
	7 専門課程の講義やセミナーが充実していること	2.99	4.32	12.92
	8 将来必要な高い教養、知識が得られること	3.05	4.12	12.59
	9 希望する講義やセミナーに参加できること	2.97	4.19	12.43
環 境 条 件	10 大学の教育、研究施設（キャンパス、図書館、研究室等）が整っていること	3.11	4.30	13.36
	11 学生へのサービス施設（寮、食堂、保健施設等）が整っていること	3.37	4.16	14.01
	12 優れた教授がそろっていること	2.79	4.28	11.93
	13 奨学金制度が充実していること	3.03	3.80	11.49
	14 アルバイトの機会に恵まれていること	3.06	3.44	10.53
情 報	15 大学を受験する時、大学や学部、学科の選定に必要な情報が十分に得られること	3.15	4.02	12.68
	16 高校で受けた進路指導が適切であること	3.21	3.78	12.12
	17 大学を受験する時、自分自身の学力や適性を十分つかめること	2.89	4.16	12.05
大 学 教 育 へ の 適 応	18 一般教養の講義の程度や内容が自分にあっていること	3.21	3.71	11.88
	19 専門課程の講義やセミナーの程度や内容が自分にあっていること	2.98	4.11	12.22
	20 自分の大学に誇りを持っていること	2.75	3.64	10.01
	21 教授との人間的接触に恵まれていること	3.45	3.93	13.51
	22 大学で良い友人が得られること	2.28	4.29	9.80
	23 カリキュラム編成などに自分たちの意見、希望が入れられること	3.75	3.97	14.90

経企庁『日本人の教育観と職業観 - 生活欲求の実態とアクセシビリティ - 』

表3・54 高校教育のアクセシビリティ

領域	項目	未達成 度指数 (A)	重要度 指 数 (B)	機会未充 足度指数 (A×B)
高校 入 学	1 通学に便利な高校に入ること	2.74	3.57	9.79
	2 大学入試に有利な高校に入ること	3.49	3.36	11.73
	3 就職に有利な高校に入ること	2.86	3.38	9.67
	4 経済的に負担の少い高校に入ること	2.27	4.00	9.09
教 育 内 容	5 校風や教育方針がしっかりしていること	2.97	3.76	11.14
	6 自分の希望するクラブ活動や部活動に参加 できること	2.51	3.79	9.50
	7 将来必要な教養や知識が得られること	2.84	4.08	11.61
	8 高校の施設・設備(校舎・図書館等)は整 っていること	2.61	3.95	10.32
	9 良い先生がそろっていること	3.14	4.27	13.39
情 報 と 意 志 決 定	10 高校を受験する時、学校や学科の選定に必 要な情報が十分にえられること	3.24	4.07	13.21
	11 中学で受けた進路指導は適切であること	2.95	4.07	11.98
	12 受験する高校や学科を自分自身で決めるこ と	2.17	4.26	9.24
	13 高校を受験する時、自分自身の学力や適性 を十分につかんでいること	2.76	4.22	11.63
高 校 教 育 へ の 適 応	14 授業の程度や内容は自分にあっていること	2.97	4.22	12.55
	15 自分の高校に誇りをもっていること	2.80	3.67	10.29
	16 高校で良い友人が得られること	2.23	4.38	9.76
	17 高校の行事などに自分達の考えがいかされ ている	3.53	3.96	13.98

同 左

表3・55 教育に対する充足度『県政世論調査』(S53)(割愛)

表3・56 教育に対する重要度及び政策優先の認識度『県政世論調査』(S53)(割愛)

3 ニーズの変化と政策課題

(1) 県民ニーズと政策課題

ア. 県民ニーズ変化の傾向

今日、急激な都市化と工業化の進行による都市問題、環境問題の激化とともに、県民の価値観やニーズが変化してきている。このため、県民の行政に対するニーズは多様化し、高度化しつつある。

ニーズ変化の大きな傾向は次の2点であると指摘されている（国民生活の長期ビジョン）。

第1の傾向は、生命の安全・健康など人間の生存にかかわる基礎的要求を重視するものである。それは例えば、反公害運動・消費者運動の激化として現われている。

第2の傾向は、一層高度化された生活内容に対する関心や要求が強大化していることである。例えば、よりよい居住環境に対する関心、教育その他知識・情報に対する要求、旧来からある財に対する需要の高度化などである。

このようにニーズ変化の方向は同一とはいえず、むしろ多様化の方向をたどっており、それ故行政の対応の困難性が增大しているといえよう。

イ. 県民ニーズと行政活動との関係

県民ニーズのおおのほは、日常生活の中から生れ出る切実なものであり、行政活動の出発点となるものである。また県民ニーズは、全政策領域において基礎となる目標であるということができる。

県内各地域における多様な住民の要求にこたえ、住民とともに実現するためには、これまでの産業発展と経済成長を未来へ延長するだけでは、満足がえられない。行政の能動的・創造的活動がきわめて重要なのである。

行政に要請されていることは県民ニーズの内容をできるだけ具体的に明らかにすることである。すなわち、県民みずから把握しえない要求内容を具体的に把握することである。県民の潜在的な要求は漠然とした心理的高揚や未充足感のかたちで存在しているからである。

ニーズを具体的に把握するためには、審議会・公聴会の活用など行政が従来から行ってきた方法に加えて、県民が具体的に何を望んでいるか、また何に不満を感じているかについて意識調査・SDモデルなど多様な方法を活用して調査研究することが、行政に要請されているといわねばならない。換言すれば、要求が顕在化してから行政の供給体制が確立するまでの準備活動を、行政が積み上げていく決定をするためには、新しく顕在化した要求の持続性と増大傾向に対する確信のもてる調査研究が必要である。その理由とするところは、要求が顕示されてから行政対応が効果をあらわす間には、時間の遅れが存在する。そして時間の遅れが大きければニーズ急増によって行政とのギャップが大きくなり、不満の原因となる諸現

象が発生すると考えられることである。

問題となるのは、住民が実際に望むものと、行政によって供給されるものとのあいだのギャップ感をどのような方法で解消するかということである。そのような行政の対応に関する留意点をかけよう。

第1は、少数者の関心あるいは要求に留意することである。政治・行政領域では諸要求にこたえるため総花主義という弊害が指摘されているが、少数者の要求に注意を払うと同時にその要求充足の適切な方法を開発することが重要である。

第2は、政治の場で表明される要求と、行政の供給するものの内容とのあいだに生じる一般的なギャップに注目することである。このギャップの生じる原因は、一方では住民の要求そのものが漠然としていることであり、他方政治・行政側が全ての要求に少しずつ対応する総花主義を採用するため全ての住民が不満に感じていることである。

ウ． 現状認識と課題を共有することについて

県民のニーズのなかには、県民相互に、あるいは地域相互に利害が対立し、矛盾するものが少なくない。また、高度成長から低成長への移行という経済環境の変化を認識して、限られた財源の枠のなかで、県があらゆる努力を傾注するとしても、県民ニーズに対応するには限界がある。

県は、県民とともに神奈川の現状認識を深め、課題を共有することが重要である。ともかくも、現状認識と課題に関する情報提供は不可欠といえよう。それなくしては、全体的な認識をもった主体的な住民参加はありえないであろう。

現状認識のためのものとして神奈川県政世論調査と神奈川SDモデルのシュミレーション結果があり、課題認識のものとして新神奈川計画があるといえよう。

エ． 県の政策課題

県民と県にとって大きな課題は、これまでの経済成長優先の社会を支配してきた価値観とそれによって組み立てられてきた社会システムを根底から問い直し、人間尊重、福祉優先の価値観に基づいたシステムに転換していくことである。

まず、昭和40年代から昭和50年代にかけて神奈川県の総合計画からみた政策理念の変化、ならびに国の経済計画・開発計画からみた政策理念の変化を対比することとする。

次に、人々の生活構造の変化、生活意識の変化に対応して、県がいかなる政策課題を設定し、具体的にいかなる行政活動を展開しているのか、あるいは今後いかなる政策課題を選択していくべきか、という点について、具体的に考えていくことにしたい。

ここでのねらいは、政策課題をとりあげて研究報告することによって、活発な討論や対話を引き起し、その過程を通じて真に県民ニーズを明確にすることである。

(2) 県と国の計画からみた政策理念の変化

ア． 序 説

現代の地方自治体が、いかなる機能と活動を期待されているかを、具体的な領域（健康・

医療、社会福祉、生活環境)をとりあげて検討してみたい。そのためには、その前提として地方自治体の政策形成に影響を与え、あるいは地方自治体に一定の役割を期待する国の基本的政策理念の変化を、あらかじめ把握しておくことが必要である。

県行政は我が国経済社会の全体の動向なり展望を離れて、独立に展開することはありえないことから、国の経済政策なり経済計画にあらわれた政策理念の変化を追うことにする。同時に、これまで地方自治体は国の経済成長政策に協力し、地域開発政策に力を注ぎ、成長の成果の配分にあずかる行政活動を展開してきたので、地域開発政策についての国と神奈川県が開発計画にあらわれた政策理念の変化を追うことにする。

昭和40年代以降における県と国の計画からみた政策理念を概観するに当たり、便宜的に時期の区分を行うならば、次の三期に大別し得る。

昭和40年代前期（神奈川県第三次総合計画改訂まで、高度経済成長の時代）

昭和40年代後期（神奈川県新総合計画策定まで、経済的状況の転換期にあつて生活環境改善を模索した時代）

昭和50年代（新神奈川計画策定から現在まで、安定成長と人間居住の総合的環境の整備を模索する時代）

以下、この三期のそれぞれについて、政策理念の変化を追うことにする。

県と国の諸計画の概観する表を次に掲げる。

表3・57 県と国の諸計画の経緯

昭和年	県計画(神奈川県)	経済計画(国)	開発計画(国)
40	○40.10 第三次総合計画	○40.1 中期経済計画	○37.10 第一次全国総合開発計画(旧全総)
41			
42		○42.3 経済社会発展計画	
43			
44	○44.7 同改訂		○44.5 新全国総合開発計画(新全総)
45		○45.5 新経済社会発展計画	
46			
47			○47.10 同改訂
48	○48.11 神奈川県新総合計画	○48.2 経済社会基本計画	
49			
50			
51		○51.5 昭和50年代前期経済計画	○51.5 国土利用計画(全国計画)
52			○52.11 第二次全国総合開発計画(三全総)
53	○53.2 新神奈川計画		

イ. 昭和40年代前期

神奈川県は、昭和40年を初年度とする神奈川県第三次総合計画(三総)を、昭和40年に策定した。

次いで、昭和44年7月に第三次総合計画(改定版)を策定した。

第三次総合計画・同(改定版)では、「究極日標を「住みよい県土の実現」におく総合計画である。すなわち「きれいな水と空気にめぐまれて、犯罪や災害の不安もなく快適な生活環境のなかで、豊かなくらしを楽しみ、かおり高い文化を享受する。」ことのできる住みよい県土の実現をめざすことであり、また、「県内の各地域がそれぞれのところを得た発展をとげ、過密や、無秩序な都市化になやまされることなく、諸産業がそれぞれ調和のある方向で発展を続ける」ことも住みよい県土実現の一面であると考える。」としている。

また、この計画の性格については、「この計

画は、住みよい県土の実現をめざして昭和50年までに県が行なおうとする行政の方針と実現方法の集大成であり、行政計画を中心とし、経済計画ないし施設計画に偏することのないよう留意する。」としている。

第三次総合計画・同（改定版）の策定された昭和40年代前半の国の経済計画と開発計画の背景と政策理念をみてみよう。

昭和37年、国土総合開発法に基づいて策定された第一次全国総合開発計画（旧全総）は、昭和45年を目標とする国土開発の方向を明らかにすることをねらいとし、拠点開発の推進により所得水準の向上と人口および産業の効率的な地方分散をはかることを主眼としていた。

この時期（昭和30年代後期）、大都市の人口・産業の集中は著しく進行し、他方後進地域の開発はさほど進展がなく、「東海道メガロポリス構想」が提起された結果、東海道新幹線・東名高速道路の建設など東海道メガロポリスの交通体系が形成されはじめた。

昭和40年1月に、第一次佐藤内閣のもとで「中期経済計画」が策定されることになった。この計画は、国民所得倍増計画の残期間である5か年の中期計画とされているが、「我が国の経済・社会に内在していた後進性が経済成長に伴って露呈してきたとみられる各種の矛盾や不均衡がある。その中で最も注目すべきものは消費者物価の上昇傾向である。」との認識のもとに、低生産部門の近代化や労働力の有効利用を推進する必要性を強調した。

次いで、昭和42年3月、第二次佐藤内閣のもとで、「経済社会発展計画」が策定された。この計画の三大重点施策のトップには、「物価の安定」を掲げ、消費者物価の安定に経済政策の最重点がおかれた。この時期、所得向上に伴う消費需要の急増と消費構造の高度化のもとで、国民の間に物価への関心が次第に高まりをみせた。

経済社会発展計画では、「物価の安定」とならんで、「社会開発の推進」が重点課題としてとりあげられ、「都市化の進展や職場におけるオートメーションの普及につれて、ややもすれば人間疎外の傾向が強まると考えられるが、このような傾向のなかで、健全な家庭を中心とする地域社会を築き上げ、社会的連帯感の強い温かい社会を形成する必要性がますます高まっている。このような要請にこたえるために健康、教育、青少年、婦人問題、消費者保護などについて、施策の充実を図る」ことが強調された。社会開発の推進が重点課題となった背景には、昭和30年代の高度成長を通じて、国民の所得水準は急速に向上し、私的消費生活の水準も相当に向上したが、反面、都市部における住宅不足・通勤難・交通事故の多発・大気汚染や水質汚濁等々、各種の社会問題が深刻化してきたと同時に、この過程で経済成長の成果の分配にあずかることのできない老人・病人・心身障害者等の社会的弱者とハンディキャップを負わない一般の国民との格差が、顕著になったという状況があった。

昭和44年5月、昭和60年を目標年次とする20年間の長期計画として「新全国総合開発計画（新全総）」が策定されることとなった。神奈川県第三次総合計画（改定版）は、この計画との関係について、次のように記述している。「……しかしその後（昭和37年の全国総合開発計画策定後の意味）における人口および産業の大都市集中の傾向は依然として衰えをみせず、過密過疎問題が社会問題としてクローズアップされるなど、計画と現実とのかい離が生

じたため、政府は全国総合開発計画の改定を意図し、新ネットワークの建設、大規模プロジェクトの実施、環境保全のための計画等新たな構想のもとに、昭和44年5月「新全国総合開発計画」を決定した。この計画は昭和60年を目標年次とするものであるが、とくに本県に関連ある事業としては、都市空間の再編成、中枢管理機能等の分担、物的流通拠点の整備、その他都市生活環境等の整備開発がもりこまれており、県計画の上位計画として、本県のおかれている特殊な立場を十分とりいれたものであり、今回改定の第三次総合計画と基本方向においておおむね一致するものである。」

新全総の基本的目標は、自然の恒久的な保護保存、開発可能性の全国土への拡大と均衡化、地域特性に応じた国土利用の再編成と効率化および都市・農村を通ずる安全・快適で文化的な環境条件の整備・保全という4つの課題を調和させつつ、「高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造すること」におかれた。しかし全体として「開発可能性を日本列島全域に拡大する」という基本的姿勢に集約されるとおり、開発主義が極めて濃厚であり、このことが結果的に産業優先的な乱開発の動向をさらに促進させる効果をもったものと考えられる。当時の日本経済は好調に進展した状況で、各都道府県も新全総に即応する都道府県総合開発計画を策定し、その内容は全体として経済開発にウエイトをおく開発志向のものである。

昭和44年度経済白書が、「経済成長の苦悩」と題して社会的アンバランスの存在を指摘しているのは、経済計画において昭和40年代に入って経済開発志向から社会開発志向へと政策理念の軌道修正が行なわれたが、その後事態は計画どおり改善されないばかりか、いっそう悪化の兆候をみせる現実を認めたものであろう。

ウ. 昭和40年代後期

神奈川県は、昭和48年11月に神奈川県新総合計画を策定した。

この計画は、昭和60年を目標年次として、県行政施策の今後の基本方針を明確にするものであるとし、「第三次総合計画は本計画に自省のもとに融合させ、福祉優先の新たな観点にたって策定するものである。すなわち、この計画は、人口の適正規模と産業の適正配置の方向を明らかにし、自然の尊重と人間性の回復を基調とした「福祉優先の豊かな地域社会の実現」をめざすものである。」と述べて、計画の目標を示した。

神奈川県新総合計画の策定された昭和40年代後期の国の経済計画・経済政策と開発計画の背景と政策理念をみてみよう。

昭和45年に、「新経済社会発展計画」が策定された。この計画の考え方は、「今後ひきつづき予想される日本経済の高い成長と大きな変化は、社会的経済的にさまざまな影響を与えるものと考えられる。したがって、変化に対する適応能力を高めるとともに、おこりうる悪影響を未然に防止し、さらに経済社会の発展をそこなわないよう、物価の安定に努めつつ、充実した経済力にふさわしい国民生活実現のための社会的基盤を整備し、ともすれば見失われがちであった人間性を取り戻しつつ、真に豊かな社会の建設を本格的に目指す。」というものである。

この計画の重点政策は物価の安定、貿易・資本自由化などの積極的推進、産業の効率化、情報化の促進のほか、社会開発の推進が掲げられた。具体的には、住宅建設、生活環境の整備、土地の有効利用、地価安定、公害対策の強化等を重点的に図ることとされたのである。

昭和47年度予算編成方針には、不況克服と国民福祉の向上という二大政策目標が掲げられ、福祉優先の経済運営への第一歩を踏み出す積極予算が組まれたが、その背景としては昭和40年代後期には、地域開発が進行する中で、公害問題が一層深刻化した現実に対して、政府は、本格的に成長優先主義から生活優先主義へと政策転換せざるをえない状況にあったのである。

昭和47年には、「日本列島改造論」があらわれた。これは、列島改造を推進するため、高速ネットワークで日本列島をすべて東京から1日圏とする。そのため新幹線と高速自動車道を張りめぐらす、工場を都市から追い出し、地方へ誘導する、地方の生活環境整備、新25万都市の建設などで地方に人口をひきつける等の具体的手法を提示して、過密過疎問題を同時解決しようとする構想であったが、基本的には新全総の構想の延長線上に位置づけられるものであろう。

昭和48年2月には、田中内閣のもとで新経済社会発展計画が廃棄され、新たに「経済社会基本計画」が策定された。この計画では、「活力ある福祉社会」の実現に政策の基本目標がおかれ、豊かな環境の創造、ゆとりある安定した生活の確保、物価の安定および国際協調の推進の4つが重点目標として掲げられた。

この計画は、期間中の実質経済成長率を年平均9%と見込み、消費者物価上昇率を年平均4%台にとどめることを努力目標とするとともに、公共投資は総額90兆円台とし、都市公園・上下水道の整備、廃棄物処理・住宅・保健医療・社会福祉施設の充実など計画達成の具体的水準を掲げたが、昭和48年末のオイル・ショックにより経済基調が激変したことに伴い、昭和49年末には打ち切られた。

昭和49年には、国土総合開発法の改正および国土利用計画法の制定が行われた。この当時、福祉社会建設の必要性が強調されるようになり、開発計画に関しても、成長路線からの転換の要請を踏まえて、これらの法案の審議が進められたのである。これに伴い、政府に国土庁が新設され、国土開発利用部門を新しい視点から推進していくこととなった。これらの法案審議のあった時期は、昭和48年11月から昭和49年にかけてのオイル・ショックとインフレ高進とが重なったが、こうした一大経済環境変化に伴い、新全総のビジョン達成は困難となり、新しい構想のもとに我が国土の開発利用を進めていく方向が模索された。

工. 昭和50年代

神奈川県は、昭和53年2月に「新神奈川計画」を策定した。

新神奈川計画策定の必要については、「(神奈川県)新総合計画は計画策定直後において客観情勢の変化、特に石油危機を契機とする日本経済の急激な転換が生じ、加えて高度経済成長時代の社会のひずみが一挙に顕在化するとともに、県民の価値観やニーズも大きく変化してきているなかで、全面的な改定と見直しを迫られている。」とし、知事は「まえがき」

の中で、「こうした激動の時期に、県民生活が当面している諸問題を解決し、新しい時代への道を切り開いていくために、21世紀を展望する長期的視野に立って、県民生活と県行政の方向と目標を定める新しい総合計画が必要であると考え、私は知事就任直後に『新神奈川計画』の策定を提唱しました。」と述べている。

新神奈川計画の性格については、「新しい計画は、県民と県とが現状の認識と課題を共有し合い、神奈川のあり方全体についてともに考え、相互に応答するなかからその進むべき方向を見定め、協働していくための計画でなければならない。そして、行政の政策体系と県民ニーズへの意欲と行動とを結びつけ、県民と県との相互協働関係を築いていくことが何よりも重要である。こうした観点に立って、自治と連帯のための社会計画として「新神奈川計画」を策定しようとするものである。」とし、知事は「まえがき」の中で、「新神奈川計画は、これまでの計画を見直し、あるいは単に客観情勢の変化に対応するだけでなく、新しい発想に立って新しいタイプの計画をめざして、従来の行政計画の枠をこえた社会計画として性格づけました。」と述べている。

新神奈川計画と国の計画との関係については、「国の政策が具体的に実施されるのは、住民の生活が営まれる自治体の場であり、その意味において、自治体計画を前提にしてはじめて国の政策は実効性をもつことができる。自治体計画は、住民自治によって地域の特性を生かしつつ自立的に策定されるものであり、国の計画は、自治体の自主性を尊重し、自治体計画の実現を支援するとともに、国の責任に属する事項を明確にすることを指向すべきである。したがって、県は国に対して、この計画を実現するための支援を求めるとともに、県民生活に関連する国の諸計画については、住みよい地域づくりを進める観点から市町村の意向をも踏まえ、主体的・選択的に対処する。」と述べている。

昭和50年代の国の経済計画と開発計画の政策理念をみてみよう。

昭和51年5月に、「昭和50年代前期経済計画」を策定した。

この計画は、「戦後4半世紀にわたって、世界にも前例のない高度成長路線を進んできた我が国経済も、いまや大きな転換期を迎えている。これまでの高度成長を支えてきた諸要因は、内外環境条件の変化により、昭和40年代半ば頃から大きく変容している。これから迎えるべき、昭和50年代の前半は、従来の高度成長から、調和のとれた生活の充実を指向する新たな時代の幕明けとして考えていく必要がある。」との基本認識のもとに、我が国経済を円滑に安定成長路線に移行させることに最重点がおかれている。

この計画の目標は、物価の安定と完全雇用の確保、安定した生活の確保と住み良い環境の形成、世界経済発展への協調と貢献および経済的安全の確保と長期発展基盤の培養が掲げられている。第4番目の経済的安全の確保と長期発展基盤の培養の中で地域政策がとりあげられ、「地域住民が地域的連帯感と相互扶助の精神に基づいて真に豊かな近隣生活を営むことができるようにするためには、地域社会の自発的な意欲に基づいてコミュニティ施設の整備が推進され、また、コミュニティ活動を通じてその有効利用が図られなければならない。」と述べて、地域社会活動に対しても細かな視点がむけられている。

昭和52年11月に、「第三次全国総合開発計画（三全総）」が策定された。

この計画の基本的目標は、「限られた国土資源を前提として、地域特性を活かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和の上に立った安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備すること」とされているが、この基本的目標を達成していく開発方式として「定住構想」が打ち出されることとなった。すなわち、「大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密・過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成を図るという方式」が選択されることとなったのである。

この計画が成長優先・工業開発優先志向から生活優先・環境優先志向に転換して、国民一人ひとりの自由な活動をより創造的に発展させる基盤を国土のうえに築きあげていこうとしている点は、時代の要請をふまえた政策理念として評価されるものといえよう。

この計画には、主要計画課題として、自然環境・歴史的環境の保全、河川流域の総合的な管理、水資源の開発など、国土の管理を強める、住宅・生活環境の整備、食糧・エネルギー問題への対応など、国民の生活基盤を整備する、東京、大阪圏の巨大都市問題の解決を図る、これまで東京に偏っていた教育・文化・医療施策の再配置、工業の再配置、交通通信体系の整備など、国土の均衡ある基盤整備を進めること等が掲げられているが、いままでの新全総の主要計画課題に、国土開発の新骨格の建設、産業開発プロジェクトの実施および環境保全が掲げられていたことと対比すれば、明らかに人間生活重視の方向へ転換しているのである。

（3） 神奈川県政世論調査にみる県民の意識（本報告においては割愛する。）

ア. 県民意識の変化

表3・58 神奈川県政世論調査（項目別順位表）

（複数回答 - 除42年）

イ. 県民意識の現状

表3・59 領域別重要度順位

表3・60 領域別（重要度×充足度）項目別順位

（4） 神奈川の今後の政策課題を求めて

今後神奈川の主要な政策課題を占めると考えられる政策領域は、県政世論調査結果なども考慮しながら、県民の日常生活の基盤的なものとして、健康・医療、社会福祉および生活環境を選択して検討することにする。

各政策領域ごとに、神奈川県政世論調査（昭和52年調査）からみた県民の政策優先の認識度を引用し、次いで、具体的政策課題に言及することとしたい。

政策課題に関し、問題点を系統的に明らかにした文献もないことから、研究対象として取り上げるか議論のあるところである。しかしながら、新神奈川計画を参照することができたこと、

ならびに小滝敏之著地方公共団体の行政活動（現代地方自治全集第22巻）の中から数多く引用した結果、もっぱらこの問題に関する議論のきっかけをつくり出す程度の要約を得られたので、あえて掲げることにした。

(4)一 健康・医療領域の今後の政策課題

高度経済成長の過程において数々の生活破壊や健康阻害要因が顕在化してきたところであった。都市部においても、また農村部においても、そのあらわれた要因内容に若干の差はあっても、阻害要因が増大した点ではほぼ共通の事情にあった。しかしながら反面、生活水準の向上と国民の健康意識の高まり、さらには医学技術の進歩、医薬品の開発、公衆衛生の発展によって、県民の健康状態がいちじるしく改善され、県民のライフ・スパンが急速に伸長したのである。こうした過程で、県民の関心は、次第に疾病の治療等の問題から、疾病の予防や健康の増進の問題に重点を移しつつあると見てよいであろう。

ア．保健衛生対策

(ア) 疾病構造は大きく変化し、これまで主要死因であった結核・肺炎等の感染性疾患が大幅に減少する反面、成人病が主要死因を占めるようになった。したがって、これらに対する予防対策の充実が必要である。

(イ) 保健衛生対策の充実とともに、健康増進対策の重要性が認識されるに至り、地域の実情に応じた保健活動の展開と日常生活における健康管理の充実が必要であろう。

(ウ) 食品衛生については、営業施設の増加、食品の多様化、食品加工技術の高度化、食品流通の広域化等に対応して、食品の安全性を確保するためには、今後とも食品衛生監視員の増加、その資質の向上等を図るとともに、広域的な監視指導体制の強化を図っていく必要がある。

(エ) 地域における保健衛生活動の第一線行政機関としての保健所は、健康の保持増進、疾病の予防、環境衛生の改善等地域住民の健康にかかわる極めて多様な活動が展開されているが、住民の生活構造の変化に対応して、保健所における業務の内容や保健所のネットワークの編成、他機関との連携等新たな保健衛生サービスのシステムをいかに構成していくかが、今後大きな課題となってくるであろう。

イ．地域医療対策

従来の保健医療行政においては、人的基盤の整備（マンパワー対策）と物的基盤の整備（医療施設整備対策）とは別個の観点から進められ、相互の連携が欠けるうらみがあったといわれている。マンパワーと物的資源を有機的に連結させ、保健と医療のシステムティックな連携を実現しうる場が地域においてほかにないとすれば、今後その具体化を図る手段として、積極的に地域保健医療計画の策定を進めていく必要がある。救急医療対策、休日・夜間医療対策や老人・母子等の医療対策も、この地域保健医療計画の一環として組み込まれることによって、真に地域の特性に応じた対策が講じられうるものといえるであろう。圏域内のすべての人的・物的医療資源の適正配分を計画的に進めることによってはじめて、病院の乱立や偏在を防止し、あるいは病院における医療機器の重複投資等を

回避することが可能となるであろう。しかしながら、それを進めていくためには、ひとり地方自治体の努力によっては不可能であり、医師会その他の関係者の積極的な協力をえなければならぬと思われる。

(4)一 社会福祉領域の今後の政策課題

(本報告書においては割愛する。)

(4)一 生活環境領域の今後の政策課題

ア．都市地域における生活環境整備

街路整備。街路は、都市構造の骨格を形成し、道路交通の円滑な通行を確保するとともに、都市生活に必要な不可欠な公共施設（水道・ガス・電気・下水道・地下鉄等）を収容し、あわせて日照・通風・防災・避難のための公共空間を確保するなど多目的な効用をもつものである。したがって、交通安全対策や防災対策の一環としてもこれを組みこんで整備していくことが不可欠であり、積極的な整備を図っていく必要がある。

公園・緑地の整備。都市公園は、県民1人当りの面積（1.9m²）は、全国平均（3.4m²）を下回っており、公園・緑地事業の整備を推進していく必要がある。この場合、住民の選好が近隣型の公園（家の近くにあつて幼児や児童の遊べる公園、歩いて行ける範囲で運動などができる公園）に傾斜している状況にかんがみ、キメ細かな整備を図っていく必要がある。

下水道の整備。下水道は、住民生活の健康性の確保や快適な生活環境の確保という側面のほか、公共用水域の水質の保全を図るためにも、その建設促進が重要である。市街地における下水道の建設が急務となっているが、ナショナル・ミニマムの施設として、今後は農山漁村の集落や自然環境の保全を要する観光地等においても、その整備を推進していくべきものである。

市街地開発事業の促進。この事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業および新都市基盤整備事業などがある。これらの一体的整備を推進していくにあたっては、国と地方自治体の協力体制を確立して、その推進を図っていく必要がある。さらにまた、都市における建築・開発等のアクティビティの多くが、民間部門によって担われている現状にかんがみ、可能なかぎりそれら民間部門の投資エネルギーが計画的市街地整備に即応的に振り向けられるよう、地方自治体は誘導していく必要がある。

住宅の整備。第1は、公営住宅の建設および賃貸事業である。公営住宅の建設に当たっては、周辺地域の従前の機能を阻害しないよう、その保全・修復を図るほか、周辺地域との一体的なコミュニティの形成を図るため、幼児遊園・集会室・排水施設など地域関連施設の整備もあわせて行うことが必要であろう。また、県で公営住宅の建設を行う場合には、その入居に伴い必要となる地元市町村の公共施設の整備を市町村に代わって立替施行するなどの配慮を加える必要がある。さらに、公営住宅の賃貸に当たっては、真に住宅に困窮する世帯を優先的に入居させるよう、抽選方式にかえて点数制や

登録制の方式を採用していくよう考慮すべきであろう。あわせて、適正な負担を求めるための家賃改定にも積極的に取り組んでいく必要がある。

第2は、開発行為の指導と規制である。スプロールの防止や乱開発の防止を図るため、適切な土地利用計画のもとに機動的な規制を行っていくほか、団地造成などに対し所要のチェックを行い、地域の環境が破壊されないよう十分な措置を講じていくことが一層必要であろう。

第3は、住民の住欲求の高度化に対応した体制の整備である。豊かな生活を望む県民の住空間に対する欲求は、次第に高度化している。人々は、住宅についてもライフ・サイクルに応じて、その位置・広さ・居住環境など異なったものを求めている。他方、生活構造の変化に伴い、今後人々は住宅のほかに自然環境に恵まれたレジャー用セカンド・ハウスを取得することを望むようになるであろう。これらのダイナミックな住欲求に対しては、すでに、公営住宅の建設に当たり、あらかじめ勉強部屋あるいは老人の部屋などが増設できるような構造にしておき、居住者のライフ・ステージの進展に応じて増改築を実施している地方団体もある。観光開発の一環として、別荘分譲を手がけたり、第三セクターを通じてトレーラー・ハウス用パークの整備に着手する動きもみられるところである。今後さらに、住民の住欲求の高度化に対応した新規施策を積極的に展開していく必要が高まってくると思われるが、民間部門のエネルギーを有効に活用しつつこれに対応する体制を整えていく方策を考えていくことが重要である。

廃棄物処理対策。第1は、家庭ごみの処理である。ごみ処理は、市町村の責務とされ、市町村レベルで収集ならびに処理のサービスが実施されてきた。ごみの質の変化に伴い、近年、既存の焼却施設等による処理が困難となりつつあり、破碎施設や圧縮施策等の導入整備をはかるほか、分別収集処理体制を整備することが急務となっている。量の増加に対しては、ごみの収集量に応じて適正な料金を徴収する方式を確立することが望まれる。無料化が財政収入の減少を通じて公共サービス全体の水準を低下させる波及効果をおよぼすることとなるばかりでなく、受益者負担の無料化は、例えばごみ処理収集手数料の無料化がごみの排出量を増大させる付随効果をもたらすことから明らかなとおり、混雑現象をまねくことにも注意しなければならないであろう。ごみ処理施設整備については、第4次廃棄物処理施設整備5か年計画が実施されているが、いわゆる迷惑施設として地元住民との調整が難航し、その立地に手間どっているケースがある。なお、これと平行して、ごみを資源として再利用するリサイクリング・システムが開発されつつあるが、コスト・ペイする装置が早急に開発される必要が高まっている。

第2は、産業廃棄物の処理である。事業活動によって生ずる産業廃棄物は、公共部門がその責任を分担すべき性格のものではない。県レベルで、産業廃棄物処理の事業者責任体制を確立するため、その指導・監督を行っているが、原則として地方自治体の責務は、こうした規制・誘導の範囲内にとどまるべきものであろう。適正な産業廃棄物処理体制を確立するためには、排出処理状況の実態を的確に把握しておくことが必要であり、

そのための調査業務を行うかたわら、厳正な規制を行うよう配慮していくべきものと思われる（廃棄物処理法第11条参照）。

産業廃棄物は、年々増加している状況をふまえると、事業者プロパーの処理では、実際の対応が困難なことも事実であり、したがって地方自治体においてこれを補完処理する支援サービスを実施せざるをえない。とりわけ中小・零細企業に対して支援するため、地方自治体が補完処理する体制を整備する必要性が高いものと考えられる。

第3は、し尿の処理である。し尿処理は、基本的には公共下水道の整備によって対応すべきものであるが、下水道建設の未実施区域においては、し尿の収集・処理体制を公共部門において整備していく必要がある。し尿処理が市町村の責任において実施されていること、し尿処理施設整備が現在第4次廃棄物処理施設整備5か年計画にもとづき推進されていること、しかし迷惑施設としてその実際の着工に種々の困難が伴っていること等は、ごみ処理の場合と同様である。

防災体制の確立。都市地域は、市街地の過密化、木造住宅の密集および避難空間の減少化の状況にあり、特に高層ビルや地下街の出現、臨海部における石油コンビナートの立地などは災害発生時の対応を著しく困難にしている。都市防災の強化、産業災害の防止、消防力の充実および災害応急対策を確立することが重要であろう。また地震発生時の被害を最小限にするため、被害防止への県民の協力と災害応急対策を確立することが必要であろう。

急激な都市化による開発により、自然の遊水機能や保水機能を損い、台風、集中豪雨の際における都市河川の氾らん、がけ崩れなどの災害が発生している。河川、砂防施設等の整備が必要である。

基地公害の防止と跡地利用の促進。基地の存在は、県民生活にはかりしれない影響を与えており、特に、航空機騒音、電波障害、災害発生の危険性、都市施設整備に対する障害など、基地周辺住民に与える生活上の障害は大きい。基地公害を防止し、基地の返還と跡地の有効利用を推進することが重要である。

イ．農山漁村地域における生活環境整備

農山漁村地域の生活環境整備対策といっても、この地域においては、必ずしも都市地域における都市計画区域の設定=同区域にかかる都市計画の策定=同計画に基づく都市計画行政ないし面的整備の推進というような体系的な生活環境整備の方式が確立されているわけではない。農林水産業生産基盤の整備と混然一体となった生活環境整備が競合的に実施されている段階にとどまり、生活環境整備プロパーの対策が系統的に実施されているとはいえない状況にあることを、あらかじめ断っておかなければならない。

第1は、生活環境改善対策事業の実施である。アーバン・スタイルに変化した農村の生活様式に即応して、便利で快適な生活環境をいかに形成していくかを農村住民自身に考えてもらうため、初年度に「生活環境診断カルテづくり」を進め、それに基づいて2年度目に住民懇談会を組織して「生活環境整備計画書づくり」を行い、さらに3年度目に、同整備計画

に基づくこどもの遊び場・スポーツ広場・側溝・集落内美化施設（くずかご・ベンチなど）・集落内安全施設（危険防止さく・防火水槽など）・花壇・フラワーロード等を住民の共同作業で整備していこうとするものである。これは、地方自治のオリジナルな発想に基づくものであるが、昭和51年度から国の補助事業としてとりあげられるようになった。

第2は、農村総合整備モデル事業の実施である。これは、農業生産と農家生活とが密接に結びついている農村の特性にかんがみ、生産と生活の機能の純化と高度化を図りつつ、都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境を総合的・計画的に整備していくため、モデル的・拠点的に農業生産基盤の整備とあわせて農業集落における生活環境の条件整備を図ろうとするもので、昭和48年度から国庫補助事業として、市町村レベルで実施されている。すなわち、農業生産基盤整備事業、農村環境基盤整備事業、農村環境施設整備事業、特認事業のメニューのなかから、各市町村で適当と認められるものが選択的に実施されることになっている。

第3は、農村基盤総合整備パイロット事業の実施である。これは、農業振興地域において、近代的な農村を建設することを目途として、長期的視点に立った各種施設の適正配置を含む合理的な土地利用区分に基づき近代的農業を展開するのに必要な農業生産基盤およびこれと関連する農村環境の基盤を総合的・計画的に整備しようとするもので、昭和47年度から国庫補助事業として実施されているものである。昭和51年度から、より小規模な地域を対象とする農村基盤総合整備事業がとりあげられるようになった。

第4は、農村施設等総合整備事業の実施である。これは、農村住民がより健康で文化的な生活を営むことができるような生活圏域における相互啓発交流および環境の保全の向上のための地域施設等の整備を推進することにより、生産面のみならず生活面における便益・機能の充実向上をめざそうとするものであるが、具体的な事業内容においては、生産対策に傾斜している。

第5は、山村振興対策事業の実施である。山村は、最も急激に過疎化の進行した地域であるだけに、産業基盤の整備とあわせて生活環境基盤の整備を一体的に進める必要が特に大きい。こうした事情にかんがみ、山村のすぐれた自然環境、豊かな緑地空間の特性を生かした生産基盤の整備開発、経営の近代化、生活環境の整備等を行い、農林漁業を振興して経済力をもった魅力的な山村社会の建設を図ることを目的とした山村振興計画が山村振興法に基づき制定されている。したがって、振興山村の総合的生活環境整備対策として極めて重要な意味をもっている。

以上のほかに、農山漁村地域における生活環境整備対策として進められている個別の事業は数多くあるが、とりえず農林プロパーの事業として実施されている主要なもののみをかかげるとどめたい。右にかかげたものみでも、相互に極めて類似した内容を持っており、それらが同一市町村内で競合的に実施されていることに注意すべきであろう。それぞれ、周辺生活環境整備の方式として、メニュー的に選別しうるメリットもあるがどれ

をとってもそれほど変りばえしない(とやすい補助金を受けさえすれば、どの事業を実施しても大差がない結果となっている。)という非体系的な実態に分析検討を加え、個別補助金の制約を排除し、地域で自由に選択しうる総合的な農村環境整備の方式が提示されるべきである。

4 ニーズと行政需要 ーまとめにかえてー

今までみてきたように、ここ10年位の間にも様々なニーズが発生し、あるいは継続されてゆくものと考えられる。

ところで一番初めに断っておいたように、ここでニーズというのは、社会化された問題であって、それ自身が即行政需要であるとはいえない訳である。ましてや、行政が解決すべき問題としての行政ニーズということとはできない。むしろ、今日の複雑な社会構成(システム間の構成)や社会の仕組みを考え併せると、1つの社会化された問題は、実に様々な要因と関連し、形成され、表出されてきたものであるといわざるを得ない。その意味では、そもそも行政という限定されたシステムにおいて、ニーズに対応しようとするのは、原理的に不可解な場合があるといつてよい。

加えて、次に4章でみるであろうように、ニーズを行政需要として捉え、更に行政ニーズとして対応するかどうかは、政策原理とも相関する事であって、何らかの判断基準が入り込まざるを得ない。即ち、それは行政の枠組み、あるいは今後の福祉社会像、あるいは社会システム自体の在り方等によって相違するものであり、より具体的なこととしていえば、役割分担や優先順位といった基準によって異ってくるものである。

例えば、余暇や文化におけるニーズは、即行政需要とはいい難いし、労働や消費生活のようにむしろ企業の問題として捉えるべきニーズが多い場合、社会保障のように行政が対応すべきだとしても、主として国の事務に係るもの、あるいは健康のように自助努力が期待されるもの等、社会化された問題としてニーズが発生し、存在していても、即行政需要といえなかつたり、少くとも自治体のそれとはいえなかつたりすることが考えられる。

このような問題は、従って、ニーズと行政の対応という問題の考察を必要ならしめることになるのであり、次章でこの問題を扱うことにする。

第 4 章 県民ニーズと行政対応

1 行政と公共性判断

(1) 県民ニーズと行政対応の推移

ア. 行政需要概念の成立

行政に向けられた県民のニーズをとり扱うとき、しばしば使われるのは「行政需要」ということばである。一般的にこの用語の意味は、“行政に対して県民各層から施策化をめざして提出される要望”といった程度に漠然と考えられている。

しかしながら、このことばのもつ厳密な意味となると、きわめてあいまいになってしまう。それが県民各層の要望そのものなのか、あるいは、そうした要望のうち行政として実施することにしたものをさすのか不明である。また、顕在的に県民自体の行動となってあらわれてきたものなのか、行動となってあらわれてこない部分で社会的に充足が求められるようなものも含めるのかはっきりしない。さらに、特定の行政需要を計測し、他の需要と比較したりすることができるのかどうかも判然とせず、厳密な定義をすることがほとんど不可能といっ

てよいくらい多義性を含んで用いられている。

この行政需要という概念が定立されてくるのは、ほぼ高度成長初期のころである。西尾勝教授によれば、この用語は「わが国で生成した独自の新造語」であり、これを用いるに際しては多義性を含んだ「概念の定義と用法についての再構成を試み」「限定的に活用していく途を選びたい」としておられる。(注)

この経済用語のアナロジ - ともいうべき行政需要概念がわが国で生れてきた背景としては、次のようなものが考えられる。

第1は、高度成長時代に入って、行政として手をつけるべき新しい分野が無数に生れてきれることであり、第2は、高度成長ゆえに行政としても新しい施策をとり込む財政的条件が満たされるようになったということである。さらに第3としてあげられるのは、行政構造自体の中に、行政需要概念を比較的容易にとり込みやすい体質があったこと(この点については後述する)であろう。

(注) 西尾 勝「行政需要概念の再構成」社会変動と行政対応(日本行政学会編)所収

イ. 高度成長期の諸展開

(ア) 経済中心型の行政運営

高度経済成長期は、行政そのものが深く経済成長メカニズムの中に組み込まれ、経済システムの一環として機能するようになった時期である。経済運営において、国全体として

の効率性を求める視点から、中央集権的行政構造が設定され、経済成長という目標実現のため、省庁タテ割のルートを通じ、地方末端に至るまでの役割分担構造がしかれた。個別的には全く矛盾し、意味不明の施策であっても、経済成長促進という国家的視点からの目標に照らしてみると、きわめて整合的、目的志向的に機能したものが多い。

もともと、タテ割の制度は、それが統括されているところで設定された目標の実現にとってきわめて有効な制度である。金融、財政、税制をテコとして、国の地方事務所のみならず、県 - 市町村、企業 - 労働組合・消費者、職能団体等のさまざまなルートを通じて経済活動の促進、成長の実現へ向けて全国的規模のタテ割制度が機能した。

昭和31年の地方自治法改正に伴う都道府県局部の数の制限は、県レベルを同一パターンにタテ割化し、その後の経済成長の基本的枠組を用意したものといえよう。そして、こうしたパターンの県内版は、昭和43年総務室制度の設置、翌年の地方事務所の行政センターへの改編に伴うタテ割の徹底化というかたちをとって実施されたのである。

タテ割の制度と経済運営とは、こうした点で相互補完的関係に立ち、経済成長の進行とともにタテ割も強化されるという事態を生み出した。

(イ) 自治体の役割の増大

高度成長期において、自治体は主として2つの役割を担った。その1つは、先に述べたように経済運営における末端機能としての役割であり、典型的には開発行政といわれる分野によくあらわれている。他の1つは、地域に発するさまざまな新しいニーズに対する吸収機能を果たしたということである。

これら2つについては、経時的な役割転換としてとらえて、国家的事業の末端として機能する間に、次第に住民のさまざまな新しいニーズに直面するようになり、それらへの対応を深めるようになっていったと考えることもできよう。開発優先から福祉優先への転換にまさに代表されていることがらである。

こうした推移の中で、ニーズ増大に伴い行政として量的対応を困難にした分野もあるが、全体として行政領域は著しく拡大し、本来行政の行うべき領域と、そうでないものとの境界が判然としない面が多くなってきた。

地域に発する新しいニーズとしては、さらに 経済成長に伴う社会システムの変動過程で、後追いついて対応を迫られた面と、 県民生活に関わる分野を中心として、行政が積極的にニーズを発掘していった面との両面がみられる。行政需要という考え方は、こうした2重の対応過程を通して、ニーズの発生を日々眼前に見ている自治体の役割を大きく認識させるようになった。

このように、自治体へ向けられるさまざまのニーズに対して、実現主体としての自治体の側からの対応として提出されたのが、市民福祉の理論としてのシビルミニマム論であった。拡大するニーズに対して一定の方向づけを行ったという点において、これは体系的な公共性判断の1つのフレームを示したものであり、高度成長過程で生まれるべくして生れた理念といえよう。

こうした事例にもみられるように、発生源の二 - ズに直面する自治体は、高度成長期を通じて多様な二 - ズ対応の先行機能を果たしてきたといえる。

ウ．現在の行政の対応

石油ショックに端を発する低成長経済への移行に伴って、二 - ズに対する行政対応のあり方をめぐって、国、自治体、民間等で、さまざまな視角からの主張や理論展開がなされるようになってきている。そしてそうした論議の帰すうはまだ定まっていなとみてよいであろう。

第1にでてきている論点は、行政効率化論である。この論点は、現時点の課題であるに止まらず、いつの時点どこの政府の運営についてもついてまわる永遠の課題である。行政不経済論、民間活用論等をはじめとして、スクラップ・アンド・ビルドの論議もこの範疇において多く議論がなされてきたといえるであろう。低成長時代を迎えてバラマキ福祉を見直すべきだとする主張の一部にもこうした観点から出されたものがある。

効率化を主張する場合の問題は、ややもすると、行政は小さければよい、負担が小さければよいという論点に収れんしてゆき、達成すべき効果との対比における効率という論点を見失いがちなことである。福祉の見直しも、当然のことながらたんなる効率化論の枠組で論じうるものではなく、受けとめる社会、あるいは人々のあり方の問題として提起されたものが、一部誤って認識されたと考えるべきであろう。

第2は、効率化論で欠落している部分を補い、行政の守備範囲を積極的に規定しようという、公共性に関わる論議である。行政と民間の役割分担、あるいは優先順位論、ゼロベ - ス予算論等はこの中に含まれよう。この論議は、高度成長期の行政が行政需要論にもとづき次々と分野をひろげてゆき、結果的に行政の領域の不明な状況をつくり出したことに対する反省の意味も含めた、行政の歯止め論としての色彩をもっている。

この論点は低成長へ移行した現在においては、無原則な行政領域の縮減に対する歯止めとして機能せしめようという一面のあることを忘れてはならないであろう。ただ、この論点における最大の問題点は、役割分担を誰がどのようにして決めるのか、公共性のありなしを判断するのは誰かという問題をわきにおくかたちですすめられている感が強く、百家争鳴するだけで結論となるべき、何が公共性かという点についての合意は依然としてとりつけられず、あとに残されてしまうといったパラドキシカルな面があることである。

第3の論点は、行財政システム転換論である。このなかには、分権論、行政の自己革新論等のほか、自治体における財政自主権の確立の主張等が含まれよう。

ここにおける主張は、主として行政体間、あるいは行政体内部における問題のとらえなおしを試みているものと考えることができよう。

国を政策形成中枢とし、地方末端に至る経済成長志向型のタテ割のシステムを何ら変えることなくしては、福祉優先型の構造を定着させることはまず不可能と言ってよく、また、地域に発する二 - ズを受け止めて施策化してゆくシステムを確立することは、きわめて困難といわなくてはならない。

その意味において、自治体内部の自己革新を不断にすすめて分権化を求める行財政システム転換は、今後ともおしすすめられるべき重要な方向性といってよいであろう。

ただ、今後の県民ニーズに対する行政の対応のあり方についての論点としては、行財政システムの転換論はその一部を構成するがこれをもってして事足りるとするわけにはゆかないであろう。

ここでは高度成長の所産としての行政需要概念の限界を分析することを通して、公共性問題、ことに公共性判断に際しての判断主体の問題に着目し、ニ - ズに対応した行政運営のあり方について、やや従来と異った視点からの問題提起を行ってみたい。

(2) 公共性判断論の展開

ア. 行政需要概念の限界

行政需要概念は、それ自体の中にいくつかの問題点をもっている。

第1は、需要があればその大小に応じて行政は対応しなければならないという認識を一般的に生み出しやすいということである。需要ということばの魔術により、需要があれば行政は対応を迫られ、一方的に受身においこまれてしまうというようなあいまいさを、この用語は含んでいるのである。現在の日本社会で、圧力団体型民主主義、あるいは受益者型民主主義ともいわれるような事態がうみ出されたことと、行政需要論の展開とは無縁ではないであろう。

第2は、行政需要論は公共性論議をわきにおくかたちで発展し、結果的に役割分担の不明確さを助長したことである。この点で、公共性論議と行政需要概念とは相容れない要素が大きいのである。公共論議 公共性判断問題は、行政需要概念の土俵の中では市民権を得ることのできない議論ともいえよう。

第3は、行政需要の施策化へ向けた認定主体に関する議論を困難にし、いわゆる政策形成過程を軽視する結果を生み出しているということである。タテマエとホンネの分離を追認し、公共性判断の主体は実質的に行政が担い、需要即実施事業へと短絡化し、政策形成過程を行政の中のブラックボックスとして措定するというのが実態である。このことが、行政の肥大化を促進し、その権限を強め、いわゆる行政国家というイメージをも生み出すに至ったのである。

第4は、行政需要論の主役としての自治体は、その需要に合わせて供給を自主的にバランスさせる機能をもっておらず、供給が潤沢であった高度成長期には応じえた需要も、低成長にうつるとともに対応不可能な状態に陥っている。こうした意味では、低成長時代におけるニ - ズのあり方にも有効に対応することのできない行政需要論はすでに破綻しているといっているのではないだろうか。

従来のニ - ズ論議が、たんに需要の開発を推進するに止まり、真のニ - ズは何かという点についてあいまいにしてきたのは、まさにニ - ズから実施の過程における公共性判断問題を俎上にのせず、ニ - ズ即実現目標であるかの如き行政需要論でその間隙をうめようとしてきたからである。

もし、二 - ズに対する行政対応の中心課題が公共性判断問題であると位置づけを行うならば、問題の所在は大きく転換をとげてゆくことになるのである。

イ. 公共性判断論

現時点での公共性判断の意味は、さまざまな判断材料、代替案のある中から、課題の解決をめざして行政がとるべき対応について選択を行い、集約を行うこと、といった程度に考えておいてよいであろう。

このように考えたとき、公共性判断問題の中心課題は、第1に公共性判断主体の位置づけとなる。誰が公共性判断を行うかという問題を抜きにした、公共性論議は本質的に無意味である。そしてこの点については、市民がその主体であるという立場がおおかたの了解を得ていることはたしかである。

現実にはしかし、この議論には実質が伴わない危険性が大きい。この実質性の回復の問題として、ここでは具体的課題に即し、「参加」問題を俎上にのせてゆくことの中に公共性判断主体の問題のタテマエとホンネの一致を見出してゆきたいと考える。

第2の課題は、公共性判断過程における行政の役割の内容についてである。

もし、市民生活に関わる分野において、さまざまな判断資料、代替案の中から実質的に選択し、集約する権利を市民自身もつようなシステムをつくってゆくとするならば、そこの行政の役割は必然的に転換してゆくことになる。

それは、たとえば 判断資料、あるいは代替案を用意することである。市民への情報提供についても公共性判断問題とかかわってはじめて、その重要性がうなづけるのである。また

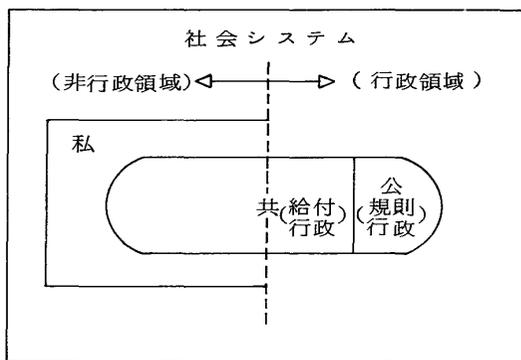
従来とはむしろ逆にさまざまな課題についての処理技術をブラックボックスからとり出す役割をになうことである。技術的問題に関わる判断問題も、可能な限りブラックボックスからとり出し、わかりやすいかたちで提示する役割はきわめて重要なものであろう。さらに決定後の運営を効率的に行うこと、 評価材料の作成呈示を行うことなどが行政の役割となってゆくと考えられる。

第3の課題は、公共政策形成システムをいかにしてゆくかということである。

判断主体の転換をいかに主張しても、それ自体は1つのシステムとして運営されているものであり、システム全体を点検し、見直すことなくしては、何1つ変ええないであろう。

一方において、公共性判断の場の制約、他方において行政構造のタテ割によって市民の側の二 - ズを適確に受けられないケ - スが応々にしておこりやすい。公共

図4・1 基本型



政策形成システムの問題は、いうなれば、こうしたタテ割りによるニ・ズ対応の体制から、市民のニーズを基盤とした政策形成体制へという具合に、福祉の時代にふさわしいニ・ズ対応方式への転換を含んだ壮大な転換を意味している。行政需要論に変わる新しいニ・ズ論は、こうした中から生まれてくるといえよう。

ウ．公共性判断と参加のモデル

この新しい転換の姿は、どのように考えることができるであろうか。ここで、参加を組み込んだモデルにより、1つの概念像を描いてみたいと考える。

(ア) モデルのアウトライン

概念的にわかりやすくするため、図4・1によって考えたい。社会システムの総体を、主体の面から行政が処理する領域（行政領域）と、行政以外が関わる領域（非行政領域）とに区分する。これに対して、対象領域から考えてみるならば、公・共・私の3領域に分けて考えることができるであろう。（ここでは、行政領域内部の問題、あるいは非行政領域の内部の企業、家計等の具体的な形態については捨象して考えている。）

対象領域としての「公」領域は、規制的な行政領域が中心になると考えられる。これに対して、「私」領域は、企業、家計等の活動で公的な分野と関わりをもたない領域である。これに対して「共」領域は、課題としては公共的でありながら、実施主体としては必ずしも行政でなくてもよいもの、あるいは逆に行政がやるのが全体効率としては好ましという理由だけで公共性が冠せられているような、境界的課題領域である。

社会システムの推移としては、かつては公領域を除く全ての領域は、非行政領域として設定されていた。図4・2における夜警国家型の形態がそれである。そこにおいては、公領域は比較的明瞭に区分され、またそれ以上の共領域は行政が介入すべきことではないとされた。これに対して、現在は共領域が行政領域に徐々に進出をし始め、究極的には図4・3におけるように、全てが行政領域に含まれてしまう福祉国家型のモデルが想定される。

共領域が全て行政領域に組み込まれるというモデルは、必ずしも現実性をもちえず、人の活動の水準と、負担との関わりにおいて適正なる位置の線は引かれるであろう。

図4・2 夜警国家型

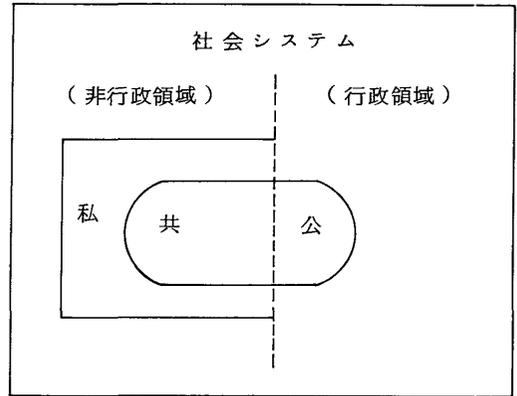
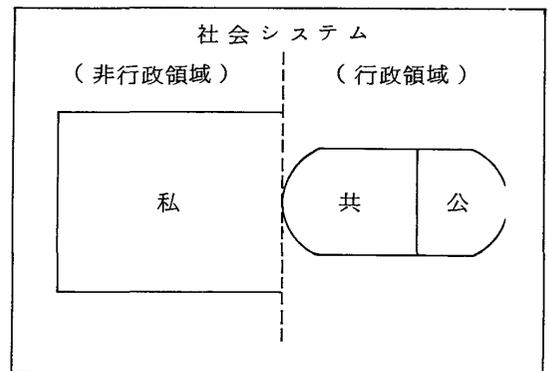


図4・3 福祉国家型



問題はここで、共領域の設定のあり方とそれに対する行政の関わり方であり、ここにこそ公共性判断問題の中心領域があるといえる。

図4・1に戻って、左端の部分が全き個人の裁量領域、右へゆくに従って、社会的、公共的ウエイトが増してゆくという想定をおくならば、行政、非行政領域の接線の近傍においては、公共性判断に新たな考え方を入れずしては、きわめて確定困難と考えなくてはなら

ない。ここに、参加を組み入れた決定方式の重要性が浮びあがってくる。まさに共領域の課題について、これを行政による実施とすべきか否かの判断の過程にこそ、参加は重視されなくてはならない。

この参加を組み込んで考えることにより、行政・非行政間の新しい分担関係の形成に寄与するのみならず、負担のあり方も含めたかたちでの判断問題の設定が可能となる。

現実の世界で、この参加という課題は、さまざまなパリエーションをもっていることはまちがいない。公共性判断のルールも一元的なものとして捉えるのは妥当でない。

ここでの基本的課題は、要求過程への参加論のレベルから、公共性判断過程への参加というかたちで、既存の行政需要論からの脱皮が存在するであろうということである。新しい総合原理として、公共性判断の形成へ向けて、参加が位置づけられるのである。

(イ) 現行の公共性判断図式

現在の社会システムにおける共領域の分担方式は、いふならば、行政領域先決方式となっている。そしてその決定の論理は、行政資源の限界量によって設定されるとする。即ち、行政資源 人、金、物 はこれだけしかないから、行政の分担領域はここまでであり、その他は公共的であっても非行政領域でやってもらうほかはない、という論理展開をとる。ここでは、いかに公共性論議を精密に行っても、行政の分担領域がそれで決るわけではないから、公共性論議も徒労に帰するほかはない。

この方式の特徴は、行政領域決定に際しては、行政職員の決定力が大きいという点である。このことを法律論的表現としてあらわすと、『給付行政の領域は政府に自由裁量権がある』とい

図4・4 行政先決型

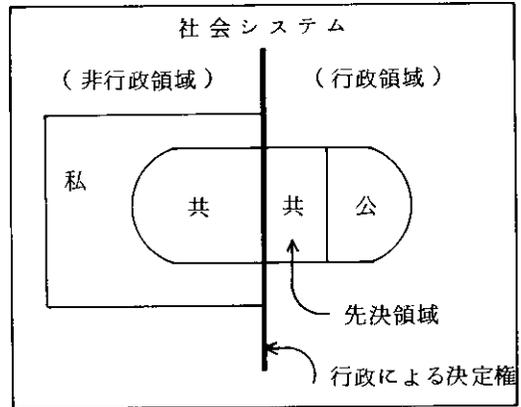


図4・5 参加型

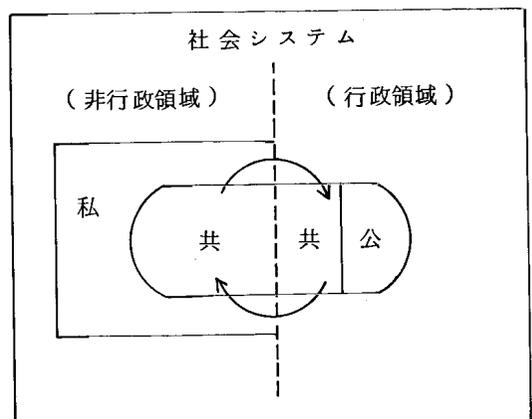
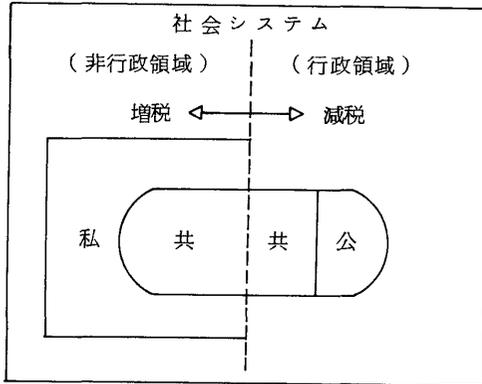


図4・6 行財政枠組の変更



極的な公共性判断の妥当性は留保せられたまま、行政へ向けてさまざまな要求が提出されることになる。

こうしたパターンは、国による制度の中で固定化させられている。財政自主権のない状況で、財政資源（供給面）は公共性判断にもとずき変化させる可能性は小さい。また、人的資源についても同様であり、ことに終身雇用制度の存在は、社会システムとしても共領域の配分を公共性判断にもとづいて決定する前提条件を奪い去っている。

(ウ) 共領域と参加

(イ) で述べた公共性判断の決定図式に対して、参加の問題を組み込むことにより、社会システム全体の中での資源配分の困難さを軽減することが可能となる。

行政領域については行政が専断的に公共性判断を行う場合、社会システム全体としては資源浪費を生み出す危険性がある。

こうしたとき、図4・5のように参加を組み込むことによって、共領域内部で行政・非行政領域間の役割分担を資源の効率的利用を促進するかたちで設定できるようになり、ここにおいてはじめて公共性判断の妥当性を確保するための前提条件が満たされることになる。行政が行っているものの非行政領域への移管、あるいはその逆が参加を通して共同決定され、実現されてゆく。現代社会はことに境界不明の共領域と認識されるものが増えており、これに対しては実践的な分担方式を確立することの方がはるかに重要であるといえよう。

(エ) 行財政システムの枠組について

本年6月6日、アメリカ、カルフォルニア州において、固定資産税の上限を評価価格の1%とするという「提案13号」が住民投票にかけられ、結果として圧倒的多数で可決され、7月1日より実施に移されることとなった。増税というケースでも同様であるが、このことは行政・非行政領域に引かれている線の位置を変えるという役割を果たしている。

役割分担の変更はこうしたかたちでも達成可能である。

行政の拡大、あるいは増税という課題が住民の納得を得にくいのは当然である。行政領

うことになるであろう。

そして、ここから行政のパタ・ナリスティックな対応として、行政資源量を所与とした範囲において、可能な限り施策展開をはかろうとする行動パターンが生じてくる。これが即ち行政の無限対応型姿勢であり、逆に資源量が枯渇すれば無限削減型姿勢へといつでも逆転するのである。

高度成長期から低成長期に移行してもこの点に関して構造的には、全く変化は生じていないと言ってよい。この構造図式からは、要求は出した方がよく、不満は誇張するほど取り分は大きい。究

域において、課税に見合うサ - ビス還元が明らかでない中で、負担強化論は行政の御都合主義ととられかねない一面をもっている。我が国は、ことに税 サ - ビス間の連関が明確でなく、無限拡大型行政対応の図式の中では、負担増は行政の御都合主義の増長 - 専断性を前提とした給付行政の拡大 - を意味するにすぎないことが懸念される。

戦後において、GNPの何%以内に押えたい云々といった論議がしばしばなされ、それが人々の支持を得て変更しにくいのも、行政需要対応型構造の中における歯止めとしての役割を果たしているからであり、まさに、国民的英知の表現と言ってよい。

負担面を考慮せず要求を無限拡大しようとする住民に対して、住民エゴと規定する考え方が強い。このことの一面における妥当性もあろうが、正当な公共性判断の基盤が設定されていない中では、この議論は空廻りするほかはないであろう。要求無限拡大型の構造のある中で、拡大要求は当然の権利と言ってよい。

現状で可能なのは、共部分に関する行政・非行政間の配分のあと、むしろ行政体間の負担と対応に関する役割分担の位置づけを明確ならしめることである。このこともまた、行政資源の有効配分に資するであろう。

現在は、実質的に自治体への要望は著しい高まりを見せており、またそのこと自体が、社会システムの中で行政資源の有効利用をすすめてゆくと考えられる面が大きい。即ち、中央集権型単一的意思決定装置の中での資源配分よりは、より小さな分権化された単位の無数の意思決定の集積の方が、二 - ズへの対応、資源の有効配分という点で効率性が高まりつつある。と同時に、そうした意思決定に際して、各単位内部においても、より計画性を高め、必要資源量と総資源量との調整をはかってゆくことが必要とされるのである。

(オ) 行政の自己革新の方向

以上のような公共性判断論と参加論の結合を行うなかで、行政のなすべき課題 - 自己革新の方向が明らかになってくる。

第1は、本来の公共性判断論議の回復と、場の設定である。そのためには具体的課題そのものの公共性判断の中味を問い直すこと、及び、専断的な判断メカニズムを転換し、非行政領域との共同的判断メカニズムをさまざまな方法をとって用意しなくてはならない。

第2は、行政運営における経営体としての意識の強化ということである。行政と民間との間の共同的判断メカニズムを用意したうえで、行政自体としては1つの経営体として効率的に運営されてゆく必要がある。

ここにおいてこそ、プロとしての行政の果たすべき責任領域が大きく横たわっている。好ましい未来を築きあげてゆくための戦略思考を醸成すると同時に、科学的手法を駆使した、行政環境の分析、県民二 - ズの底流をさぐり出し、さまざまな具体的政策形成を行うことが必要とされている。

効率的運営とは、たんに安くあげることのみをめざすのではない。先に述べたごとく、それは常に効果との相関でみられるべきことであり、めざされた目標を、確実にしかもできるだけ低コストで達成してこそ効率的なのである。

そうした効率性達成のためには、自治体は政策形成能力をさまざまな方途をつくして向上させることが不可欠である。景気の不安定性と、見通し難の時代にこそ、大胆な未来を設計し、現状打開をはかってゆく能力が期待されているとよい。

2 新規事業の動向分析

新規事業の立案に関する調査結果

行政の側におけるニ - ズ把握の努力、そしてニ - ズに対応する行政の実態を分析することにより、公共性判断問題の実態をみるため、本研究としてとくに新規事業の立案時点に焦点をあて、本県知事部局、企業庁、教育庁を対象に調査を行った。

(1) 定義・調査票及び調査項目

ア. 定義

調査の対象としての新規事業の範囲の確定がむずかしかったが、今回の調査については次のような範囲の設定を行った。

新規事業

① 予算見積書における事業名または細目のレベルに相当する事業で、以下のうちいずれかに該当するもの。

① 新たに立案され、予算計上された事業

② 既存事業の継続であるが、施策の理念、方針、背景等の変化に伴い、次のいずれかの変更がなされたもの。

事業内容の変更

一部新規に予算計上

名称変更

既存事業の統合・振替

③ 直接的に当該事業に係わるものとしての事業費の計上はないが、新たな事業として施策化されたもので次のいずれかに該当するもの

① 主として当該事業の施策化に関連して定員増のあったもの（定員増は課を単位としてとらえる）。

② 組織等の新たな設置（分掌事務の設定、職の設置、係の設置等）のあったもの。

③ 新たな制度化（事業実施に関して県または国で根拠法規＜要綱、要領を含む＞を設けること）のなされたもの。

ただし、以上に該当するもののうち、次のものは除きます。

① 単年度の記念行事に係る事業、学会・大会・ブロック会議に係る事業等

② 過去5ヶ年程度の間に行われていたことのある事業の復活

イ．調査票

調査票は2種類用意し、その1を本庁室課単位の実態調査を行うもの、その2を新規事業1件ごとの調査を行うものとした。

ウ．調査項目

調査票その1（室課別）の項目はおおむね次のとおりである。

新規事業数の増減傾向

増理由

減理由

新規事業の傾向 - 県単独事業、国の措置による事業の相対的動向（以下「国 - 県比」と略記）

ニーズ把握の方法

調査票その2（事業別）の項目はおおむね次のとおりである。

事業名

事業の継続区分

予算上の形態の区分

事業発足年次

予算額

人員増の実態

事業実施に伴う組織形態

根拠法規

事業の目的

施策化の契機

立案に要した期間

成案までの促進要因

成案までの問題点

関連室課・調整方法・調整主体

関連事業名

施策化に際して用いた関連資料

（2）調査の仮説

調査の実施に際して設定した仮説は次のようなものであった。

昭和50年代に入って後は、財政危機に伴って新規事業の可能枠は狭まったといわれているが、長期的位置づけの中でとらえるならば、行財政の質的転換の要請、住民要求の増大・多様化をうけて、新規事業は増加傾向を示しているであろう。

増加の内容としては、要求の多様化を反映して、国の措置に伴う諸事業に比べ、県単独事業のウエイトが増大しているであろう。

のあらわれとして、施策化の契機は、国や法的規定にもとづく事業より、県民、市町村、諸団体等の地域からの問題への対応が増大しているであろう。

また組織内としてみると、県単独事業の増大に伴い、ボトムアップ型の契機よりはトップダウン型の契機が増大しているであろう。

施策化に際しての組織内調整は、地域的課題の増大をうけて、広範な部局にまたがるものが増大していよう。また、自前の企画立案を行うとき、準備期間は長くなる傾向がみられよう。

(3) 回収結果

調査期間	昭和53年4月27日～昭和53年5月11日
対象室課数	117
回収数	
調査票その1	94 (80.3%)
調査票その2	449 (約150/年)

(4) 調査結果の概要

ア．新規事業の動向

新規事業の動向としては、94室課中46室課（48.9%）が増加傾向にあるとし、変わらないとした数37（39.4%）を上まわっている。減少傾向にあるとしたのは8室課で8.5%となっており、全般的な認識としては「増加傾向にある」といえよう。

増加しているとしたなかの理由をみると、「住民要求が多様化している」というのが最も多く42.2%を占めている。次いで、「国の新たな立法措置、予算措置等によるもの」が31.9%、「基本的な事業が整備され、新しい事業への対応が可能になった」23.4%、「住民要求が高まった」21.5%、「職員や組織の対応能力が高まった」12.8%となっている。

減少しているとする場合の理由の3分の2は財政難をあげている。

以上からみると、財政危機に突入した後においても、新規事業は増加傾向を示し、その意味では行政需要の無限拡大への対応パターンにのっていることがうかがわれる。

イ．国 県比の動向

県単独事業と、国の立法措置、予算措置にもとづくものの比重は、前者が増大傾向にあるとするものが全体の39.4%を占めているのに対し、後者が増大傾向にあるとするのは17.0%となっている。また全体の39.4%が、増加傾向に変化はないとしている。

さらに、新規事業の事業レベルでみてみると、県単独事業の特徴としては施策化の外的契機としては、各種団体の要請にもとづくものが著しく高く、内的契機としては、部長方針、知事方針によるもの、担当職員の提案が高くなっている。成案までの促進要因としても知事の支持が大きい。

一方、国庫補助事業の特徴としては、県民の要請、市町村の要請、法的規定の制改定等を

外的契機としており、内部的には長期計画の実現をめざすものが多い。促進要因としては、マスコミの報道、関連団体、市町村、財政企画部門の支持等が大きくとりあげられている。

以上のことがらを合わせて考えてみると、県単独事業のウエイトが除々に高まりつつあること、国庫関連事業の施策化の契機として県民の要請、市町村の要請等はあるものの、外的契機としては国の措置をみるものがきわめて多いこと、県単独事業の契機としては団体の要請が高いこと、県単独事業は、内的契機としても、促進要因としてもトップダウン型の動きが強くみられることなどが指摘されよう。

今後県単独事業の増加の圧力が二 - ズの多様化を受けて高まるとするならば、それに対応した政策形式メカニズムをはっきりとしたかたちで作りあげてゆく必要がある。

ウ . 調整の増大

施策化における庁内調整は283件63.0%が他室課との調整があると答えており、単一室課内でこなすものは意外に少い。庁内調整範囲では、同一部局内のものが29.6%、部局間における調整が33.4%となっている。タテ割の事務処理の弊害が言われているなかで、実際にはかなり、その弊害除去の努力が払われていると言えよう。

県単独事業の場合にはなかでも部局間調整の比率が高く、国の補助事業が部局内調整にとどまりやすいのと比べ対照的になっている。

県単独事業は、庁内調整問題が大きいほか、関連団体との調整、効果予測の困難性、二 - ズ把握の困難性等、施策化の過程における公共性判断基準の設定のむずかしさがみられる。

このことと関連して、立案に要した期間をみると、国の補助事業では1ヶ月未満及びN . A . (案が国でつくられるため、立案期間としての記入をしえないもの)がかなりあった。)が多かったのに対し、県単独事業については、長期的なものの比重が高まっている。自前の企画のむずかしさと同時に、そうした関門をのりこえなければ、自治体の真の強化はむずかしい。

県単独事業は、事業の継続性という点では国の補助事業に比べて劣っている。このことからみても、自治体の政策形成能力の強化には様々な工夫が必要なことを感じさせる。

エ . 事業形態別の動向

事業の形態を大きく行政内部を対象とした内部対象事業と、通常の事業形態というべき、外部対象事業に分類し、その各々について次のように区分を行った。

内部対象事業 (庁内対象の事業)

- ㊦ 情報整備・提供関係 (情報関係)
- ㊧ 行政の質の高度化をめざす事業 (計画化、基準化、調査研究等)
- ㊨ 研究的事業
- ㊩ 能力開発、研修

外部対象事業

- ㊰ 情報整備・広報
- ㊱ 指導・規制

- ㊦ 補助・振興
- ㊧ 基盤整備
- ㊨ 建設
- ㊩ 交流・運動
- ㊪ 養成・訓練

(この区分は449件の事業を分類したところ、おおむねこの分類に入ったというものであり、事業形態を一般的に体系化したものではない。)

51年度以降の時系列変化をみると、全般として内部対象事業は減少しつつあり、外部対象事業が増加傾向を見せている。

内部対象事業のうちでは、高度化志向の事業、能力開発・研修事業が増加傾向を示しており、他方外部対象事業では情報整備・広報、交流・運動関係事業が減少傾向にある反面、補助・振興、建設事業が増加傾向を見せている。

事業形態を、事業の継続性という点から捉えなおしてみると、一般的に単年度性の事業

は内部対象事業に多く、高度化志向事業、能力開発・研修などが該当している。外部対象事業のうちでは、単年度性が強いのは建設事業であり、継続度の高い事業としては、補助・振興、指導・規制、交流・運動事業に特徴的にあらわれている。内部対象事業としては、情報整備・提供、研究事業の継続度が高い。

事業の継続性、及び時系列変化のバランスシートから指摘できるのは、総体として、左欄・右欄のバランス傾向あるいは増傾向のある中で、補助・振興事業はいずれも増加傾向を示しており、比重の高まりがあるのではないかと

表4・1 バランスシート

(増)	すう勢変化 (減)	(継)	継続性 (単)
(内部)	(内部)	(内部)	(内部)
高度化志向		情報関連	高度化志向
能力開発		研究	能力開発
(外部)	(外部)	(外部)	(外部)
補助・振興	情報関係	補助・振興	建設
建設	交流・運動	指導・規制	
		交流・運動	

ことであり 外部対象の情報関連事業についてはすう勢変化として減があらわれており何らかのネックの存在を感じさせるものがあるという点である。

補助・振興関係事業の他の特徴をあげてゆくと次の諸点があげられる。

- ㊰ 関連部局のないものが多く、主管している室課限りで実施できるものが多い。
- ㊱ 立案期間が短い。
- ㊲ 団体・市町村等が施策化の外的契機となっているものが多い。
- ㊳ 人員増を伴うケースが少い。
- ㊴ 既存事業の再編成によるものが多い。
- ㊵ 国庫補助がある。

こうした特徴から考えられることは、第1に、低成長下で、しかもはっきりとした見通し

のたてにくい時期において、補助・振興関係事業は比較的導入しやすい要素をもっているためではないかということである。第2に考えられるのは、景気浮揚をめざし、国庫補助を引き出ししながら様々な助成策を試みているのではないかということである。

部局として、商工、民生、衛生、渉外、農政等のウエイトが高いことからみるなら、現実には上の2つの要素がからみあって相乗効果となつてあらわれたものと考えられよう。

次に、外部対象の情報関連事業の特徴は次の諸点である。

- ㊦ 人員増のあるケースが比較的多い。
- ㊧ 県民を対象としたものが多い。
- ㊨ 立案期間は短い。
- ㊩ 庁内調整が問題点としてでている。
- ㊪ 県単独事業が多い。

これから考えられるのは、県単独事業としてはかなり大がかりにとり組むもののため、注目を受けているときは可能であるが、息切れをしやすいということが想定される。県民を対象とした情報整備、提供のためには、相当本腰を入れなければむずかしいということになるであろう。

オ．部局別の動向

現実のニ - ズへの対応パターンは部局によって著しい質の相異がある。

各部局別の新規事業の増加理由について、外的要因の強さ（要求の高まりと多様化）と対応能力（基本的事業の整備により新しい対応が可能、職員や組織の対応能力の高まり、国の立法措置）の相対的關係としてみたとき、各部局がどのへんに位置するかをみたのが図4・7である。

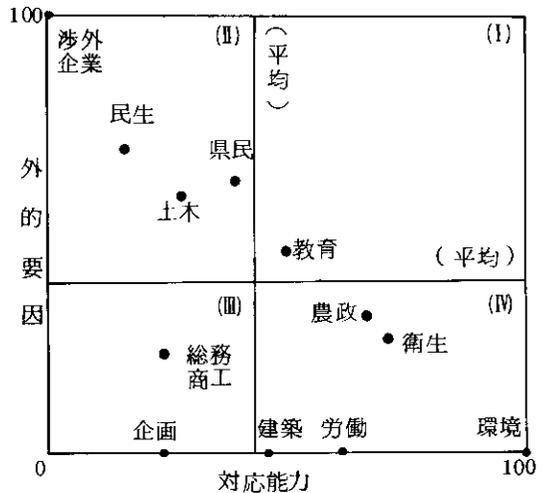
2つの平均値によって4つの象限に分けて考えると、象限（Ⅰ）は外的な関心度も高く行政側の対応としても強力に行われている分野、象限（Ⅱ）は、きわめて強い外的関心で事業推進がはかられている分野、象限（Ⅲ）は外的関心度があまり強くない分野、あるいは事業充実度といった面で難点のある分野、象限（Ⅳ）は、能力に対して外的関心がやや弱く、その意味では転換期を迎えている分野、あるいは、きわめて強力なパワーをもって行政推進のはかられている分野と考えることができよう。

次に施策化の契機を次のように分類して考えることとした。

外的契機

- ㊦ 地域に発する契機（県民、団体等）

図4・7対応能力と外的要因



① 国、法的な契機

内的契機

② 積み上げ型の契機

③ トップダウン型の契機

以上の分類により部局別に整理すると表4・2のようになる。

県民、民生、衛生、渉外、教育などの部局において、地域に発する契機が強くでているという点では、これらがいずれもいわゆるソフトな分野であることから考えるならば、注目すべき現象といえよう。また企画が、国、法的規定の制改定の契機によるものが多いという点でも、純化された企画の実態を示すものとして注目に値しよう。

また、内的契機としては、積み上げ型は土木、農政で著しく高く、県民、民生におけるパターンとはやや異っている。トップダウン型の事業としては、意思決定点として当然トップダウンとならざるをえないものとして提出され、トップダウンとなっている部局と、トップが積極的にとりあげようとしている部局、トップダウンが当然視されている部局などが混在しているとみられる。

トップダウン型の部局については、今後の新たな理念構築と展開へ向けて、さらに強力な支持が必要な分野といえようか。

(5) 仮説の検証

調査結果は、おおむね仮説を裏づけ、今後の自治体の役割の増大を反映したものとなっている。

新規事業は財政危機にもかかわらず、増加傾向をみるものが多くなっている。

新規事業の内容としては、県単独事業が増大しているとみるものが多い。事業数としても、県単独事業の比重は大きい。

県単独事業の増加傾向とともに、これら事業については地域に発する契機のものが多い。

また県単独事業においては、内的契機としてトップダウン型が増大している。

県単独事業を中心として部局間調整問題、立案期間の問題が大きく浮び上がってきている。

こうした諸点から、県単独の政策形成を行うときの課題が示されているといえよう。

仮説の諸点は各項ごとに満たされたが、予期しないところで注目すべき問題点として補助・振興型の事業の伸張という現象がみられた。これについては実態を解明し、今後の動きを分析することがさらに必要とされよう。

(6) 調査の限界

今回実施した調査については、いくつかの点で限界をもっている。

表4・2 外的契機・内的契機

部局名	外的契機		内的契機	
	地域に発する契機	国・法的な契機	積み上げ型の契機	トップダウン型契機
総務				
企画				
県民				
環境				
民生				
労働				
衛生				
農政				
商工				
土木				
建築				
渉外				
企業庁				
教育庁				

(注) は件数の少ないもの、あるいは数値が平均値近傍のもの記入のないものは、N.A.が多く平均値に至らないもの

第1は、新規事業の考え方についてである。調査の枠を設定するうえで対象の明確な定義は不可欠であるが、こうした調査の前例がないうえに、予算当局としても、本調査で使用可能な定義は必ずしもないということで、結果として独自の定義を行うこととなった。

調査の目的は、事業の量的な把握というよりは、新しい芽がどのようなかたちででているかという質的な面の把握に重点をおいたが、事業体系上の位置づけをするコード設定をしておく必要はあったであろう。

第2は、新規事業の定義が内容的にかなりむずかしい面もあり、各室課において、対象事業の抽出をするのにかなりの困難がみられ、提出数にバラツキが避けられなかったという点である。調査の対象とした年次の中に大きな機構改革があり、これも調査票の作成をむずかしくした面のあることは否めない。

第3は、調査票に若干の未整備な部分がみられ、調査結果として活用困難な部分がでてきたということである。

以上のような限界があったにもかかわらず、ニ・ズへの行政対応のパターンをみるための調査としてはかなり有効であったと言えよう。その意味で、こうした調査がさらに整備したかたちで、定期的に行われることの必要性を痛感するものである。

3 公共性判断の妥当性を確保するために

(1) 自治体の役割

行政がプロたりうるのは、公共性判断主体としてではなく、参加体制の整備、経営体意識の強化を通して、公共性判断前の代替案の整備、公共性判断後の実践的活動の場での組織の機能を高めることにあることは先に述べてきた。

参加の問題に対応する行政のあり方を考えるとき、行政内部を分けて考える必要がでてこよう。国の場合の参加のシステムと言っても、それはあまり現実性をもちえない面が多い。他方自治体にあっては、市町村レベルにおける参加の試みから、県レベルへと拡がりを増しており、いまや行政需要への先行機能を果たした自治体のイメージから参加の先行機能へと重点を移すに至った観がある。

ただ、現行においては、参加は表層的な形態だけが先行しており、それと同時併行的にすすめられなければならない自治体側の質的転換については意外なほど遅れていると言ってよい。新規事業調査の結果をふまえて、実際に公共性判断の妥当性を確保するために、どのような転換がはかられるべきかを次に考えてゆきたい。

ア．タテ割型思考の脱却

こうした方向で考えるべきことの第1は、タテ割型思考の脱却である。自治体におけるタテ割は、発生源のニーズをとらえ、それを自治体政策の中へ昇華せしめてゆくための構造としてはもっとも不適当なものである。タテ割の構造は問題処理型組織であり問題発掘型組織で

はない。国からのタテ割の事業を執行する末端としては妥当でも、市民の中の具体的ニ - ズの受けとめには不適なシステムなのである。問題受けとめのための広聴の組織については、高度成長期に整備されたものの、個人としての要望が中心であることから基本的政策形成へとは結びつきにくく、たんに聞くための組織として機能して問題解決装置とはならなかった。その意味で現在は、この組織形態は見直し時期に来ているのではないであろうか。

高度成長期における自治体の施策形成が、タテ割組織を上昇するかたちで生まれ、その結果として総花主義の逆をゆくバラマキ型となる傾向を生みやすかったことに留意する必要がある。

現実には、処理系としてのタテ割を全くなくしてしまうことは不可能であろうし、そうすべきでもない。さまざまなルートを通じて提出される課題を受けとめられる組織を、ト - タルな視点から用意することが必要とされているのである。問題処理型組織を多面的な問題受容型に機能させるのは、きわめて困難といわなくてはならない。

イ . 政策形成態勢の充実

そのことと関連して、第2に、自治体の政策形成態勢の強化があげられよう。

自治体は今まで、政策形成は国にあずけ、自らは執行者として位置づけ、ひたすら効率的な事業執行に熱を入れてきた。そしてそのこと自体は、我が国が一丸となって経済成長に邁進していたときにはそれなりに有効であったといえよう。しかし、現在は自前のプランニング体制をもたなければ、多様化し、増大する住民要求に真にこたえうる政策形成はできなくなっている。

ところが現在の自治体の政策形成態勢は依然弱体なままに止まり、いふなれば、問題処理型のタテ割組織をつかって、問題発掘型の企画を行うという矛盾したかたちをとっているのが実態である。

これからの企画において必要なのは、真に創造的なものをつくり出すという自負をもった活動であり、また個別アイデアの羅列ではなく、体系だった中での最先端事業案の作成と実施体制の組織化を行うことである。また1つの室課レベルで達成可能な事業を優先するという倒錯した思考を脱却して、市民の側からのト - タルな要望を受けとめ、戦略的な案の形成を行って、タテ割セクションへ投げかえすといった、横断化の契機をさまざまなかたちで導入すべきであろう。

本県において、昭和52年5月の機構改革に際して、企画部門の純化がはかられることになった。このことにより、従来雑居型企画部門として持っていた懐妊装置の役割はなくなったといつてよいが、この代替機能をこれからの企画部門は何らかのかたちで果たしつづけなくてはならないと考える。

機能する横断化の方策として、現在プロジェクトチ - ムの利用が盛んであるが、これからのプロジェクトチ - ムは研究的なものを除いて、たんにレポート作成装置としてのみ位置づけるのではなく、実施過程までふみこんでゆくようなものとして設置してゆく必要がでてくるであろう。そうなのはじめて、新しい懐妊装置の役割を果たすことになるからである。

たんなるレポ - トに止まるものは、研究として位置づけてゆくべきであろう。

行政の有限な資源としての人、金、施設等を最大限に活用して、自治体として戦略的な企画をさまざまなかたちで行える態勢ができ上がることが望まれるところである。

ウ．行政責任論の再構築

第3に行政の実質的な役割の転換により新しい行政責任論の構築が必要となってくるであろう。行政は公共性判断主体として機能することに伴う責任があるのではなく、市民が十分なかたちでこれを行うための支援ができることに責任がある。また、判断のなされた後は、これを効率的かつ誠実に実施してゆくことに責任がある。行政としては厳しい自己限定を課して責任を果たすことが必要とされよう。

(2) 公共性判断論の限界

第1に限界と考えられることは我が国においては、行政資源の供給面において、とくに制約が大きく、ともすれば需要にあわせた供給面を考える余地が少くなっているという点である。人的資源にかかる終身雇用制の問題、自治体における歳入面の自主権のない点などがそれである。

こうしたなかでは、入る方が硬直的なため出る方における分析のみが先行し、公共性判断論よりは行政需要論へとながれる傾向が強いとわなくてはならない。

費用 - 効果分析がなかなか実質的に進展しないのも、費用面の硬直性がネックになっているからであるとは言えないであろうか。

公共性判断論が真に機能しうる状況とは、従って、資源供給のあり方についても、可能性の枠をより一層拡大してゆく条件が整うことによってである。

第2に限界と考えられる点は、参加問題の困難さということである。とくに府県レベルの参加については、これを疑問視する論者もかなり多くなっている。ただ、この点についてはあまり硬直的に考えることは好ましいことではない。さまざまな具体的レベルにおける試行錯誤を通して、可能な方法を積み上げてゆくことが現在もっとも必要とされている。

総論的には参加を主張しつつ、各論となるとこれを全く受けつけないでいる行政の各領域が徐々に自己変革をとげてゆくことが不可欠であろう。

われわれが、行政マンから1人の市民へと立場を変えたとき、具体的なプランニング過程へ参画したいという願望をもって、公共的な場におけるそれらへのルートが全く閉ざされていることを目のあたりにみることになる。そこでは、市民は、行政によって動かされる客体であり、参加そのものにおいてすら、客体として扱われるに止まっている。この事態こそ具体的に変えてゆかなければならないものである。

4 実施すべき諸課題

(1) 長期的課題

以上述べてきた方向性を実現し、問題点を解消してゆくために、具体的に何にとりかかる必要があるであろうか。

新しい二 - ズ対応体制を考えるにあたって、長期的課題として考えられることは、人材の養成・活用のシステムづくりである。

参加型の時代に柔軟に対応でき、なおかつ経営体意識が持続的に高められてゆくようなかたちの人材の養成の体系、活用の体系づくりを行うことである。

政策形成態勢・二 - ズ把握体制にしても、それらが適確になされるためには、十分対応できる能力が育っていなくてはならないであろう。

この人材養成・活用という課題は、恒常的不断に行われるべきものであり、またいかなる事業に比較してみても、多くの時間を要するものであり、直ちに着手されるべきものであるといえよう。

(2) 中期的・短期的課題

ア．二 - ズ把握体制の整備

公共性判断に際してまず必要とされるのは二 - ズの実態の適確な把握である。こうした点で二 - ズ把握に関連していくつかの問題についての考慮が払われなくてはならない。

第1は、県民要望についての整理を、よりシステムのものにしてゆくということである。

現在の全体的な方針としては職員皆広聴であるとされているが、実態としては、個別県民の具体的な要望については、広聴担当課にタライマワシされる傾向が強く、とくに、問題が広汎にわたるものについて、そうした傾向が強い。他方、職員皆広聴の原則を実効あらしめるためには、現在の広聴担当課の調整システムは弱すぎ、原局サイドで県民側から受けた課題に関する情報の全体を広聴担当課が知りうるようになっていない。

こうした点に鑑みて、たとえば職員皆広聴を原則とし、原局で受けた要望内容と処理経過にかかわる情報については広聴担当課にただちに一元化するような方策が考えられるべきときにきているといえよう。団体要望についても同様のことが考えられるであろう。

第2は、今述べたことともやや関連して、庁内における情報流通システムを確立することである。現在の「情報提供システム」は、情報のもつ時間価値を無視しており、最大の欠陥となっている。手続はラフに情報は職員にという考え方をもっと明確にうち出さない限り、情報は死蔵され、職員の眼から遠ざけられてしまいながら、手続だけはいかめしいといった死んだシステムに化してしまうであろう。

このことは、巨大化した組織内部のみならず、人口増により著しい変容をとげた、地域社会に対する広報のあり方についてもいえることである。現代の社会において真に有効な情報提供を行うためには、従来の広報に対する考え方を大幅に転換させてゆく必要がある。

第3は、二 - ズ調査の確立と適切な実施ということである。

このためには、調査に対するエキスパートを逐次養成する必要があると同時に、調査のための十分な予算化の措置がとられる必要がある。重要な課題については、二 - ズ調査を必ず実施するくらいの視点が必要である。

第 4 は、二 - ズ調査に限らず、新たな課題に対し、先鋭なる問題意識にもとづく現状分析の実施である。新規事業調査でみると、企画部門は、他部門に比しても調査のウエイトが低い。常時調査を何本かかかえていて、必要とあればそこから新しい施策の芽をみつけ出してゆくような方向が望ましい。また、企画部門においては、各部局において実施されている諸調査の全体を把握する必要もあろう。

調査結果をはじめ、さまざまのデータについては、整備、利用のシステムの開発が必要である。

イ . タテ割型組織の改革

国のタテ割構造をそのままうけて事業実施を行おうとする組織形態は、経済成長が最大の目標とされた時代の統合システムである。現在点においてこの方式をさらに継続しようとするれば、様々の難問の頻発をまねくケースがふえ、事態の改善にとって妥当なものとは必ずしもいえなくなっている。人間生活を中心としたパタ - ンへの転換を推進するためには、既存事業部門を含めて、新しい統合の形態が発見されてゆく必要がある。この場合は、市民の側から発する二 - ズに柔軟に対応できるようなものとしての形態が望ましいであろう。

このための方向としては、第 1 に今後重大化してゆくと予想される大都市地域における都市問題の解決、その根幹ともいえる土地問題の解決をめざすト - タルな組織化を含めた、新しい二 - ズの方向を先取りした組織の再編成であり、第 2 に、市民に発する広範な問題領域間を調整し、戦略的意思決定へと結びつけてゆくことのできる有効な調整システムの開発である。

第5章「ニーズ」研究における住民意識調査の役割

1 「ニーズ」研究と住民意識調査

(1) 住民意識とは何か

住民意識についての体系的な理論構成にもとづいて行われた調査は未だ少ないようであるが、社会学的視点から「住民意識」について次のような整理が試みられている。

倉沢進氏（注1）は、広義には「住民に共通にみられる態度特徴一般をさす」とし、狭義には、「態度一般ではなく、地域社会、自治等に対する態度、いいかえれば住民という役割を準拠とした態度をいう」としている。ここでいう「住民としての役割」とは、「個人が居住地を中心とした地域社会の共同生活に関与する生活者として、共同生活の維持、向上のために期待されている行動」を意味している。

また、松原治郎氏（注2）は、住民意識について「地域社会において定住の生活を営む人々が、そこでの生活や生活環境にかかわって持つところの、感情や認識や評価などの意識・態度」と述べ、その基本的特徴として、個別性 日常性 地域性 社会性 脱イデオロギー性 実践性といった性格づけをしている。

このような「住民意識」という言葉で表現される社会意識は、自治体がとらえようとするとき、住民意志の行政への反映という目的を持ち、現実の地域的な問題あるいは実践的な課題と結びつけて調査されるべき性質のものといえよう。

その場合、住民意識調査は、政策決定と情報の収集・整理との関係、さらには、住民参加と情報公開、あるいは住民組織と情報交流の関係など、一連の問題と共に検討されなければならない。

われわれの「ニ - ズ」研究における「住民意識」の調査は、現在の住民ニーズそのものの把握にとどまらず、地域の問題に対処する住民の自律的な問題解決行動や価値意識等に視点を置くことによって、ニーズの発生構造、発生過程を明らかにし、長期的・構造的に住民ニーズをとらえ得るものでなければならないと考えている。

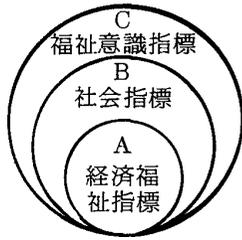
(2) 住民意識調査の位置づけとその役割

ア．福祉測定のための主観的・心理的なアプローチ

福祉や生活の質を測定し、指標化する方法として、次の三つのアプローチが掲げられる。

貨幣的・経済的アプローチ（NNW 福祉GNP , 経済福祉指標） 物理的・社会的アプローチ（住宅の広さ、大気汚染度、犯罪率など非貨幣的・物質的な原単位による社会

図5・1 福祉測定のための3つのアプローチの関係



指標) 主観的・心理的アプローチ(世論調査による福祉意識指標)

丸尾直美氏(注3)は、これら三つのアプローチの相互関係を図示したものの(図5・1)によって、福祉指標、社会指標、「生活の質」指標のそれぞれの特色を次のようにまとめている。

福祉指標.....C, B, Aすべての領域を含む基礎的なニーズに関する指標に重点がある。

社会指標.....BとAの領域の指標。

「生活の質」指標.....CとBの領域の指標で、高次のニーズに関する指標に重点がある。

このような整理によって、われわれは、住民意識調査の位置づけを明確にしていくことができる。そして、体系的な住民意識調査が行われねばならないと考える。

ただし、ここに掲げた「福祉」「社会」「生活の質」の三つの指標は、現実には截然と区分された形で使われている訳ではなく、殊に「社会指標」については様々な定義づけがなされ、次にも述べるように広義に用いられている。

イ. 社会指標と住民意識調査

住民意識調査は、それ自体が独自の福祉水準測定方法であるが、これを社会指標を構成する一つの要素とみる考え方もある。その場合も、主観的指標を最終的アウトプット指標とし、他の指標はこのアウトプットへのインプットとする考え方、社会指標には主観的指標と客観的指標の二つがあるとする考え方(東京都の福祉指標体系)、そして、同一フレーム内に主観的指標と客観的指標が併存するという考え

表5・1 各機関による福祉指標(社会指標)体系の三要因の比較

作成機関 福祉要因	OECD	国連 (ドレウノ フスキー)	アメリカ (社会報告 のために)	同盟勤労 者福祉指 標	東京都の 福祉指標	国民生活 審議会 (注)	
基礎 ニーズ	生存(所得 と消費) 安全 健康	財貨・サー ビスの支配 公共の安全 と正義 健康	栄養 安全 健康	所得と貧困 公共の秩序と 安全 健康と疾病	所得および資 産水準 安定・分配人 命尊重度 保健・衛生	所得・消費 安全 健康	所得および資 産水準 公共の安全 健康
快適 ニーズ	自然の保 全(自然との 調和) 居住環境 労働問題	物的環境 労働と雇用	環境 居住	物的環境 生活環境 (環境破壊 居住環境 労働環境 社会福祉)	自然環境 住生活 交通・通信	物的環境 雇用と勤労 生活の質	
高次 ニーズ	教育・文 学学習と文化 余暇 参加と連 帯	余暇と時間 コミュニティ ライフの質	教育 余暇	学習・科学・ 芸術 社会的流動 性, 参加と疎 外	教育・文化・ 情報 余暇 創造・参加	教育 余暇 連帯 コミュニティ と生活の質	

(資料出所) 国民生活審議会「社会指標」1974年刊。

方（OECDの社会指標,国民生活審議会分科会報告の社会指標フレーム）がある。

今日,社会指標といわれるものの定義,内容,体系は様々であり,その定義の最大公約数的なものは,「国民生活の諸側面或いは社会的諸目標分野の状態を包括的かつ体系的に測定する非貨幣的統計を中心とする統計指標体系である」といわれている。(注4)これまでに発表された社会指標に用いられている主要な要因をひとつの体系によって整理したものが表5・1である。

住民意識調査によって求められる意識や満足度は,極めて主観的,心理的なものであり,それが社会指標体系の中に組込まれる場合,われわれはその限界と困難性についても十分留意しなければならない。

ウ. 政策決定と住民意識調査

これまでの社会指標作成の経緯をみると,特にわが国の場合,その目的は単なる福祉水準の測定ということを離れ,計画への適用という,より高次の目的への移行がみられる。この傾向は,地方自治体における社会指標作成作業において特に顕著であるといわれている。

政策決定における住民意識調査の役割について,飽戸弘氏は,「航海における地図であり,羅針盤であるが,決して『自動操縦装置』ではない」と述べている。(注5)

すなわち,住民意識調査は,政策決定の「参考」として用いられるべきもので,これを「代行」するものではない。「世論」を正確にとらえておくことは,航海で地図と羅針盤が必要であると同様に,あらゆる政策決定にとって必要不可欠であるが,「世論」が直接政策決定をもたらすのではない。専門家(政治家,行政官,または経営者)が,このような世論の実態を正確に把握した上で,自らの見識によって決断するのである。

住民意識調査は,このように専門家の決断を間接的に援ける役割を持っている。

以上,政策決定に係わる住民意識調査の役割についての基本的な考え方を述べたが,以下において,(ア)調査データそのものの果す役割 (イ)調査実施に伴う効果といった分け方で列挙してみよう。

(ア) 調査データの果す役割

住民の考え方,生活の課題,ニーズ等の把握(問題の発掘)

データの分析,解析(住民構造の把握,ニーズ発生構造の把握)

具体的な対応等の設定(対策の設定)

対応策実行後の住民意識の把握(対策のアフター・ケア,ローリング)

(イ) 調査の実施効果

行政への関心を深める(関心の共通化)

自己表現したことによる計画への参加意識(住民参加の第一歩,きっかけづくり)

住民が行政の問題意識を認識する(問題意識の共有,刺激効果)

(注) 自治体の計画づくりに住民意識調査を活用している例として次のようなものがあり,上述の役割を具体的に考えてみるうえに参考となる。

- 〔 <例の1> 長期計画の策定とそのローリングシステムにおける住民意識調査の活用例として 宮崎県におけるTLP (Total Level of Province) の体系 (図5.2割愛) 〕
- 〔 <例の2> まちづくり計画における住民意識調査の活用例として 本県土木部による海老名市まちづくりの調査フロー (図5・3 割愛) 〕

以下,2,3の各節については,次年度の「県民ニーズ把握に関する実証的調査研究」チームに引き継ぐためのものとしてまとめたので,本報告書では紙幅の都合で割愛し,要旨のみを紹介することとしたい。

2 住民意識調査の現状と課題

(1) 住民意識調査の実施状況

「全国世論調査概況」(内閣総理大臣官房広報室編)をもとに,調査の主題別,実施機関別に概観した。地方自治体(特に市レベル)における「地方自治行政問題」の調査が,ここ10年間に圧倒的な増加傾向をみせている。また,新聞,通信社,放送局による生活意識(含社会意識)調査の増加も特徴的である。(表5・2 割愛)

(2) 活用できる住民意識調査の要件

「ニーズ研究」の立場から考えておきたいこと

ア. 調査の三つの志向

住民意識調査を,社会調査のひとつとしての地域調査とみて,社会調査がめざす三つの志向を掲げた。(注6)

基礎資料的接近

問題解決的接近

理論構成的接近

これらの志向が,相互に刺激し合い貢献し合って(図5・4割愛),よりすぐれた調査をつくりあげていくことができるのであるが,これ迄の調査では,理論構成面が軽んじられている傾向がみられる。

イ. 理論の導入・発掘

「データの氾濫と理論の貧困」を防ぐために,理論と調査を結びつける方法とその考え方について整理し,さらに,鮑戸弘氏のまとめられた「理論構成のダイヤグラム」を,図5・5として紹介した。

ウ. 住民意識の分析モデル

社会学その他の学者によって設定された「住民意識の分析モデル」は,われわれが住民の自治意識の構造を操作的にとらえたり,地域社会意識の分析枠組を設けたりするのに役立つ。

そのため、5人の学者による分析モデルを図5・6～図5・10によって紹介した。

3 神奈川における住民意識調査と今後の課題

(1) これまでに実施された調査

県民課による例年の「県政世論調査」と「てがみによる県政アンケート」及び「県内各市で実施された調査」について、主要調査項目一覧及びサンプル、調査方法等の紹介を行った。

(2) 今後の住民意識調査実施上の課題

県民ニーズを、長期的、構造的にとらえるという視点から、住民意識調査をめぐる今後のあり方について、若干の提言を行った。(以下割愛)

<注>

(注1) 倉沢 進 「都市の住民意識と住民組織」

(都市問題講座3「財政と行政」) 1965年 有斐閣

(注2) 松原治郎 「コミュニティの社会学」1978年 東京大学出版会

(注3) 村田昭治,丸尾直美,井関利明編 「福祉志向の論理」 続,福祉生活の指標を求めて

1976年 有斐閣

(注4) 国民生活審議会編「社会指標」1974年 大蔵省印刷局

(注5) 飽戸 弘 経済企画庁国民生活政策課編「総合社会政策を求めて」-福祉社会への論理-

1977年 大蔵省印刷局

(注6) 飽戸 弘 「社会調査入門」1971年 日本経済新聞社

あ と が き

県政の当面する中期的・長期的課題について社会科学的研究を進めていくという研究組織づくりが行われ、私たちはその第1回研究チームのひとつとして「県民ニーズの長期的・構造的変化に関する調査研究」というテーマにとり組んだ。

このような基礎的研究テーマに職員だけでとり組んだことも、兼務で全庁的にいろいろな職場から約10ヵ月間、週1回ずつ公務研修所に集まるといった新しい形で行われたことも、すべて初めての試みであった。

共同研究の過程で私たちが最も悩まされたことは、このテーマの内容の広さ・深さ、研究手法の多様性・不確定性であり、- これは、好学の士にとっては一面、未開の分野をきりひらくという嬉しい悩みでもあったのだが - 限られた時間の中で行政担当者としての立場で研究を深めていくには、どのように的をしぼるべきかという問題であった。メンバー皆で研究の枠組をきめ、資料分析や議論を進めていく途中で、改めて方向転換・修正の必要が生じたことも一再ならずあった。

幸いこの研究テーマは、次年度の研究チームでもとりあげられることとなったので、特に「地域社会レベルでのより実証的な研究」を次年度チームに期待することとし、私たちは文献研究を中心とする総合的かつ理論的研究を主体として、視野と関心を広く日本全体の問題に向け、その中で神奈川の位置づけを試みながら、過去から未来、とくに21世紀につながるものとしての今日の課題を多角的にとらえようとした。一方、本県行政の実態については、組織の動向、あるいは重点施策・新規事業の動向など多面的な分析を試みた。「新規事業の立案に関する調査」を県庁全組織（課レベル）の協力を得て実施したほか、県民部県民課で例年行っている県政世論調査をはじめとする各部の調査や県民要望関係資料の提供を得たことは、現実の行政の問題を直視しながら研究をすすめるための大きな力となった。

報告書のとりまとめにあたっては、私たちの研究テーマの場合、具体的なひとつの方向を求めて研究をまとめ、提言を行うといった性格のものではなく、基礎的かつ学際的研究であるという認識の上に立って、章別構成については全体として一定の流れを持ち得るよう配慮しながらも、それぞれの章が個別に独立しうるものとしてまとめた。いわば、共同論文集という性格づけをし、あえて全体の論調の統一を図っていないことをお断りしておきたい。

この報告書について、私たちは未熟さを自認しながらも、次の三つの役割を果したいというひそかな期待を抱いている。

第1には、今後の研究をすすめるための基礎資料となり、研究基盤づくりに役立たせること。

第2には、人々のニーズの動向と、それを形成する背景条件（社会変動、環境変化、生活構造、意識、価値観等）、そして行政の実態についての分析材料をいろいろな立場の人に提供すること。

第3には、県民ニーズの動向と行政の対応について、県のすべての分野の職員が日常業務の中で深い関心や問題意識を持つための啓発の書となること。

そして、このようなことがきっかけとなって、今後、職員や県民の間で政策形成のための論議が活発に行われることを願っている。

最後に、私たちの研究のために貴重なご指導、ご助言を賜りました諸先生方に厚く御礼申し上げます。

また、調査の実施や資料の提供にご協力くださった庁内各部署の方々、ならびにこの研究に関心を持ってくださり、暖かいご支援をいただきました職員の皆様にも深く感謝いたしております。

公務研修所「県民ニーズの長期的構造的変化に関する調査研究」の研究チーム

リーダー	佐々木 豊	(企画部企画調整室)
	井上 良一	(総務部秘書室)
	宮川 正道	(企画部計画室)
	伴瀬 晃男	(県民部県民課)
	三瓶 十美夫	(県民部消費生活課)
	鈴木 哲夫	(農政部農地計画課)
	長田 誠	(土木部計画課)
	生方 武羅夫	(教育庁経理課)
	高田 量介	(総務部公務研修所)
コーディネーター	宰田 満里子	(総務部公務研修所)

指導・助言いただいた先生方 (研究日誌掲載順)

氏名	現職	指導・助言いただいたテーマ
川端 良子	国民生活センター 調査研究部長	生活意識研究の歴史と現状
小沢 紀美子	日立製作所 システム開発研究所	システムズ・アプローチによるニーズ研究の事例 (広島県・市の例)
岸本 重陳	横浜国立大学 経済学部教授	経済学を超えて研究テーマへの期待
柳井 孝道	パシフィックリサーチ機構 取締役企画室長	意識調査の理論と実際

氏 名	現 職	指導・助言いただいたテーマ
田 中 努	経済企画庁 国民生活政策課 参事官	総合社会政策と自治体
富 田 積 子	同 課長補佐	- 同 上 -
倉 又 孝	野村総合研究所 社会システム研究部副部長	経済社会の長期展望と自治体行政の新しい政策 展開に関する研究の現状
福 島 一	同 主任研究員	- 同 上 -
見 田 宗 介	東京大学教授	価値意識の理論 新たな社会的目標
西 平 喜 重	統計数理研究所 統計技術員養成所長	日本人の国民性に関する調査について社会調査 の計画・実施について
直 井 優	東京大学助教授	県民ニーズの長期的構造的変化に関する調査研 究 - 選択的アプローチと一つの提案 -
稲 上 毅	法政大学社会学部助教授	地方自治体における社会計画
星 野 克 美	日本長期信用銀行調査役	社会システムの変動と制御について - 社会変動 の理論と計測から -
松 田 義 幸	筑波大学助教授 余暇開発センター	市民ニーズの長期的・構造的変化
丸 尾 直 美	中央大学教授	ニーズ・福祉分析の意義と手法
片 岡 寛 光	早稲田大学教授	地域住民ニーズと自治体の責任
門 脇 厚 司	筑波大学助教授	新しいニーズの動向と行政
須 知 正 度	日興リサーチセンター 研究開発室	国民生活選好度調査の設計と分析
岡 川 千 勝	(財)政策科学 研究所 主任研究員	地方自治体における行政ニーズと行政サービス

以下の付属資料は、本報告書においては印刷を割愛します。
原報告書は公務研修所にあります。

附属資料 1. 新規事業についての調査

(本資料は、新規事業について行った調査の結果の数表にかえる意味で、若干の分析を行ったものである。)

1. 新規事業についての調査(その1)	(原報告書における頁)
(1) 部局別の動向	1
(2) 国-県間のウエイトの変化	4
2. 新規事業についての調査(その2)	7
(1) 事業の継続性	7
(2) 国-県単独事業区分	14
(3) 発足年次別	19
(4) 予算計上済事業の動き	25
(5) 事業形態別の動向	29
ア 内部対象の事業形態	29
イ 外部対象の事業形態	32
(6) 部局別の動向	36
(7) 施策化の契機,促進要因,問題点	40
(8) その他若干の論点	44
ア 予算の有無によるちがい	44
イ 人員増の有無	46
3. 集計表	48
4. 調査票	48

附属資料 2. 神奈川県組織の動向

1. 神奈川県の組織数の変化(本庁)	1
2. 神奈川県の部局の動向	2
3. 神奈川県の室課の変動状況(本庁)	3

[参考資料]

著編者	書名・報告書名	発行所	刊行年	著編者	書名・報告書名	発行所	刊行年
(理論・方法論)				神奈川県 民部 横浜市企画 調整局	神奈川県政世論調査		1978
青井和夫・ 松原治郎編	生活構造の理論	有斐閣	1971	川崎市	横浜市民の生活構造 と生活意識		1977
見田宗介	価値意識の理論	弘文堂	1966	宮崎県企画 調査課	市民意識実態調査報 告書		1976
真木悠介	人間解放の理論のた めに	筑摩書房	1971	労働省	総合地域指標 - TLP 勤労者福祉意識構造		1974
庄司興吉	現代化と現代社会の 理論	東大出版会	1978	(社会指標・社会計画)			
庄司興吉	現代日本社会科学史 序説	法政大学 出版局	1975	国民生活 審議会編	社会指標 - よりよい 暮らしへの物さし - 社会指標	大蔵省 印刷局	1974
見田宗介編	社会学講座1 2 社会意識論	東大出版会	1977	レイモンド・ A・パウア -		産業能率	1976
青井和夫編	社会学講座1 理論社会学	東大出版会	1974	平山裕次	豊かさを測る - 社会 指標への招待	短大出版部	1976
中鉢正美	現代日本の生活体系	ミネルヴァ 書房	1975	降矢憲一	社会指標の話	日本経済 新聞社	1977
余暇開発 センター	人間と社会に関する 総合研究I-IV	余暇開発セ ンター	1978	J・ドレヴノ フスキー	福祉の計測と計画	日本経済 新聞社	1977
(ニーズ分析)				村上泰亮 蠟山昌一	生涯設計計画	日本評論社	
経済企画庁	国民生活白書	大蔵省 印刷局	1978	注) 社会指標については、井上敏夫、陸川キヨシ「社会・ 福祉指標関係文献目録」『国民生活研究』VOL.14,NO.4 (1975-3)を参照されたい。			
経済企画庁	国民の生活と意識の 動向	大蔵省 印刷局		丸尾直美他編	福祉生活の指標を 求めて	有斐閣	
経済企画庁	生活欲求の実態とア クセシビリティ	大蔵省 印刷局	1977	(予測)			
富元国光 白川一郎	生活環境と住民意識	至誠堂	1977	日本リサ - チ・センタ - 編	20年後の国民生活	東洋経済 新報社	1966
(意識調査)				日本リサ - チ・センタ - 編	20年後の都市生活	東洋経済 新報社	1968
地方自治 総合研究所	全国住民意識調査総 覧	地方自治 総合研究所	1975	余暇開発 センター - 編	昭和60年人間と産 業の総予測	ダイヤモンド 社	1975
内閣総理大臣 官房広報室	全国世論調査の現況 40年~52年			内田忠夫編	国民生活の長期ヴィ ジョン	日本経済 新聞社	1976
内閣総理大臣 官房広報室	世論調査一覧表		1977	経済企画庁 国民生活局	10年後の生活予測	大蔵省 印刷局	1976
総合研究 開発機構	地方自治体調査研究 要覧	ぎょうせい	1978	国民経済 研究協会	県民生活の将来像に 関するデルファイ調 査	埼玉県	1977
NHK放送 世論調査所	世論調査資料集	NHKサー ビスセンター	1978	北海道環境保全 エンジニアリン グセンター -	地域住民ニーズの展 望に関する手法開発 調査報告書	機械振興 協会	1977
興論科学協会	大都市周辺における 自治意識の実態調査 報告		1969	経済企画庁 国民生活局	これからの生活と自 由時間	大蔵省 印刷局	1977
千葉県日本 都市センター	都市化地域内住民の 意識と行政の対応策 に関する調査研究報 告書		1971	(生活の質)			
統計数理研究所	市民意識の研究 町田,倉敷,東京		1973	未来工学 研究所編	生活の質の指標化調 査		1974
関西経済 研究センター	市民意識にみる関西 の将来		1973	日本リサ - チ・センタ - 総合 研究所編	新しい経済社会環境 下における生活の質 的向上に関する研究		1975
池内一	市民意識の研究	東大出版会	1974				
日本都市 センター	住民意識の行政なら びに長期計画策定過 程への反映方法に関 する調査研究		1974				

著編者	書名・報告書名	発行所	刊行年	著編者	書名・報告書名	発行所	刊行年
日本リサーチセンター総合研究所編	高令化社会における生活の質		1977	ジョン・K・ガルブレイス	不確実性の時代	TBSブリタニカ	1978
荻原 勝	欧米先進社会におけるクオリティ・オブ・ライフの研究	『国民生活研究』VOL.17.N04 (78-3)		ダニエル・ベル	資本主義の文化的矛盾	講談社	1976
(統計表)				真木 悠介	現代社会の存立構造	筑摩書房	1976
総理府統計局	社会生活統計指標	日本統計協会	1976	(行政・公共性)			
経企庁経済研究所	県民所得統計年報	大蔵省印刷局	1978	赤木須留喜	行政責任の研究	岩波書店	1978
通産省	工業統計表	"	各年版	(財)神戸都市問題研	都市経営の理論と実践	勤草書房	1977
"	商業統計表	"	"	片岡 寛光	行政国家	早大出版部	1976
神奈川県企画部	工業統計調査結果報告	神奈川県	"	"	行政の設計	"	1978
"	商業統計調査結果報告	"	"	鈴木 守	外部経済と経済政策	ダイヤモンド社	1974
総理府統計局	事業所統計調査報告	大蔵省印刷局	"	加藤 寛ほか	経済政策論を考へる	勤草書房	1978
関東農政局	神奈川県農林水産統計年報	神奈川県農林統計協会	"	坂田 期雄	新時代の地方自治1-4	ぎょうせい	1978
神奈川県企画部	県勢要覧	神奈川県	"	自治大学校研究部編	新しい経営戦略と行政	第一法規	1976
神奈川県衛生部	神奈川県衛生統計書	"	"	松下 圭一	シビル・ミニマムの思想	東大出版会	1971
神奈川県企画部	統計で知るかながわ	"	"	日本行政学会編	社会変動と行政対応	ぎょうせい	1976
神奈川県教育委員会	神奈川の教育統計	"	"	"	行政の責任領域と費用負担	"	1978
(現代社会論・社会システム論)				"	政策決定と公共性	勤草書房	1974
T.パーソンズ, N.J.スメルサー	経済と社会	岩波書店	1959	辻 清明編	行政学講座1-5 (消費・余暇)	東大出版会	1976
T.パーソンズ, E.A.シルズ	行為の総合理論をめざして	日本評論社	1960	塩田 静雄	消費の社会学	文真堂	1976
富永 健一	社会変動の理論	岩波書店	1965	山口貴久男・財津 宏	予測日本の消費者	ダイヤモンド社	1976
富永 健一	産業社会の動態	東洋経済新報社	1973	日本経済新聞社編	ニュー・ヤング	日本経済新聞社	1977
T.パーソンズ	社会体系論	青木書店	1974	小嶋外弘・梅沢 伸嘉	消費者ニーズをどうとらえるか	ダイヤモンド社	1977
青井和夫編	社会学講座1, 理論社会学	東大出版会	1974	岩田 幸基	消費構造の知識	日本経済新聞社	1973
星野 克美	社会変動の理論と計測	東洋経済新報社	1977	犬田 堯	大衆消費社会の終えん	中央公論社	1977
飽戸 弘・富永 健一	変動期の日本社会	日本放送出版協会	1972	国民生活センター	消費者問題10年史	国民生活センター	1976
ダニエル・ベル	脱工業社会の到来	ダイヤモンド社	1975	日本経済新聞社編	消費者は変わった	日本経済新聞社	1975
総合研究開発機構	事典 日本の課題	学陽書房	1978	日本余暇学会編	新時代の余暇	第一法規	1975
B.M.グロス	社会システム論	同文館	1969	瀬沼 克彰	余暇社会の基調	文和書房	1977
石原舜介編	都市社会システム	日刊工業新聞社	1973	"	余暇の社会学	"	1977
				松原 治郎編	講座余暇の科学1 余暇社会学	垣内書房	1977
				斉藤精一郎編	講座余暇の科学2 余暇経済学	"	1977
				斉藤精一郎・松田 義幸	日本の余暇マーケット	日本経済新聞社	1974